

官報

号外 平成十三年三月十五日

○第一百五十一回 衆議院會議録 第十三号

平成十三年三月十五日(木曜日)

議事日程 第五号

平成十三年三月十五日

午後一時開議

- 第一 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案(内閣提出)
- 第三 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名
- 日程第一 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案(内閣提出)
- 日程第三 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
- 衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

平成十三年三月十五日 衆議院會議録第十三号

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案外一案

午後一時三分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(綿貫民輔君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○小此木八郎君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理委員会に

を指名いたします。

また、同予備委員に

浅野大三郎君	石原 輝君
田中 昭一君	浅井 美幸君
及 鷲野 忠雄君	
元宿 仁君	金井 和夫君
西川 洋君	鳥居 一雄君
及 松井 繁明君	

を指名いたします。

日程第一 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案、日程第二、新産業都市建設促進法等を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松正雄君。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、踏切道の改良措置を講ずる期間を平成十三年度以降さらに五カ年間延長すること、

第二に、都道府県知事が、鉄道事業者、道路管理者及び関係市町村長の意見を聞いた上で、国土交通大臣に対して、本法に基づく踏切道の指定をすべき旨の申し出を行える制度を創設すること、

第三に、鉄道事業者と道路管理者が協議して立体交差化計画または構造改良計画を作成するに際し、その協議が調わなかった場合の措置として、鉄道事業者または道路管理者からの申請に基づいて、国土交通大臣が裁定する制度を創設しようとするものであります。

次に、新産業都市建設促進法等を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法並びに新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止するとともに、本法の施行に伴う経過措置等、所要の規定を整備しようとするものであります。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は去

二月二十七日、新産業都市建設促進法等を廃止する法律案は去る三月七日、本委員会にそれぞれ付託され、同日九日閣内閣交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同日審査に入り、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案につきましましては、新設される都道府県知事の申し出制度及び国土交通大臣による裁定制度の円滑な踏切道改良事業に対する効果等について、新産業都市建設促進法等を廃止する法律案につきましては、いわゆる新産・工特制度の廃止後の地方産業振興策のあり方等について議論が行われました。

同日質疑を終了し、採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案に対し、政府は、特に、いわゆるポトルネック踏切を、今後十年間で半減することを目標に、当面五年間着実に実施できるよう努めること等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 ○議長(綿貫民輔君) 日程第三、関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。財務金融委員長山口俊一君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書
 (本号末尾に掲載)
 (山口俊一君登壇)

○山口俊一君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

第一に、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する開發途上国に対する特惠關稅制度について、その適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業産品等に係る特惠關稅の適用方式の変更、特惠關稅率の多様化、後發開發途上国に対する新たな特惠關稅対象品目の創設等を行うこととしております。

第二に、コークグリツツへの加工原料用等のトウモロコシの關稅割り当て一次稅率の引き下げ、紡織用纖維のフロック等の關稅率の撤廃等を行うこととしております。

第三に、旅客が輸入品を沖繩県から沖繩県以外の本邦へ携帯して出域をする際の關稅の払い戻し制度を免稅制度に変更すること等を行うこととしております。

第四に、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する暫定稅率、石油關係の關稅の還付制度、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく關稅化農産品に係る特別緊急關稅等について、その適用期限を一年延長することとしております。

その他、稅關手続の簡素化等、所要の改正を行うこととしております。

本案は、去る七日当委員会に付託され、昨十四日宮澤財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと

を申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、環境省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 環境省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(綿貫民輔君) 環境委員長五島正規君。

環境省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
 (本号末尾に掲載)
 (五島正規君登壇)

本案は、環境行政の一層の推進を図るため、環境省に地球環境審議官を設置し、及び地方における環境省の所掌事務に関する調査などの事務をつかさどる職員を配置しようとするものであります。

本案は、去る二月六日本院に提出され、三月七日日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、九日に川口環境大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程案の三案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員に關する規程案(議院運営委員長提出)

議長(綿貫民輔君) 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案、衆議院の事務局及び法制局の職員に關する規程案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長藤井孝男君。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院の事務局及び法制局の職員に關する規程案

(本号末尾に掲載)

(藤井孝男君登壇)

議長(綿貫民輔君) たいま議題となりました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案、衆議院の事務局及び法制局の職員に關する規程案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案であります。これは、平成十三年四月一日から、金融庁にも国立国会図書館の支那図書館を置くこととするものであります。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案であります。これは、議員が出席のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるものとするものであります。

次に、衆議院の事務局及び法制局の職員に關する規程案であります。これは、衆議院の事務局及び法制局の職員を、千七百九十九人を超えない範囲内で改定する場合には、議長が議院運営委員会に諮って定めようとするものであります。

なお、本規程の制定に伴い、衆議院事務局職員定員規程及び衆議院法制局職員定員規程は廃止することとしております。

本法律案、規則案及び規程案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

議長(綿貫民輔君) 三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも可決いたしました。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明

議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣坂口力君。

(國務大臣坂口力君登壇)

國務大臣(坂口力君) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、産業構造の転換等、経済社会の変化が進む中で、労働者が離職を余儀なくされる場合の円滑な再就職を可能とするともに、労働者個人の自発的な能力開発を促進するなどにより、職業生活の全期間を通じてその職業の安定を図ることが重要となっております。

政府といたしましては、必要な施策を整備充実するため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法の廃止であります。特定の業種にかかわらず離職を余儀なくされる労働者について円滑な再就職を促進するための施策を講ずることを踏まえ、同法を期限どおり、平成十三年六月三十日をもって廃止することとしております。

第二に、雇用対策法の一部改正であります。事業規模の縮小等を行うおとす場合に、事業主は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとするともに、政府は、認定を受けた計画に基づき対象労働者の再就職援助のための措置を講ずる事業主に對し必要な助成及び援助を行うこととしております。

また、特に中高年齢者の再就職を促進するため、事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならないものとするとしております。

第三に、職業能力開発促進法の一部改正であります。労働者の職業生活の設計に即した自発的な職業能力開発を促進するため、関係者の責務及び事業主が必要に応じて講ずる措置を定めるとともに、技能検定試験に關する業務を行わせることができ、民間試験機関の範囲及び当該民間試験機関に行わせることができる業務の範囲の拡大を通じて、職業能力評価制度を整備することとしております。

第四に、雇用保険法の一部改正であります。雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して必要な助成及び援助を行うことができるものとするとしております。

第五に、地域雇用開発等促進法の一部改正であります。地域の主体性を最大限に生かすつ、就職の促進その他の地域雇用開発を図る観点から新たに整理した雇用機会増大促進地域等四つの地域区分について、都道府県が策定する計画を厚生労働大臣が同意し、当該計画に基づき対策を講ずる方式に改めることとしております。

第六に、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法の廃止に伴い必要となる経過措置を定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成十三年十月一日から施行することとしております。

以上が、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案の趣旨でございます。(拍手)

よろしくお願い申し上げます。

議長(綿貫民輔君) 趣旨説明を求めます。

厚生労働大臣坂口力君。

(國務大臣坂口力君登壇)

國務大臣(坂口力君) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、産業構造の転換等、経済社会の変化が進む中で、労働者が離職を余儀なくされる場合の円滑な再就職を可能とするとともに、労働者個人の自発的な能力開発を促進するなどにより、職業生活の全期間を通じてその職業の安定を図ることが重要となっております。

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。加藤公一君。

(加藤公一君登壇)

○加藤公一君 民主党の加藤公一でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、たまたま議題となりました経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案につき、総理大臣、厚生労働大臣に質問いたします。(拍手)

初めに、森総理に伺います。国会は国権の最高機関でありますから、そこで与党の皆さんによって信任されたばかりの総理が、ちまたで言われるように、近々おやめになるなどということは、到底考えられません。しかし、もしもそれが事実であれば、これは大変ゆゆしき問題であります。国会の議決には意味がないと言っているからであります。

もうすぐやめるということがわかつている総理の答弁ではむなしいだけありますから、まずは冒頭、国民の皆様に対して、御自身の進退を明確に表明していただきたいと存じます。(拍手) さて、現下の雇用情勢は依然、大変厳しい情勢にあります。失業率は四％台後半に高どまりし、失業者も三百七十七万人という高い水準であります。また、二年近く改善を続けてきた有効求人倍率や、労働経済動向調査における労働者の過不足感にも陰りが見え始めています。堅調であったIT産業も、アメリカの株価の伸び悩みによって採用を手控えたり、一部の勝ち組を除いてはベンチャー企業の採用が鎮静化したり、この先、新たな求人への伸びは余り期待できません。

さらに、構造的要因による雇用情勢の悪化も心配の種です。転職希望者が増加基調にあること

や、これまで就職活動すらあきらめていた方々が就職活動を始められる可能性、さらに人材の流動化による表面的な失業率の増加などを考慮すると、今後、失業率が五％台で推移する可能性も決して否定できません。さらに、近い将来、財政構造改革に着手すれば、その影響で失業者の増加も考慮すべきであります。

雇用不安は今の日本を覆う閉塞感の中心的な要因であり、これを打破するために、将来にわたって、雇用不安増大のリスクを最大限回避することにも、セーフティネットの充実を図るべきだと考えます。また同時に、日本全体の適材適所の実現という究極の目標達成に向けて、今こそ抜本的な政策の方向転換が必要だと考えます。

旧来型の対症療法の積み上げでは、決して国民の不安はぬぐえないし、日本の再生もあり得ない、そう申し上げても過言ではないと思えます。総理御自身のお考えをお聞かせください。これまで我が国の雇用慣行で最大の特徴と言われてきた無期限の長期雇用、いわゆる終身雇用は、この先、ますますその比率が下がることが予想されます。固定的な雇用慣行は、労働者の企業内訓練を重視する日本企業にとって高い合理性を持ち合わせておりましたが、経済構造や人口構成の変化によってその合理性は薄れてきたのであります。つまり、流動的な雇用慣行の比率が高まること、そしてそれを望む労働者の比率が高まること、もはや避けられないのであります。

人材の流動化が進めば、求職者が速やかに次の職場を見つけられるよう、健全な労働市場の育成が必要になってまいります。しかし、これまでの労働行政の延長では、かえって市場の健全性を阻害するおそれがあります。その典型が助成金制度です。その全貌をだれ一人把握できないほど多数存在しているから、効果が証明されているものなど皆無に等しいのであります。現金をばらまいて不自然な需要をつくり出す、業績の悪い企業に無理やり雇用を維持させる、こうした時代おくれの

発想では、本質的な雇用対策にはなり得ません。この際、非効率な助成金のあり方を根本から改め、実効性の明らかかな助成金以外は大胆に整理することが求められると考えますが、今進められている助成金の見直しは本質的な改革に値するのかが、そして、いかにして健全な労働市場を築いていくつもりか、厚生労働大臣の御所見を伺います。

年齢や性別など、個人の力ではどうしようもないことで就業のチャンスを奪われている方がいらっしゃると思います。差別によって、能力のある高齢者や女性たちが労働市場から追い出されているのです。こうした差別を解消することは、多くの人々に就業のチャンスを保障するという意味で、大変意義深いことです。

私は、個人の自由意思が尊重され、個人が自立できる社会を目指すという観点から、あらゆる差別に反対します。年齢差別についても同様の考えです。年齢差別の禁止は、年功序列賃金や定年制の廃止など多くの課題、そして、日本の将来にビジョンとも深くかかわる重要な問題だと思えます。総理は、我が国のトップリーダーとして、今後、年齢差別のないエージフリー社会を目指すのか、それとも、これまで同様の固定的な雇用慣行を維持するのか、いずれの道を進むつもりか、その御意思を伺いたいと思います。

今回の法案では、民間の事業主に、募集、採用において年齢差別をしないよう努力義務を課すこととなります。確かに、年齢による理不尽な差別が横行する現状と比べれば、少しは進歩したと言えるでしょう。民間の事業主の皆様には、ぜひ、労働者の選考において、形式的な年齢ではなく、実質的なその人の能力を十分に吟味し、採用の可否を決定していただきたいと望むところであります。

ところで、この法案を提出した政府は、公務員の募集、採用において、年齢で差別せず、能力だけで判断しているのでしょうか。大臣もよく御存

じのとおり、一般職の公務員では、その受験に当たって年齢制限が存在しています。ある年齢を過ぎれば、面接はおろか、筆記試験すら受験できません。

公務員の募集、採用は年齢差別が残ったまま、民間の事業主だけが年齢に関係なく労働者を採用しようとするのでしょうか。本気で年齢差別の撤廃に向けて踏み出すのであれば、政府みずから、つまり公務員の募集、採用から率先すべきだと考えますが、総理の御決意を伺いたいと存じます。(拍手)

現在の失業の一因として、能力のミスマッチの問題が挙げられます。この問題を解決するには、適切な能力の評価システムが必要になります。労働市場で求められている職業能力を身につけようというインセンティブが働くからであります。しかし、これまで実施されてきた技能士検定やビジネスキャリア制度は、果たして十分にその機能を果たしてきたと言えるのでしょうか。甚だ疑問を持たざるを得ません。これに対する厚生労働大臣の評価をお聞かせいただけます。

そもそも、職業能力の評価は、個々人の技能、すなわちスキルを測定するだけでは不十分であります。職業能力全体の適正な評価は、その業務を行っている現場が最も適切に実施できるはずで、その意味では、能力評価はすべて民間に任せべきではないでしょうか。そもそも、国が主導しては、民間の技術革新や経営革新に追いつけず、適切な評価をすることができないのではないのでしょうか。厚生労働大臣はいかがお考えになりますか。

健全な労働市場が育成されても、そこへの参入に際して不利な状況を強いられる方々に対して何らかの支援が必要であります。私は、すべての人々が持つて生まれた能力を最大限発揮できる社会を理想としていますが、その意味でも、障害者の皆さんに対する支援はまだ不十分だと言わざるを得ません。

今回の法改正では、雇用対策法から障害者の職業の安定に関する規定を削除することになってい

確かに、障害者の雇用の促進等に関する法律において、企業や国、地方自治体に障害者を雇うことを義務づけています。しかし、実際には、半分以上の企業が一・八%の法定雇用率を達成できておりません。また、二・一%の法定雇用率が適用される公団、事業団などの特殊法人でも、いまだ五分の一が未達成という現実があります。

この改正によって、障害者の皆さんに働く機会を保障するという政府の取り組みが後退するものであるなら、これは看過できないのであります。そこで、総理にお尋ねいたします。

職につきたいという意欲のある障害者の皆さんに働く機会を保障することは、政府の役割として必要だとお考えでしょうか。また、障害者を持つ方々が、職につき、自立するための支援として、今後どのような取り組みを進めるおつもりですか。

最後に、厚生労働大臣に伺います。昨日、KSDをめぐる調査結果及び処分についてが公表されました。しかし、接待については、その人数や回数が発表されただけであり、だれがどのような会食をしたのか、何一つ明らかにはなっておりません。これでは、今回の処分が適切かどうか判断できないのであります。それぞれが、そのときの役職はどうであったか、だれが主導していたか、すべてを明らかにしていただきたいと思

こうした政官業の癒着が、そしてKSDの疑惑が、指導監督を甘くしていた国の責任について疑惑を持たれ、国民に納得のいく説明を求められて

いる現状を考えれば、これは正直に、そして、すべてを明らかにする、この姿勢をぜひとも示していただきたいと思ひます。この疑惑をすべて解明すること、この点を強く要求いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(森喜朗君) 初めに、私自身に關するお尋ねがございました。内外に課題が山積いたしております現在、私は、国政にはいつときの停滞も、また、空白も許されない状況であると考えております。私としては、先日、本院におきまして内閣不信任案の否決を受け、まずは、現在参議院で御審議をお願いしております平成十三年度予算やその関連法案、さらに、各般の改革を実施するための重要法案の一日も早い成立に全力を尽くすことが、現内閣の責務であると考えております。

また、最近の厳しい経済情勢、株式市場動向にかんがみまして、政府・与党一体となって緊急経済対策本部を発足させたところでありまして、さきに提示されました与党三党により緊急経済対策をしっかりと受けとめて、断固とした対応をとってまいり所存であります。

さらに、月内に予定されております米、ロシアとの首脳会談など、当面の外交課題にも全精力を傾けてまいります。私としては、目下、こうした諸課題に全力を挙げて取り組むことしか考えておらず、退陣などは、現在のところ全く念頭にはありません。

雇用不安の解消に関するお尋ねであります。政府がこれまでに取り組んできた大胆かつ迅速な政策運営により景気は最悪期を脱しましたが、失業率が高水準で推移するなど、雇用情勢は依然として厳しい状況で推移しております。また、我が国の発展を支えてきた経済社会システムが、内外の厳しい経済変化によって従来のような役割を果たせなくなってきたと見て、これらが国民が不安を感じる要因となつておられると

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する加藤公一君の質疑

す。こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることを最重要課題として取り組んでまいりますとともに、二十一世紀を先取りした経済構造改革に大胆に取り組んでいくところであります。

また、中長期的には、経済社会の変化が一層進展し、失業率が高まらざるおそれがあることから、セーフティネットを充実する必要があること、新たなセーフティネットの一端として、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するなどの仕組みを設ける雇用対策法等改正法案を御提案申し上げました。こうした措置により、国民の雇用不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

我が国の雇用慣行の将来ビジョンについてお尋ねがありました。少子高齢化が進展する中、将来にわたって経済社会の活力を維持していくためには、年齢にかかわらず、すべての人がその意欲と能力に応じて働くことのできる社会を築いていく必要があります。このため、改正法案に、労働者の募集、採用について、事業主は、雇用慣行との調和に留意しつつ、年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めることとする旨の努力義務を盛り込んでいくところであります。

雇用全般のあり方については、我が国の雇用慣行にもかかわる大きな問題であることから、国民各層の参加を得て、幅広く議論を進めてまいります。公務員の募集、採用に係る年齢制限についての

お尋ねがありました。公務員の採用は、民間における取り扱いと同様とするのが基本と考えております。国家公務員の採用は、競争試験による場合には一定の年齢制限を設けておりますが、採用試験が各省庁の新人職員を採用するために行うものであり、我が国の雇用慣行のもと、新規卒卒者を中心とする若年層からの採用を目的として行っていることによるものであります。また、新人職員以外のいわゆる中途採用については、選考により行われているところであり、年齢による制限は設けておりません。

障害者の職業の安定のための取り組みについてのお尋ねであります。雇用対策法中の障害者の職業の安定にかかわる規定は、既に障害者雇用促進法に吸収されているところであり、今回、雇用対策法について規定の整備を行った後も、障害者雇用促進法に規定するノーマライゼーションの基本的理念の実現のため、障害者がその適性と能力に応じて職業につけるようにすることは、政府の重要な責務であると認識しております。

このような認識のもと、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、職業リハビリテーションの推進を初め、各種施策を今後とも強力に推進してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(坂口力君) 助成金制度の改革についてのお尋ねでございます。雇用保険三事業関係給付金につきましては、昨年の雇用保険法改正時の衆議院、参議院の委員会における附帯決議で整理合理化が求められていたとともに、本法案を提出する契機となりました関係審議会の建議におきましても、今後の雇用政策の方向に沿って効果的、効率的な支援を行う観点から、支援内容の重点化及び簡素合理化を図る必要があるとの指摘を受けているところでござい

ます。雇用保険三事業関係給付金の整理合理化に当たりまして、本法案の成立後施行までの間に、再度、関係審議会において議論いただくこととなっております。こうした考え方を十分に踏まえて措置する考えでございます。

雇用保険三事業関係給付金の整理合理化に当たりまして、本法案の成立後施行までの間に、再度、関係審議会において議論いただくこととなっております。こうした考え方を十分に踏まえて措置する考えでございます。

雇用保険三事業関係給付金の整理合理化に当たりまして、本法案の成立後施行までの間に、再度、関係審議会において議論いただくこととなっております。こうした考え方を十分に踏まえて措置する考えでございます。

技能検定制度やビジネスキャリア制度が果たしてきた機能の評価についてのお尋ねでございます。

技能検定制度は、現在、建設、製造系職種を中心に百三十三職種について実施をし、検定に合格した者が累計で約二百五十万人となっております。

これらの制度は、労働者の職業能力開発の目標として定着し、一定の機能を果たしてきたと考えております。

職業能力評価の今後のあり方についてのお尋ねでございます。

技術革新、産業構造の変化に対応し、円滑な再就職の促進に資する適切な職業能力評価システムを確立、普及するためには、業界団体等の民間機関が主体となった制度整備が必要であると考えております。

しかしながら、すべてを民間に任せる場合には、職業能力評価制度が乱立し、労働者や企業の間におそれがあることなどから、国が業種間、職種間で共通の横断的な職業能力評価の仕組みを提供する役割を果たしていくことが必要であると考えております。

このため、今回の改正によりまして、技能検定制度に関する業務の民間機関への委託について、国が技能や知識の水準の統一的、横断的な基準を

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する加藤公二君の質疑

定めた上で、試験科目の設定を含む全部委託方式を導入することとしており、幅広い職種について、技術革新等に対応した能力評価制度の整備を図ってまいりたいと考えております。

KSDをめぐる調査結果につきましてのお尋ねでございますが、今回の調査では、すべての処分対象者について、その氏名、役職及び個人別の調査の内容をともに明らかにしたところでございまして、ごらんをいただければと思います。

国民に不信の念を抱かれていますような事態を招いたことはまことに遺憾であり、厚生労働行政を預かる大臣として、深くおわびを申し上げる次第でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 都築謙君。

(都築謙君登壇)

○都築謙君 私、自由党を代表して、ただいま議題となりました雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に関して質問をいたします。(拍手)

初めに、世界同時株安が大きく報道される中で、既に影が薄くなった印象が否めませんが、森

総理大臣は、三月十日の自民党五役会議において、次いで自民党大会において、自民党総裁選挙を前倒しする意向を表明され、これは事実上の返陣表明であると報道されております。じきにおやめになる総理大臣に御質問しても、今までに増して、責任のある御答弁をいただくことはできないのかなとも存じますが、実際のところ、平成十三年度予算案と予算関連法案が成立した後も本当に総理大臣を統けるおつもりがあるのか否か、ま

ず明確にお示しをいただきたいのであります。(拍手)

さて、雇用情勢は一向に回復いたしません。総務省が三月二日に発表した一月の労働力調査によれば、完全失業率は四・九％で、比較し得る中で戦後最悪を記録しております。この三月の高卒、

経済社会の変化に対応

大卒の就職内定率はいまだに七割から八割にとどまっており、四月には、学卒失業者として一層深刻な状況が予想されます。これは政治の責任であります。

自民、公明、保守の与党三党は、昨年の総選挙の共通公約で、一年間に五十万人の雇用創出を挙げられました。我々は、助成金中心の小手先の政策ではとても大幅な雇用の創出にはつながらないと、これを批判いたしました。間もなく一年が経過いたしますが、結果は今申し上げたとおりであります。経済構造改革が不十分であることは明らかであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政治の貧困が、過去最悪の失業率という今日の雇用情勢をもたらした、三百二十万人にもなんんとする失業者をちまたにあふれさせているのであります。

公約が実現できなかったことについて、与党三党は、みずからの不明を恥じ、国民の前に謝罪すべきであります。一体、森総理はこの責任をどのように感じておられるのか、まずお聞かせ願いたいのであります。

我が国においては、あらゆる制度、仕組みが護送船団方式で運営されてまいりました。政治家と官僚、業界団体もたれ合い、なれ合って、経済規制や補助金や公共事業の配分という利権を与える見返りに、金と票で政権を支えられるという手法を繰り返してまいりました。多くが何らかの形で既得権を与えられ、なにああでそれを維持していさえすれば、痛みを伴う改革を行うことがなくとも済んだ時代でありました。

雇用慣行の面でも例外ではありません。いわゆる日本型雇用慣行により、新卒者は一斉に採用され、定年まで雇用が保障され、年功序列で賃金が上がっていく、この形態は、労使一体の企業別組合によって支えられてきたのであります。

しかし、今日、雇用を取り巻く環境は大きく変化しております。国際競争、技術革新、情報化、

消費者の価値観の多様化、少子高齢化、就業者意識の変化などに伴って雇用形態もさま変わりしつつあります。パート労働者は雇用労働者の二割を超えて、ふえ続けております。定職につかない若者が急増し、フリーターと言われる若者は二百万人と言われているとあります。勤務形態においても、勤務時間を弾力的に設定するフレックスタイム制を採用する企業や、年齢ではなく成果や能力を重視して賃金を支給する企業がふえております。企業を襲う国際競争の荒波や急速に広がるIT化は、

これまでの雇用のあり方の基本的な変更を迫っております。働く人の意識も、どこかの企業で働くから、どんな職種を選ばかに移りつつあります。よき雇用慣行とも言われてきた、これまでの終身雇用を前提とした年功序列型の雇用形態、定年制、新卒一括採用といった慣行がこれからも維持されていくべきなのか、それともこれにかわる新たな雇用形態が構築されるべきなのか、その中でこの法案はどのような位置づけになるのか、その基本認識について総理にお答えいただきたいのであります。

政府が提出された今回の法案の名称には、「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進」という言葉が冠せられております。しかし、その内容を拝見すると、対症療法として行うことに意味はないではありませんが、とてもこの法律で経済社会の変化に対応した安定した雇用が確保されるとは考えられません。

雇用の確保を労働行政の範囲でとらえようというお役人の発想にすがっている、そのこと自体が問題なのであります。政治家、また政党として、経済構造改革、財政改革、行政改革、政治改革の四つの分野で大胆な改革のビジョンを示し、果敢に実行に移していくことが必要なのであり、それなくして経済の成長も、景気の回復も、雇用の確保もなし遂げることはできません。

あらゆる分野での構造改革、すなわち、いわゆる業法と言われている法律は全廃するぐういの民

間の自由な活力を引き出す規制撤廃、社会保障や雇用の将来ビジョンを明確にした上で、それを實現していくための改革、高級官僚のキャリア組の大半が五十代前半で退職して特殊法人や公益法人に天下る早期退職の慣行の打破、また、補助金の地方一括交付、許認可の大幅削減など、国、地方あわせ行政改革、そして、これらの改革の前提となる、官僚主導から政治が主導して政策を立案し決定する政治改革、これらを総合的に推進する大胆な構造改革に今取り組みなければならないと考えますが、この点について総理の御所見を承りたいのであります。

大胆な構造改革の一環として位置づけられるべきは、我が国の雇用戦略であります。

世界には、明確な雇用戦略を示し、実現している国があります。オランダでは、雇用改革と社会保障改革を連携させて、労働時間が短くても年金が受給できるような仕組みに改め、パートタイムの雇用をふやし、失業率を一〇台から三〇台以下に改善させたと言われます。アメリカでは、クリントン大統領が、情報化社会に向けた人員と資本の集中投資により、一九九三年から六年間で雇用者数を二千万人増加させたと言われます。

これに對し、我が国に政府が全体として中長期的に取り組む総合的な雇用戦略があるのであります。よろしく。

残業手当を当てにしなくても豊かに暮らせる社会、定年後も健康で働く意欲のある限り働ける社会、多様な年齢層の活用により企業が競争力を維持していくことができる社会、勤務形態に縛られなくとも正社員でいられる社会、労働時間の長短ではなく仕事の質で評価される社会、老後生活の安心を保障するために雇用と年金が連携した社会、生きがいを持つた仕事が見つけれられるように子供のころから自己実現を大切にできる社会、このような社会を目指しつつ、構造改革を前提とした雇用の将来ビジョンと具体的な目標を掲げ、それを実現する方策を明らかにする必要があると考え

ますが、総理の明快な御答弁を求めるものであります。

次に、法案の具体的な内容について、何点かお伺いいたします。

この法案は、これまでの、高度成長があつて初めて成り立っていた、一時的な不況に伴う雇用維持中心の政策から、産業構造の転換を前提に、新産業での雇用創出、成長分野への労働力移動に重点を置いた政策への転換を進めることをねらいとしております。その意味では、特定不況業種雇用安定法を廃止することはむしろ当然であると考えますが、新たな施策が新産業の雇用創出や成長分野への労働力移動に本当に有効に機能していくのか、厚生労働大臣の御所見をお聞かせください。

また、新たに再就職支援が行われる、離職を余儀なくされる者を相当数生じさせる事業とは、どのような事業を想定しており、対象となる事業所をどのぐらい見込んでおられるのか、厚生労働大臣にお答えいただきたいのであります。

現在、中高年の失業者にとつて、再就職を目指す上で高い障壁となっている年齢制限を緩和することがこの法案の目的の一つとなっておりますが、努力義務規定であります。実効性を上げるためにどういった施策が必要と考えておられるのか、厚生労働大臣にお聞かせいただきたいのであります。

また、労働時間の短縮は雇用労働政策の中でも大きな課題であります。

社会経済生産性本部の試算では、現在の実労働時間を五割削減すれば、二百五十万人の雇用が創出できるとの結果が出ております。平成十一年に一千八百四十二時間の年間総実労働時間を、政府目標である千八百時間に短縮すれば、百二十万人以上の雇用創出が可能となるのであります。しかも、事業所統計をもとにした千八百四十二時間という数字は、同年の労働力調査結果によれば二千二百時間を超えとも言われており、長時間労働を新規の雇用機会にかえていく余地はまだ相

当であると考えます。

政府は、この国会で労働時間短縮促進法改正案の制定を目指しているようでありますが、この際、どのようにすれば労働時間短縮が可能になるとお考えなのか、あわせてお伺いいたします。

特に、本日の時間短縮を妨げ、長時間労働の隠れみのとも言えるサービス残業の解消にどのように取り組まれるおつもりなのか、また、その背景にある大手企業による中小、下請いじめや過酷なまでのコスト削減要求、その結果としての中小企業の倒産による労働条件の悪化などの問題がありますが、厚生労働大臣の労働時間短縮に向けた御決意をお聞かせください。

次に、地域雇用開発等促進法の運用に当たつて、今回、国が一方的に地域を指定することをやめ、都道府県が提案し国が同意する方式に変更することとしたしておりますが、これによって地方の自主性、主体性に基いた地域雇用開発につながるかと考えておられるのか、厚生労働大臣、総務大臣に、それぞれ御答弁をお願いしたいのであります。

以上、政府の見解をただしてまいりましたが、雇用の安定を図ることこそ、国民生活の基盤を確立する政治の責任であるということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣森喜朗君登壇)

○内閣総理大臣(森喜朗君) 最初に、私の進退についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたが、私といたしましては、KSD事件などにより損なわれまいした信頼を回復するため、自由民主党の新生を急がなければならぬと考えており、一昨日の党大会において、清新にして開かれた政党を目指した党改革に全力を挙げることをあわせて、御指摘どおり、今秋に予定されている党総裁選を繰り上げて実施することを提案いたしました。しかしながら、総裁選の具体的な実施時期等については追って協議してまいることとしておりまして、現段階は、

既に私が退陣表明をしたかのごときとらえ方をされるのはまことに不本意であります。

改めて申すまでもなく、内外に課題が山積している現在、国政にはいつときの停滞、空白も許されません。私としては、まずは、現在参議院で御審議をお願いしております平成十三年度予算やその関連法案はもとより、各般の改革を実施するための重要法案の一日も早い成立に全力を尽くすところが、現内閣が国民に対して果たすべき責務であると考えておりまして、退陣などは現在のところ全く念頭にはありません。

雇用創出の公約が果たせなかつたのではないかとのお尋ねがございました。

政府の雇用対策においては、昨年五月に策定したミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策を例にとれば、一年間に三十五万人程度の雇用就業機会の増大の現実化を図ることとしておりました。この対策に基づき、これまで、創業や異業種進出を行う中小企業が労働者を雇い入れる際の支援については、昨年四月から本年一月までの雇入れ予定労働者数が約十万四千人、各地方公共団体の創意工夫に基づき臨時応急の雇用就業機会の創出を図る事業につきましては、本年度の見込みは、新規雇用就業予定者約十五万七千人などの効果を上げていくところであります。

雇用問題は政府の最重要課題の一つであると認識しており、今後とも、新規産業の育成により雇用機会の創出を図るとともに、職業能力開発を通じて供給のミスマッチ解消に積極的に取り組むことにより雇用の安定を図り、雇用不安の払拭に万全を期してまいりたいと考えております。

雇用慣行との関係での法案の位置づけについてお尋ねがありました。

まず、雇用システム改革のあり方については、経済産業構造の変化の中で長期雇用のメリットを生かしつつ企業活力を維持する観点から、労使間で十分な話し合いがなされるべきものと考えておりますが、雇用システムの見直しに当たっては、

個人の主体的な能力開発を促進しつつ、円滑な労働移動を可能とすることが不可欠であります。今回の法案は、こうした考え方に立って、現行の雇用対策の総合的な見直しを行い、離職を余儀なくされる労働者に対する在職中からの計画的な再就職支援の促進、個人の主体的な能力開発の促進等を図るためのものと位置づけられております。雇用の確保のためには総合的な構造改革が必要ではないかとお尋ねがありました。

御指摘のとおり、私としても、雇用の確保は経済社会全体の構造改革の中で考えるべきものであり、こうした構造改革によって、時代の変化に合わなくなつた仕組みを一つ一つ見直し、我が国が力強く発展できる新たな仕組みをつくり上げていくことが不可欠であると認識いたしております。具体的には申し上げれば、経済面での構造改革については、IT革命の推進を柱としつつ、我が国経済の潜在力を引き出すための各般の規制改革や新産業の育成等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

財政構造改革につきましては、まずは、足元の景気を自律的回復軌道に乗せることに重点を置きつつも、平成十三年度予算において、公共事業の見直し、省庁再編による施策の融合化、効率化などの努力によって国債の新規発行額を削減するなど、準備を進めてきたところであります。今後、さらに本格的な議論を進めたいと考えております。

さらに、行政改革につきましては、国民本位の行政の実現を目指して、本年一月に新たな府省体制を発足させたところでありますが、引き続き、昨年末決定されました行政改革大綱に沿って、特種法人改革、公益法人改革、公務員制度改革に早急に取り組んでいくこととしております。

また、御指摘の、政治主導による政策決定を目指す政治改革につきましては、まさに今回の中央省庁再編の大きな目的の一つであり、内閣の機能強化や副大臣、政務官制度の導入等により、政治

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する木島日出夫君の質疑
が強力なリーダーシップを発揮し得るようなシステムの確立を目指していくこととしております。

かねてから私が提唱してまいりました日本新生は、まさにこうした我が国経済社会全体の構造改革を目指すものであり、今申し上げた分野にとどまることなく、今後とも抜本的な構造改革に取り組んでまいれる決意であります。

構造改革を前提とした雇用の将来ビジョンを明らかにすべきとお尋ねがございました。今後、中長期的な産業構造の変化や労働力人口の減少など経済社会の変化が進む中で、意欲と能力がある限り、年齢や性別にかかわらず主体的に働き方を選択しつづけることができると、労働を通じて社会貢献と自己実現が両立できるような社会を実現することが重要であると認識いたしております。今般提案させていただいております雇用対策法等の改正法案も、この認識に立つものであります。

〔議員退席、副議長着席〕

〔議長退席、副議長着席〕

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔國務大臣(片山虎之助君) 地域雇用開発等促進法の運用についてのお尋ねがございました。]

お話しのように、今回の改正は、これまでの国が地域指定を行うという方式を、都道府県が自主的に計画を作成して国が同意するという方式に改めたものであります。このことにより、地方団体の主体性や自主性を生かしながら、国と地方公共団体の連携による地域の実情に即した地域雇用開発が促進される、まことに結構な改正ではないかと考えております。その効果を期待いたしております。

以上であります。(拍手)
〔國務大臣(坂口力君) 新たな施策の有効性についてのお尋ねがございました。]

〔國務大臣(坂口力君) 新たな施策の有効性についてのお尋ねがございました。]

新たな施策といたしましては、在職中からの計画的な再就職支援の促進、それから、労働者の募集、採用時の年齢制限緩和に向けた取り組みの促進、個人の主体的な能力開発の促進などを柱として、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の実現を図ろうとするものでありまして、経済構造改革への果敢な取り組みと相まって、新産業や成長分野への円滑な労働移動に資するものになつていくと考えているところでございます。

新たな再就職支援についてのお尋ねがございました。再就職援助計画は、離職を余儀なくされる者を相当数生じさせる場合には、事業内容を問うことなく、三十人程度以上の労働者が離職を余儀なくされる場合に作成されるべきものと考えております。対象となり得る事業所数の見込みは立てておりませんが、支援の対象となる離職者数につきましては、年間約五十万人程度を見込んでいるところでございます。

年齢制限の緩和についてのお尋ねがございました。今回創設する年齢制限の緩和に関する努力義務規定につきましては、公共職業安定所が中心となつて行う求人年齢制限の緩和の指導を一層積極的に進めるとともに、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた国民的な機運の醸成を図ることにより、実効を上げるように努めてまいりたいと考えております。

労働時間の短縮についてのお尋ねがございました。労使の取り組みと行政の支援により、年間の総実労働時間は着実に減少しておりますけれども、いまだ目標とする年間総実労働時間千八百時間を達成できない状態にあります。このため、今後は、十分な成果を得られない年次有給休暇の取得促進と所定外労働の削減に重点を置く取り組みが必要と考え、本年三月末に廃止期限を迎えます時短促進法の廃止期限を五年間延長する法案を

国会に提出していただくところでございます。サービス残業の解消につきましては、今後、使用者が労働者の労働時間を適正に把握する責務があることを改めて明確にし、事業主が労働時間の把握のために講ずべき措置として、タイムカードやICカードの適切な使用などによる把握の方法等を示した通達を発令し、この通達の周知及び遵守のための適切な指導を行うこととしております。ここにはもう少し英知を集める必要があると考えているところでございます。

厚生労働省といたしましては、豊かでゆとりある労働者生活の実現に向けて、引き続き労働時間の短縮に取り組んでまいりたいと考えております。最後に、地域雇用開発等促進法の運用についてお尋ねがございました。

ただいま総務大臣からも御答弁がございましたが、国が指定する方式から都道府県が定める計画を国が同意する方式に改めることにより、地域の自主性や創意工夫を生かしつつ、地域の实情に即した地域雇用開発が促進されるものと考えている次第でございます。こういう案をここに提案させていただきます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔議長退席、副議長着席〕

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表し、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に、総理並びに厚生労働大臣に質問します。

〔拍手〕

まず、今日の雇用失業情勢についてです。本年一月の完全失業率は、五月月連続で増加し、四・九％、三百七十七万人となり、昨年の年間失業率四・七％、三百七十七万人を超えています。さらに、今後五％を超えるとの懸念も出されており、まさに、日本の歴史上かつてない、極めて深刻な事態となっております。

総理、あなたは、このような深刻な雇用失業状況を生み出した政府の責任についてどう考えているのですか。答弁を求めます。(拍手)

今、我が国の大企業、大銀行では、企業の合併、分割等をして、人減らしが吹き荒れていま。大企業のリストラ計画を見ると、日産自動車の二万一千人、三菱自動車の九千五百人、最も企業利益を上げているNTTでさえ二万七千五百人です。こうした人減らし合理化に加え、正規社員が大量に不安定雇用労働者に置きかえられていま。その結果、今日、我が国では、パート労働者は一千万人をはるかに超え、派遣労働者も百万人を超えるに至っています。膨大な失業予備軍が生まれていると言わざるを得ません。

こうした大企業のリストラ、人減らし合理化に対し、政府は、産業再生法や会社分割法などを制定し、これを支援、推進してきたではありませんか。これが今日の深刻な雇用失業情勢を招いた根本的原因ではありませんか。答弁を求めます。今日、長期の不況にあえぐ国民の最大の要求は、失業の防止、雇用の安定、そして拡大にあります。

ところが、総理、あなたは、昨年十二月二十六日の記者会見で、今日の高失業率はやむを得ないと述べ、さらに、国会会の冒頭、施政方針演説では、「雇用システム改革については、円滑な労働移動を実現し」と述べるだけで、その言動からは、今日の深刻な雇用情勢を打開する熱意も姿勢も全く感じられませんでした。

総理の言う円滑な労働移動の実現で、今日の深刻な失業を減らし、雇いを安定させ、さらに雇いを拡大することができると本当に考えているのですか。新しい雇用創出の具体策もない流動化政策では、失業者がますますふえてしまうのではありませんか。総理の答弁を求めます。今、国のやるべき雇用対策の基本は三つであります。その第一は、リストラや解雇を規制するルール

を確立して、雇用の安定を図ることあります。今日の失業の最大の原因は、企業の身勝手なリストラ、人減らしにあります。全労連の調査では、この九六年から九八年の三年間だけで三百七十六万人の雇用の削減が行われました。その多くが、解雇権の乱用や退職の強要などによるものです。

今、政府に求められているのは、整理解雇の四要件や、転籍、出向の本人同意など、判例法理を国の法律として制度化することではありませんか。坂口厚生労働大臣の答弁を求めます。

第二は、悪質な企業犯罪であるサービスクルを根絶して、雇いをふやすことあります。

EUでは、労働時間に関する指令が出され、本格的に労働時間短縮と雇用の拡大が進んでいます。昨年二月に週三十五時間労働制を施行したフランスでは、大量の新規雇用が生まれ、この一年間で失業者が百万人も減っているのです。今こそ、残業時間の上限を法的に規制するとともに、明白な労働基準法違反であるサービスクルを根絶が急務なのではないですか。

昨年十一月末の中央労働基準審議会で、サービスクルを解消、とりわけ、仕事の始業時間、終業時間の把握と管理を企業に厳密にさせるよう厚生労働大臣に対して建議がなされました。そのための通達が出るとお聞きしておりますが、サービスクルを解消を本場に実現できるか否かのかぎは、企業による就業時間管理が正確に行われるかどうかを労働者がチェックできる仕組みをつくることであると考えます。厚生労働大臣の答弁を求めます。

第三は、国と自治体の責任で雇用の創出を図ることあります。

日本の失業者の生活保障は、雇用保険以外にはありません。給付期間が過ぎて生活の糧を失った失業者など、失業保険を受給できない失業者は二百万人を超えているのです。不況の長期化ですぐには雇用改善が見込めないもとで、国自身の雇用

対策が求められているではありませんか。長野県では、新しい知事のもとで、荒廃した公有林の造林など、環境整備と担い手づくりを結びつけた県独自の対策を進め、この分野だけでも、臨時雇用を含め二千人を超える雇用をつくり出そうとしております。

政府としても、国民生活に不可欠な教育、保育、介護、医療、防災、環境保全などの分野で、人手不足の解消を図るために、速やかに公的雇用の創出をすべきではありませんか。

ところが、政府は、行革リストラの名のもとに、国家公務員総数の二五％削減を目標としています。これでは、ますます雇用情勢を悪化させるばかりではありませんか。総理の答弁を求めます。

また、現在実施されている緊急地域雇用特別交付金事業を今年度で終わらせるのでなく、継続し、予算も大幅増額すべきではありませんか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、青年の雇用対策についてお聞きします。現状はまことに深刻であります。二十五歳までの青年の完全失業率は九％、総数で七十万を超えています。本年四月には、未就職学生が加わり、さらに悪化すると見られています。女子学生に対する就職差別問題も解決されておられません。現在働いている青年労働者も、五人に一人、百五十万人が、フリーターと言われる身分保障のない不安定労働を余儀なくされているのです。

二十一世紀の日本を背負う青年たちが働きたいのに働けない社会とは、一体どういう社会でしょうか。青年の雇用対策は、日本の将来を左右する重大問題であり、放置できない緊急最重要の政治課題ではありませんか。

EU諸国では、本格的な青年の雇用対策を進めています。イギリスでは、五十万人の若年失業者が若年者のためのニューディール政策に登録され、二十五万人の就労が実現しています。同じようにフランスでは、昨年、若年者雇用促進計画

で、二十九万人の雇用が創出されました。さらにドイツでは、若年失業者削減のための緊急プログラムで、二十七万人の青年が登録され、十万人の就労が実現しています。

このようなEU諸国に学び、我が国でも本格的な青年雇用対策に踏み出すべきです。それができないような政府では青年に希望を与えることはできないと考えますが、総理の答弁を求めます。

次に、雇用対策法の改正案についてお聞きします。

現行の雇用対策法は、第一条で、雇用対策の目的を「完全雇用の達成に置いています」ところが、今回の改正法案では、新たに第三条が追加され、雇用対策の基本的理念として、「円滑な再就職の促進が盛り込まれました。本改正法案は、特定不況業種臨時措置法や高齢者雇用安定法にあった、企業の人減らし合理化、再就職支援活動に対する国からの財政措置を拡大、一般化するものです。

現に、大企業、大銀行が大規模な人減らし、リストラを進めているもとで、それを規制することなしに、再就職の促進のかけ声のもと、雇用の流動化だけを促進すれば、結果として、失業者を減らすどころか、逆に、増大させることになってしまっているではありませんか。法の目的にある「完全雇用の達成」など、言葉だけのものになってしまっているではありませんか。総理の答弁を求めます。

日経連は、九五年、新時代の日本の経営のあり方を発表し、労働力の流動化の名のもとに大リストラ、人減らし合理化を推し進めてきました。今回の改正法案は、このような財界のリストラ推進を、法制度の面から、財政の面から後押しするためのものではありませんか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

政府は、本改正法に、募集や採用について、年齢によって差別してはならないとの努力義務規定を置き、これを改正の目玉にしています。年齢による雇用差別があつてはならないことは当然のこと

経済社会の変化に対応する出滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する
木島日出夫君の質疑

とであります。しかし、現状は、政府の外郭団体の労働研究機構の調査でも、募集年齢の上限は全業種平均で三十七・三歳となっております。要するに、四十歳以上は募集も採用もほとんどないのが現実なのです。このような状況のもとで、単なる努力義務規定で、中高年労働者の再就職を促進する実効性が上がるとお考えですか。厚生労働大臣にお聞きします。

二十一世紀の日本社会は、高齢化が一層進んでいきます。高齢者雇用の現状も極めて深刻です。これを打開し、高齢者の雇用を促進していくためには、アメリカの年齢差別禁止法にあるように、募集採用における年齢の差別を許さない、実効ある措置をとるべきではありませんか。坂口厚生労働大臣の答弁を求めます。

今日の我が国の深刻な雇用失業問題を本気で打開するためには、これまで政府がとってきた、大企業、大銀行の人減らし合理化への追随と支援の姿勢を根本的に転換し、大企業の身勝手な解雇を規制し、労働時間短縮とサービス残業の根絶による雇用の拡大、公的雇用の創出が急務です。日本共産党は、そのために全力を尽くす決意です。

最後に、政権を担当する資格も能力もない森内閣には、雇用失業問題でも、国民の期待にこたえられないことは明らかです。速やかな退陣を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣森喜朗君登壇)

○内閣総理大臣(森喜朗君) 雇用失業情勢の現状に対する責任についてのお尋ねがありました。

我が国経済は、平成十年秋には、デフレスパイラルに陥るのではないかと懸念がありました。しかしながら、政府がこれまで取り組んでまいりました大胆かつ迅速な政策運営の効果もありまして、こうした危機を乗り越えてまいりました。

ただ、個人消費はおおむね横ばいであり、失業率は高水準で推移するなど、景気は厳しい状況を脱しておらず、また、景気の改善のテンポが緩や

かになるなど、いわば踊り場的な状況にありま

す。こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることを最重要課題として取り組んでまいり所存であります。

雇用対策におきましても、昨年五月に策定したミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策を例にとれば、一年間に三十五万人程度の雇用就業機会の増大の現実化を図ることとしており、この対策に基づき、これまで一定の下支え効果を上げてい

るところであります。今後とも、新規産業の育成により雇用機会の創出を図るとともに、職業能力開発を通じ需給のミスマッチ解消に積極的に取り組むことにより、雇用の安定を図り、雇用不安の払拭に万全を期してまいり所存であります。

産業再生法や会社分割法などが雇用失業情勢を悪化させたのではないかとのお尋ねであります。

これらの対策は、経済社会の変化に対応した企業の創造的な経済活動と新規産業の創出を促進するために実施されているものであります。これらの対策も活用しつつ、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるとともに、経済構造改革を進めていくことが雇用の拡大につながるものと考えます。

また、このような構造変化の中で離職を余儀なくされた方々への対応としては、出滑な労働移動を実現することが重要と考えており、御審議いただいている雇用対策法等改正法案において、出滑な再就職促進対策を提案いたしているところであります。

出滑な労働移動の実現による雇用の安定についてのお尋ねであります。

本法案では、雇用をめぐる環境変化に対応して、現行の雇用対策を総合的に見直し、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者についての在職中からの計画的な再就職支援を促進す

ること、労働者の募集、採用について、事業主は、雇用慣行との調和に留意しつつ、年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めることとする等を盛り込んでいるところであり、現下の厳しい雇用失業情勢の改善に資するものと考えます。

また、新規産業の育成により雇用機会の創出を図るとともに、職業能力開発を通じ需給のミスマッチ解消に取り組むことにより、雇用の安定を図ってまいりたいと考えております。

公的雇用の創出についてのお尋ねがありました。

教育、保育、介護、医療などの国民生活に不可欠な分野におけるサービスの維持、向上を図ることには確かに重要ですが、そのための雇用対策としては、事業の効率性等の問題にも配慮し、民間企業の活力を生かしたサービスの供給を視野に置きつつ、的確に対処すべきものと考えております。

国家公務員の定員削減についてのお尋ねがありました。政府としては、十年間で二五％の純減を目指した定員削減に最大限努力することといたしているところであります。政府としては、今後とも、行政のスリム化のさらなる推進の観点から、この方針に従って定員削減に努めてまいり所存であります。

こうした措置を通じ、スリムな政府を確立し、民間が自主性と創意を発揮できる環境を整備することにより、民間活力を最大限に引き出し、雇用の創出を図ることが今後の雇用の安定にも必要かと考えます。

青年の雇用対策についてのお尋ねがありました。我が国の力強い発展は、豊かな個性と創造性をもち、さまざまな可能性に果敢に挑戦していく人、わけても青少年が存分にその力を発揮できるかどうかにかかっております。

このため、若年の雇用対策については、できる限り希望に即した雇用の場を確保するという視点に立って、全国のハローワーク等が学校との連携を密にしつつ、的確な就職支援を講ずるとともに、都市部を中心に増加しつつあるフリーターに対しては、マンツーマンでの職業相談や指導を行うなど積極的に対処してまいります。

リストラの規制を欠いたまま雇用の流動化が進むことによる失業の増大の懸念についてのお尋ねがありました。

本法案では、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための計画の作成に際しては、事業主は労働組合等の意見を聞かなければならないこととするなど、再就職の援助の仕組みが逆に安易なリストラを促進することのないように配慮しているところであります。こうした措置を通じて、離職を余儀なくされる労働者の出滑な再就職を実現することにより、職業生活の全期間を通じての職業の安定に資するものであると考えております。

なお、リストラは、その過程においては痛みを伴うものでありますが、我が国経済の構造改革を進めていく上で、セーフティネットに万全を期することなどにより、乗り越えなければならぬ課題であります。これにより創造的な企業活動が促進されることを通じて、新規雇用が創出されるものと期待をいたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) 整理解雇の四要件等の制度化についてのお尋ねがございました。

解雇につきましても、その理由、態様等は多様でありますことから、いわゆる整理解雇の四要件を必要とするという裁判例の考え方を踏まえまして、具体的な事例に応じ、労使間で十分話し合っていたべくきものと考えており、一律に解雇を

規制するような立法措置は適当ではないと考えております。

また、いわゆる転籍や出向について、裁判例では本人の同意が必要とされており、このことは広く知られているものと考えております。

残業時間の上限規制とサービス残業の解消についてお尋ねがございました。

サービス残業を解消するためには、労働時間が正確に把握されることが必要であります。使用者は、労働時間を適正に管理する義務を負っており、昨年十一月の中央労働基準審議会の建議も踏まえ、個々人の始業終業時刻の把握が的確に行われるよう、使用者が講ずべき措置を具体的に示すべく、近々、通達を出すことといたしてまいります。

今後、適正な時間管理が行われるよう指導してまいります。同時に、時間外労働を行わせた場合に割り増し賃金を支払わないことは労働基準法違反であり、的確な監督指導を実施いたしまして、その是正に努めてまいります。

緊急地域雇用特別交付金事業についてのお尋ねがございました。

本事業は、臨時的な雇用就業機会の創出を図るために、平成十三年度末までの臨時応急の措置として創設したものでありまして、その活用を促進してまいりたいと思っております。

改正法案がリストラを後押しするものとなるのではないかと懸念についてのお尋ねがございました。

本法案では、雇用の維持は企業が事業活動を行う場合の大前提との考え方を踏まえ、労働者は、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるよう配慮されるものとするとの基本的理念に係る条文を追加しております。

その上で、事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者が相当数生ずる場合には、事業主に対しまして、再就職援助計画を作成することを義務づけ、この計画に基づく在職中からの再就

職援助措置を国が支援することといたしてあります。この計画の作成に際しましては、事業主は労働組合等の意見を聞かなければならないこととしてお尋ねがございました。

年輪制限の問題についてのお尋ねがございました。

厳しい雇用環境に置かれております中高年齢者の再就職を促進するため、今回、事業主は、労働者の募集、採用について、年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努める旨の努力義務規定を創設することとしております。

今後は、この規定に基づき、公共職業安定所が中心となって行う求人年輪制限の緩和の指導を一層積極的に進めるとともに、年齢にかかわらず働く社会の実現に向けた国民的な機運の醸成を図ることにより、中高年齢労働者の再就職の促進が実効を上げるよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、募集、採用における年齢差別についてのお尋ねがございました。

厳しい雇用環境に置かれております中高年齢者の再就職を促進するため、求人年輪制限の緩和を進めることが重要であると考えております。このため、改正法案におきましては、労働者の募集、採用につきましても、事業主は、雇用慣行との調和に留意をしつつ、年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めることとする旨の努力義務を盛り込んでまいりたいと思っております。

アメリカの年齢差別禁止法にありまじうな募集、採用における年齢差別を法律で禁止することにつきましては、我が国の雇用慣行にもかかわる大きな問題でありますことから、国民各層の参加を得て開催する有識者会議において幅広く議論していただくことも含め、社会全体の合意を形成しつつ、検討を進めていく問題であると考えているところでございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君。

(中川智子君登壇)

○中川智子君 社会民主党・市民連合の中川智子です。

私は、ただいま議題となりました再就職促進雇対策法等の一部を改正する法律案に對しまして、総理及び坂口厚生労働大臣に御質問をいたします。(拍手)

人間だれしも、幸せに生きていきたいと願っています。まして、みずからがみずからの命を絶つ、その自殺が本當にふえています。苦しみ悩み続けた結果、みずからの命を絶つようなことがますますふえていく社会を、私たちは決してつくってならないと思っております。

でも、その自殺の原因が経済生活苦、その原因が大変ふえています。電車に乗っていても、人身事故によってしばらく電車がとまることが、本當に週に一回ぐらいあるのです。それはほとんどが自殺です。

警察庁の統計によると、平成九年の自殺者二万四千三百九十一人のうち、生活苦が原因とされる人が三千五百五十六人、平成十年では、全体が三万二千八百六十三人にふえて、やはり生活苦が六千五百八十八人、十一年度は、三万三千四百八十八人、生活苦は何と六千七百五十八人にも上っております。昨年はもっとふえています。

総理、私たち政治家の仕事は、死にたくなるような社会をつくるのではなく、希望を持って生きていきたい社会をつくるのが仕事です。あなたは希望を絶望に変えてしまいました。その経済政策の失敗の責任をどのようにお考えでしょうか。そしてまた、失業率悪化の責任に對してどのようにお考えですか。明確にお答え願います。

雇用対策法は、完全雇用の達成を国の目標として明らかにし、労働者の職業の安定と経済的、社会的向上を図ることを目的に、三十五年前につくられたと認識しております。そこにあつた精神は、より積極的に雇用の質的改善を目指す、労働者本

位の政策体系であつたはずですが。

しかし、その後の産業経済構造の転換や日進月歩の技術革新、さらには労働者の意識変化などによって、雇用環境は大きく変わりました。失業情勢は最悪を記録している今、この改正が労働者の不安を増幅することのないよう、細心の配慮や措置が求められます。

戦後の労働法の展開は、各国とも、企業、職場レベルでの使用者権限の規制と雇用責任の強化が立法の中心でした。日本では、企業別の内部労働市場を前提とした日本型雇用慣行が形成され、雇用の安定が追求されてきました。

他方、敗戦直後の、使用者の一方的作成を認める就業規則制度が維持され、日本はアメリカと並んで、企業主が絶対的な権限を有する国の一つでもあります。その方法は、企業は労働者を安易にリストラなどしないものだという性善説に基づくものでした。しかし、今や、なりふり構わずのリストラのあらしです。

その点、ドイツでは、労使共同決定制度を導入していますし、EU諸国では、職場での労働者の権利を拡大してまいりました。それに比して、日本が大きく立ちおくれしている側面があることを事実としてきちりと押さえるべきです。規制緩和論は、このような日本労働法制の基本的な特徴を意識的に無視していると断せざるを得ません。

したがって、無定見な規制緩和に押し切られてしまい、退路を断たれたあげくの見切り発車ではないかという厳しい批判もあることを総理はしっかりと御認識でしょうか。その点、伺います。

また、改正により、雇用対策法の理念、目的がなし崩し的に崩れ、本来の役割の変質を結果的に迫られる心配はないのか、明確な回答を求めます。

また、本改正の意義は、労働者の幅広いキャリア形成を最重視するとともに、失業なき労働移動に対する支援策の整備こそ大切だと言えます。それだけに、単に労働力需要調整機能の強化や移動

前後の助成強化にとどまらず、その大前提として、雇用にかかわるセーフティネットの拡充が不可欠です。

とりわけ、円滑な労働移動実現のための対策として打ち出された計画的な再就職援助については、安易な解雇の横行をいかに防ごうかが問われています。解雇回避の努力を十分行った上で、かつ、人員削減が避けられない場合にだけの労働移動支援策であることをそのために明確にする必要があると思いますし、その点をしっかりと法令に明文化することが大事だと思います。大臣の御答弁を求めます。

改正案には、労働組合等の意見聴取が必要とされていますが、これだけでは労働者の意見が十分に反映される仕組みが担保されるとは思えません。

実は、私も二十四年前、オイルショック後の構造不況の中で、五百人余りの従業員を百人に削減する、厳しい職場に身を置きました。真っ先にパートが、そして、女性が首を切られていきま

す。それから、労働者が働けなくなるような状況をじわじわとつくっていかれます。そのときには、労働組合さえも、企業の倒産を防ぐために、労働者の声を聞く力を持ち得ませんでした。労働組合も会社も、だれも頼りにならないときに、労働者一人一人のきっちりしたその解雇に至る経過、そしてまた、その後の善後策をこの法案の中に盛り込むべきだと思います。

本日に悲しい、厳しい現実、社長も涙し、やめていく者も涙します。だれもがつらい、そのことは身を置いた者でなければわからないと私はつくづく思います。その人の気持ちをしっかりとわかってください。

労働者の主体的なキャリア形成を支援していくことは、とても重要なことだと認識しています。しかし、事業主が担うべきことは、恒常的なキャリア形成への能力開発援助だと考えます。

森総理が初めてパソコンをさわられてからかな

りの月日が流れましたが、どの程度、技能を身につけられましたでしょうか。年をとればとるほど、技能を身につけるのはつらいし、困難です。事業主が担うべき能力開発の責任が労働者に転嫁されるおそれはなきにしもあらずです。国と雇用主が連携し、日常的な援助体制が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、当然のことながら、幾ら流動化が進もうと、企業が必要とする労働力を外部調達に頼ることを主としてはいけません。当然のことです。日本経済が優位性を保ってきた原動力とも言える日本型長期雇用慣行、それにおける熟練、キャリア形成の果たす役割は引き続き中核的なものとして位置づけられるべきだと考えますが、その御認識について伺います。

これまで述べてきたように、労働者の権利を保護した上で労働市場活性化が労働力需給のミスマッチを解消するための重要な一つになることは、私も否定しません。ただし、それはあくまで、機会均等の確保、差別禁止が明確に買かれることを前提としています。せっかくの再就職が、能力開発支援策なども、求人側の年齢制限がある限り、ハローワークの入り口でそれらのものは、こぼれに吹き飛ばされてしまうのです。四十年代からの男性の自殺者がふえているのも、就職したくても面接までたどり着けない現実があるからです。

今回の政府案は、やっと求人側の年齢差別禁止が努力義務のみとして盛り込まれたにすぎません。年齢制限をされて、そして面接にも行けない情けなき、それも家族を抱えながら日々の生活に追い立てられての求職、そのような仕事探しならどんなに辛いでしょう。そのことをしっかりとわかって、この法案に、単に努力義務だけではなく、しっかりと裏打ちを私は望みます。

次いで、大臣にぜひ提案したいことがございします。労働者が主体となる仕事興しの支援体制で

す。

EUでは、雇用関係のない、みんなが一体となって働く協同労働があります。働く者が出資もし、維持管理をとるという働き方です。生産分野やサービス分野でのワークスコープなどの協同労働に対し、体系的な法制や助成制度の確立に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、決意をお聞かせください。

失業なき労働移動を掲げた本改正案は、結局のところ、多少お化粧をして、お色直しをして、あとはあなたの努力で勝手に頑張ると、ほうり投げてしまうもののような気がしてならないのは私だけでしょうか。

つい先週も、私は飯田橋のハローワークに行つてまいりました。職を求めて必死の思いでパソコンの画面に向き合っている人々でいっぱいでした。とてもその場で声をかけられる状況ではありませんでしたので、入り口のところで立って、聞いてみました。肩を落としながら出てくる人が、口々におっしゃっていました。一度リストラされたら、無用の人材としての烙印を押されてしま

う、そしてまた、そのことによって再就職がとて

も困難とおっしゃっていました。そして、どの企業でも即戦力を求めている、多少勉強しただけではとてもその企業に要求にたえられないとおっしゃっていました。

大臣、企業が大変な状況にあるのはわかります。でも、企業は人材を育てる役目も負っているのではないのでしょうか。安易にリストラしないのはもちろんですが、リストラせざるを得ない企業と需要のある企業が協力体制を持って、企業間の連携が大事ではないのでしょうか。山一証券の社長が、泣きながら、社員をどこか雇ってくださいますと言いました。社員が一度市場にほうり出されるのではなく、企業と企業が連携プレーをして、そして、失業なき労働移動ができるような体制をつくることはできないのでしょうか。ぜひとも考えていただきたいと思ひます。

ここで、ちょっと総理に一言、耳の痛いことを

言いますが、あなたは某新聞社に、自分だけ入社試験に白紙答案を出して入社したと、堂々と御自分の著書で書かれておられます。でも、ほとんどの人はコネなどないんです。必死に就職活動をしているんです。この現状をわかってください。(拍手)

総理に伺います。失業の人々が三百万人以上です。この状況を打破するには、企業努力のみに頼れなくなっているのが現実です。故小淵総理が百万人の雇用創出を提唱なさいました。あの百万人の雇用創出は、今どうなっているのでしょうか。

今国会に提出した、三十人学級の実現による教職員の拡大をぜひともお願いします。また、環境分野の人材の確保、そしてまた福祉面でのマンパワーの充実、ここに国が積極的に雇用創出を今こそ断行すべきではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

本日最後に、ぜひともお願いしたいのですが、大規模災害の被災者の雇用問題、就職の困難について、総理にわかっていただきたいのです。特に三宅村の村民支援に対して伺います。

三宅村の全島民が避難して半年がたちました。専門家によると、島にはいつ帰れるか予測がつかず、避難生活は長期になるだろうと言われています。三千七百九十七人、今、生活の不安をいっぱい抱えて暮らしています。雇用保険も切れま

した。また、義援金など支援金も底が切れたと聞いています。このままでは、捨てられた民となることは必至です。

阪神・淡路大震災も、一年目より二年目、二年目よりも三年目……

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単にお願ひします。

○中川智子君(続) 時を経るに従い、自殺者がふえ、病死もふえました。同じ悲惨を繰り返してはならないのです。村で生活実態の調査に乗り出し

たと聞いていますが、自治体からの要請を待つのではなく、国が支援策を打ち出してください。この日本のかけがえのない一人一人の国民です。どうか、命を、命を守ってください。

政治のよしあしが日本の未来を左右することは自明の理です。政治の混迷が国民のあしたに暗い影を落としているのは明らかです。どうか、総理、人間引き際が肝心です。終わりをければすべしとよくなるには、あなたの失敗は余りにも重く、問題が多過ぎました。でも、あなたがその席に座っている時間が一分でも一秒でも、少なれば少ないほど事態は好転するのです。

即刻、退陣を求めます。当然、内閣の総辞職をただいま直ちに求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣森喜朗君登壇〕

○内閣総理大臣(森喜朗君) 失業率の悪化等、我が国の経済社会の現状に対する責任についてお尋ねがありました。

我が国経済は、平成十年秋には、デフレスパイラルに陥るのではないかと懸念がありました。しかしながら、政府がこれまで取り組んでまいりました迅速な政策運営によりまして、一定の下支え効果もあって、こうした危機を乗り越えてまいりました。

こうした中で、設備、雇用、債務のいわゆる三つの過剰という問題についても、総じて見れば、解消の方向に向かいつつあると考えております。ただ、個人消費はおおむね横ばいであり、失業率は高水準で推移するなど、景気は厳しい状況を脱しておりません。また、景気の改善のテンポが緩やかになるなど、いわば踊り場の状況にあります。

こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることを最重要課題として取り組んでまいり所存であります。

また、我が国経済の発展を支えてきた経済社会

システムが、内外の厳しい情勢変化により、従来のような役割を果たせなくなっていることから、多くの国民が経済社会の閉塞感を感じていることとあると思っております。

しかしながら、私は、こうした時代の新たな変化を、日本の発展システムに対する危機としてではなく、新たなチャンスとしてとらえ、改革によって、日本らしさを生かした新たな発展の道筋をつくり、世界じゅうの人々が日本で夢を実現したいと思える国家をつくりたいと考えており、このため、日本の経済社会全体の構造改革に全力で取り組んでいるところであります。

今回の法案を提案した背景についてのお尋ねです。

私は、我が国には大きな潜在力があると考えており、規制改革を初めとする経済構造改革を進めるとともに、我が国の産業競争力を向上させるための措置を強力に推進し、活力にあふれる経済社会を確かなものとしていくと考えております。

今回の法案は、このような観点に立ちつつ、職を余儀なくされる労働者に対する在職中からの計画的な再就職支援や、個人の主体的な能力開発の促進などにより、職業生活の全期間を通じて労働者の職業の安定を図ろうとするものであり、無定見な規制緩和論に押し切られたとの批判は当たらないと考えています。

故小淵前総理が提唱した百万人の雇用創出・確保対策の効果についてお尋ねがありました。

GDPの押し上げ効果から試算した雇用創出効果の目標約三十七万人について、教育など個々の分野別に具体的に検証することは困難であります。助成金の拡充等による雇用確保・維持効果については、同様に分野別の検証は困難なものの、全体としては目標の約六十四万人を達成しており、一定の下支え効果があったものと認識しております。

なお、公立義務教育諸学校において、少人数指導等を可能とするため、今後五年間で約二万六千

九百人の教職員定数の改善を実施することといたしております。

今後とも、IT、医療、福祉などの成長分野を中心に、新規産業の育成により雇用機会の創出に努めてまいります。

三宅村の村民の方々への生活支援についてお尋ねがありました。

私も、三月三日、三宅島に渡り、泥流被害の実態等を視察してきたところでありますが、依然として活発な火山活動が継続し、火山ガスの放出は今後も続くと考えられる状況にあります。

このような状況において、長期にわたる避難を余儀なくされている被災者の方々が、あすへの希望を持って毎日を生活できるような対策を講じることが最も重要であると認識しております。

このため、被災者の方々の生活安定化のための支援として、都営住宅等の無償提供や生活必需品などの給付、被災者生活再建支援金の支給などの対策を講じるとともに、就労対策として、雇用相談窓口における就職先の紹介や、事業者に対する低利融資の実施等の対策を実施しているところであります。

今後は、事態の長期化を踏まえ、被災者の方々の生活支援のために、国としてさらさらどのような対策が可能かについて、阪神・淡路大震災の際に講じられたさまざまな措置等も参考にしつつ、東京都、三宅村とともに、緊密な連携を図りながら検討し、政府一丸となってできる限りの対策を行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇〕

○国務大臣(坂口力君) 最初に、失業なき労働移動についてのお尋ねがございました。

労働移動が増加し、失業率の高どまりが懸念されますことから、今回の雇用対策法の改正案におきまして、離職を余儀なくされる労働者の在職中

からの計画的な再就職援助の仕組みを設けることといたしたわけでございます。

また、再就職援助計画の対象労働者を受け入れた事業者が早期定着のための講習等の費用を負担した場合には、助成の対象とすることとしております。

さらに、産業雇用安定センターにおいて、送り出し企業と受け入れ企業の双方に対しまして、出向等による労働力移動に関しての必要な情報の提供、相談を行うこととしていところでございます。

事業者に対する計画的な再就職援助についての

お尋ねでございます。今般新たに設けます再就職援助の仕組みは、離職を余儀なくされる労働者が生じる場合に、あらかじめ労働組合等の意見を聞いた上で、再就職援助のための計画を作成することを義務づけるものであることを法律上明らかにいたしてあります。

再就職援助計画の作成に当たった労働組合等の意見聴取についてのお尋ねであります。労働組合等の意見聴取は、再就職援助計画に、離職を余儀なくされるに至る諸事情を踏まえた労働者の意思が反映されるようにするための仕組みでございます。

キャリア形成支援についてのお尋ねがございました。

労働者が、企業内を含め、技術革新、職務内容の変化等に対応するためには、労働者の主体的なキャリア形成の支援が重要であると考えております。

このため、改正法案におきましては、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発の促進を事業者の責務とするともに、具体的な措置として、事業者が必要に応じて、労働者に対する情報提供、相談等の援助や配置等についての配慮を行うこととしていところでございます。

また、国におきましても、雇用・能力開発機構にキャリア形成支援コーナーを設置いたしましたし

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

新藤 義孝君

不破 哲三君

小泉 龍司君

瀨古由起子君

瀨古由起子君

不破 哲三君

文部科学委員

辞任

児玉 健次君

矢島 恒夫君

国土交通委員

辞任

木村 太郎君

堀内 光雄君

吉山六左門君

川内 博史君

佐藤 敬夫君

前原 誠司君

山岡 賢次君

大幡 基夫君

二階 俊博君

岩永 峯一君

西川 京子君

山本 明彦君

井上 和雄君

手塚 仁雄君

永田 寿康君

鈴木 淑夫君

大森 猛君

小池百合子君

環境委員

辞任

鮫島 宗明君

河村たかし君

議院運営委員

辞任

上川 陽子君

永田 寿康君

児玉 健次君

左藤 章君

大石 尚子君

木島日出夫君

木島日出夫君

大石 尚子君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

補欠

左藤 章君

大石 尚子君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

木島日出夫君

九十四年(京都)において採択された改正及び国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員会議(千九百九十四年京都)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

全権委員会議(千九百九十四年京都)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員会議(千九百九十八年ミニアポリス)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員会議(千九百九十八年ミニアポリス)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

二、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

議長報告

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第五條の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

出席國務大臣

内閣総理大臣 森 喜朗君

総務大臣 片山虎之助君

財務大臣 宮澤 喜一君

厚生労働大臣 坂口 力君

国土交通大臣 扇 千景君

環境大臣 川口 順子君

出席副大臣

厚生労働副大臣 増田 敏男君

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

我が国においても、ワーカーズコレクティブなどを始め、多様な働き方を前提とした就業環境の整備は重要であると考えておりまして、人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

我が国においても、ワーカーズコレクティブなどを始め、多様な働き方を前提とした就業環境の整備は重要であると考えておりまして、人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

我が国においても、ワーカーズコレクティブなどを始め、多様な働き方を前提とした就業環境の整備は重要であると考えておりまして、人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

我が国においても、ワーカーズコレクティブなどを始め、多様な働き方を前提とした就業環境の整備は重要であると考えておりまして、人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

我が国においても、ワーカーズコレクティブなどを始め、多様な働き方を前提とした就業環境の整備は重要であると考えておりまして、人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

我が国においても、ワーカーズコレクティブなどを始め、多様な働き方を前提とした就業環境の整備は重要であると考えておりまして、人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外六名提出)

(議案受領)
一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
電気通信役務利用放送法案
税理士法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
公職選挙法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
高齢者の居住の安定確保に関する法律案(内閣提出第一〇号)

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
犯罪被害者基本法案(細川律夫君外四名提出、衆法第六号)
犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

以上二件 内閣委員会 付託
(議案送付)
一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
犯罪被害者基本法案(細川律夫君外四名提出)
一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外五名提出)
金融機関等が有する根抵当権により担保される

債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外六名提出)

(質問書提出)
一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ダイオキシンを含む廃棄物を埋め立てた跡地利用に関する質問主意書(原陽子君提出)
ブラックバス等外来魚に関する質問主意書(佐藤謙一郎君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
自衛隊における私的サークルの刊行物及び部内資料の国政調査活動における活用に関する質問主意書(金田誠一君提出)
外務省公金横領疑惑における外務省内閣調査に関する質問主意書(金田誠一君提出)
外務省報償費に関する質問主意書(金田誠一君提出)

(答弁書受領)
一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の秘匿性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平野博文君提出生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問に対する答弁書

平成十三年二月六日提出
質問 第一一三三号
内閣官房報償費の秘匿性に関する質問主意書
提出者 金田 誠一

内閣官房報償費の秘匿性に関する質問主意書
内閣官房報償費の秘匿性に関し政府の見解をたずため以下質問する。

一 衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の支出に関する質問に対する答弁書(平成十二年十月十七日)でいう「所定の会計手続」に関して次の点を明らかにされたい。
1 答弁書で明らかにされた会計法以外の「所定の会計手続」(タイトル・発簡番号・制定年月日)。
2 右のうちタイトル等を明らかにできないものの件数及びその明らかにできない根拠となる法令。

二 衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の支出に関する再質問に対する答弁書(平成十二年十二月八日)以下、「再答弁書」ということによると「内閣官房の報償費については、その経費の性質上、予算に計上されて以来その使途等を公表しない取扱いをしている」とのことである。そこで以下の点を明らかにされたい。
1 「その使途等を公表しない取扱いは」定められた法令が存在するのであれば、その全てを明らかにされたい。
2 右の法令が存在しないのであれば、「その使途等を公表しない取扱いは」①何時②誰によって③いかなる手続を経て決定されたのか明らかにされたい。

三 内閣官房報償費の使途等に関する事項は全て「国家公務員法」第百条で定める「秘密」に該当するののか、言い換えると同条の「秘密」に該当しない使途等に関する事項は全く存在しないのか明らかにされたい。
四 再答弁書によると「国家机关がその任務を遂行していく上において、公の利益の保護の観点から、ある事柄を公表しないことは許されるものと考えている」とのことであるが、内閣官房報償費の使途を公表しないことによって守られる「公の利益」とは具体的には何か、政府の見解を明らかにされたい。

五 再答弁書によると内閣官房報償費は「最も適当と認められる方法で支出されている」とのことである。そこで以下の点を明らかにされたい。
1 「最も適当と認められる方法」を決めているのは誰か、明らかにされたい。
2 現在行われている支出方法の全てを明らかにされたい。
3 右のうち明らかにできない支出方法があれば、その数及び明らかにできない根拠となる法令を明らかにされたい。
4 支出方法について法令上の制約は存在するのか明らかにされたい。

六 再答弁書によると内閣官房報償費の支出に関して「領収書等の証拠書類を整備している」とのことであるが、これに関して領収書以外で支出の「証拠書類」として認められているものについて、その全てを明らかにされたい。
七 政府答弁が明らかにしているように、内閣官房報償費の彼此流用は、昭和五十八年度以降行われた例は存在しないのか、再度確認する。
八 内閣官房報償費に関連する事項についての秘密保全のための規則に関し次の点を明らかにされたい。
1 該当する規則の全てを明らかにされたい。
2 右のうち明らかにすることができない規則が存在すれば、そのタイトル・発簡番号・制定年月日及び明らかにできない法令上の根拠をそれぞれ明らかにされたい。
3 右のうちタイトル・発簡番号・制定年月日すら明らかにできない規則が存在すれば、その件数及び明らかにできない法令上の根拠を明らかにされたい。

内閣衆一五一第一三三号
平成十三年三月九日
内閣総理大臣 森 喜朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の秘密性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の秘密性に関する質問に対する答弁書

一について
会計法(昭和二十二年法律第三十五号)以外に御指摘の「所定の会計手続」を定めた法令は別紙のとおりである。

二について
内閣官房の報償費についてその具体的な使途等を公表しないことを直接規定した法令はないが、その経費の性格上、予算に計上されて以来一貫してこうした取扱いを原則としているところである。

三について
国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百零一条の「職務上知ることのできた秘密」とは、秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘密の必要性の二つの要素を具備している事実をいうものと解しており、内閣官房の報償費の具体的な使途等は、一般的にこれに該当するものと考えられる。

四について
内閣官房の報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に依りその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費である。こうした経費の性格上、その具体的な使途等を公にすることに、行政の円滑かつ効果的な遂行という公の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると判断しているところである。

五について
内閣官房の報償費については、会計法等の法令に基づき、支出負担行為担当官が支出負担行

為をし、支出官が支出の決定及び国庫金振替書の交付をし、これを受けて、出納官吏により取扱責任者に対して支払がなされている。この段階で、会計法上は歳出として支出されたこととなる。

取扱責任者は、報償費の目的に沿つて、その都度の判断により、適切な使途について、最も適当と認められる方法で支出している。現在行われている支出方法のすべてを明らかにすることは、行政の円滑かつ効果的な遂行に重大な支障を生ずるおそれがあるため、答弁を差し控える。

また、支出方法が法令に違反するものであつてはならないことは当然である。

六について
計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)第二十一条により、領収証書のほか、領収証書を得難いときは、その事由、支払先及び支払金額を明らかにした支出官の証明書(第一号ただし書)、支出の内容を明らかにした決議書の類(第二号)、請求書(第三号)、契約書(第四号)、契約の変更、解除又は違約処分をしたものがあるときは、その関係書類(第五号)及び予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第百一条の九第一項の規定による検査調書又は契約事務取扱規則(昭和二十七年大蔵省令第五十二号)第二十三条第一項の規定による検査に係る書面(第六号)が、支出計算書の証拠書類として定められている。

七について
内閣官房の報償費については、昭和五十八年度以降財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十三条第二項の規定により彼此流用を行った例はない。

八について
内閣官房の報償費に関する事項の秘密の保全を直接の目的として制定された規則は存在しない。

別紙

一、財政法(昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号)
一、予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第六十五号)

一、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和五十五年三月二十七日政令第二十二号)

一、日本銀行国庫金取扱規程(昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十三号)

一、支出官事務規程(昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十四号)

一、出納官吏事務規程(昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十五号)

一、支出負担行為等取扱規則(昭和二十七年三月三十一日大蔵省令第十八号)

一、電子情報処理組織を使用して処理する場合における支出に関する事務の取扱の特別に関する省令(昭和五十五年三月二十七日大蔵省令第十一号)

一、計算証明規則(昭和二十七年六月七日会計検査院規則第三号)

平成十三年二月十六日提出
質問 第一一三 号

シックハウス症候群に関する質問主意書
提出者 川内 博史

シックハウス症候群に関する質問主意書
昨今、問題となっているシックハウス症候群については、輸入合板に含有されているホルムアルデヒド等の化学物質の影響が指摘されているところである。

従つて、次の事項について質問する。
一 シックハウス症候群への今後の対策として、JISもしくは日本農林規格等に定められている基準に、法的な強制力を持たせることが必要

と考えるが、これに対する見解を明らかにせよ。
右質問する。

内閣衆質一五一第一三三号
平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 喜朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員川内博史君提出シックハウス症候群に関する質問に対する答弁書

一について
いわゆるシックハウス症候群については、シックハウス対策関係省令連絡会議を開催し、原因分析、防止対策等の総合的な対策を検討するとともに、関係省庁において順次これを実施してきたところである。

その一環として、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格については、パーティクルボード等に含有されるホルムアルデヒドの放出量の基準を定めるとともに、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)に基づく日本農林規格については、平成十二年六月から同年七月までの間に集材材、普通合板等の規格を改正し、これらの物資に含有されるホルムアルデヒドの放出量の基準を制定し、又は強化したところである。

しかしながら、日本工業規格及び日本農林規格は、規格の制定及び普及により、対象物資等の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図ること等を目的とした制度であることから、これらの制度において規格の利用を法的に義務付けることは適当ではないと考えている。

いわゆるシックハウス症候群については、今後とも、シックハウス対策関係省庁連絡会議等を通じて関係省庁間の連携を図りながら、必要な対策を推進してまいりたい。

平成十三年二月十六日提出
質問 第一一四号

生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問主意書

提出者 平野 博文

生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問主意書

学資保障保険支払い業務停止に係る対策は、緊急を要すると考える。

一 学資保障保険の入学祝金については、被保険者が当該年齢に達した直後の2月1日に支払われることとなっている。現在、第百生命保険会社業務停止に伴い、支払い業務は停止中である。

1 学資保障保険の入学祝金については、その時期、子供の入学金等にあてるべく計画的に積み立てをしてきたものであり、その時期に必要な不可欠な費用である。第百生命保険会社業務停止の中にあっても、政府として何らかの支援できうる対策を講じる必要性があると考えるがどうか。

内閣衆質一五一第一二四号
平成十三年三月九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員平野博文君提出生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に

係る支払い業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平野博文君提出生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問に対する答弁書

一の1について

第百生命保険相互会社(以下「第百生命」という)は、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十二号。以下「改正法」という)の施行前である平成十二年六月一日に、改正法による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号。以下「旧保険業法」という)第二百四十一条の規定に基づき、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けたことから、その保険契約の移転をする場合の契約条件の変更については、改正法附則第十条の規定により、なお従前の例によることとなる。第百生命は、平成十三年一月三十一日、旧保険業法第二百五十四条第四項の規定に基づき、契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となつてゐる総代会が開かれる旨の公告を行った。同条第五項本文の規定によれば、保険会社は、当該公告の時から、その業務の全部を停止しなければならないこととされているが、同項ただし書の規定によれば、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣(平成十三年一月五日以前は、金融再生委員会)が必要があると認められた場合には、当該業務の一部については停止することを要しないとされているところ、第百生命から、平成十三年三月二日付で、平成十三年二月一日支払予定であった祝金のある学資保障保険に係る契約者貸付に関する業務を一定の条件の下で停止しない旨の申出がなされ、同月五日付で当該業務を停止しないことについて

必要があると認めたところである。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鉢呂吉雄君提出農業者年金制度改革における受給者の負担等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出質問主意書に対する答弁期限に関する質問に対する答弁書

平成十三年二月八日提出
質問 第一七号

農業者年金制度改革における受給者の負担等に関する質問主意書

提出者 鉢呂 吉雄

農業者年金制度改革における受給者の負担等に関する質問主意書

先般、公表された「農業者年金基金法の一部を改正する法律案(骨子)について」に記載されている「制度の抜本的改革に伴う所要の調整等」について、以下の点を質問する。

一 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

二 受給者の年金を削減するということは、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。

三 財産権たる既裁定の年金を削減することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもつて削減することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

四 財産権たる既裁定の年金を削減することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか(財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方)。

五 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十一月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳われていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の総額はいくらか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。右質問する。

内閣衆質一五一第一七号
平成十三年三月十三日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員鉢呂吉雄君提出農業者年金制度改革における受給者の負担等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鉢呂吉雄君提出農業者年金制度改革における受給者の負担等に関する質問に対する答弁書

(別紙)

公的な年金制度における既裁定の年金受給権

は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第二十九条に規定する財産権である。

二及び三について 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和五十三年七月十二日最高裁判所大法廷判決(以下「昭和五十三年最高裁判決」という。)では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

既裁定年金額の引下げについても、この判決で示された考え方に沿って、憲法第二十九条に照らし許容されるか否かを判断すべきものであると考えている。

また、農業者年金制度を含め公的な年金制度における給付の財源は現役世代の保険料、国庫助成等により賄われていることから、既裁定年金額の引下げが公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかを判断するに当たっては、年金財政の実情は勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

なお、公的な年金制度における既裁定者と保険者との間の権利及び義務は、両者間の契約に

より設定されるものではなく、それぞれの根拠法に基づき直接設定されるものである。

四について 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

五について 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和五十三年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- 1 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- 2 年金額引下げの水準は、月額二千円から四千円まで、高齢夫婦世帯の消費支出の一パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- 3 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができること

から、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第二十九条に照らしても許容されるものと考えている。

また、現行制度をこのまま継続した場合に、遅くとも平成十四年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況

に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

なお、二及び三について述べたとおり、既裁定者の年金受給権は、契約により設定されるものではなく、農業者年金基本法(昭和四十五年法律第七十八号)に基づき直接設定されるものである。

六について 御指摘の「農業者年金制度改革大綱(案)」は、今回の農業者年金制度の改正を検討する過程において農林水産省が作成した一つの案であり、政府として意思決定されたものではなく、答弁を差し控えたい。

七について 国庫は、今回の制度改正に伴い、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金給付等に要する費用として、今後、約三兆六千億円を負担する見通しである。また、新制度において創設される特例付加年金に係る国庫補助については、平成十四年一月から三月までの分として三十六億円を平成十三年度予算案に計上したところである。

八について 現行制度に係る未裁定者が将来受給する年金については、既裁定者の場合と異なり、いまだ年金受給権としては成立していないものであるが、それが老後の生活の安定確保に重要なものであることを踏まえつつ社会経済動向等を考慮に入れて、その水準について判断すべきものとして考えている。なお、今回の農業者年金基本法の改正案においては、現行制度に係る未裁定者については、平均余命まで年金を受給すれば少なくとも納付済保険料総額に相当する年金額が支給されるようにする措置を講ずることとしているところである。

九について 国民年金制度、厚生年金制度等の公的年金制度における既裁定年金額の取扱いについては、法的には昭和五十三年最高裁判決の趣旨等を勘案して判断されるものとして考えている。

なお、今回の農業者年金基本法の改正案において年金額の引下げの対象としている経営移譲年金は、農業上の政策目的を有し、給付に必要な財源を専ら国庫助成で賄っており、その成熟度も著しく高い状況にあるのに対して、国民年金、厚生年金等の公的年金は、社会保険方式の下で、現役世代が納付する保険料財源を基本にして給付に必要な費用を賄う世代間扶養の仕組みで運営しており、成熟度も農業者年金のような状況には大きく異なっている。このような状況の下で、国民年金制度、厚生年金制度等の公的年金制度については、平成十二年の制度改正で給付と負担の均衡を確保して制度の長期的な安定を図るための措置を講じたところであり、また、その際には従前の年金額が保障されるよう措置したところである。

平成十三年三月六日提出 質問 第四〇号

質問主意書に対する答弁期限に関する質問主意書

提出者 川内 博史

質問主意書に対する答弁期限に関する質問主意書

質問主意書に対する答弁期限に関する質問
主意書

質問主意書については、国会法第七十五条に規定されているとおり、内閣は質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならぬことになっている。一方、七日以内に答弁できないときは、その理由及び答弁をすることができない期限を明示すべきとの例外規定も併記されているものの、昨今、質問主意書を提出すると、答弁の期限の延長を、行政の側から必ず求めてくる状況である。

従って、次の事項について質問する。
一 右のような答弁期限延長の乱用は、国会法の軽視・形骸化を意味するものであり、ひいては、国会の權威を貶めるものと考え、これに対する見解を明らかにせよ。

内閣衆質一五二第四〇号
平成十三年三月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員川内博史君提出質問主意書に対する答弁期限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君提出質問主意書に対する答弁期限に関する質問に対する答弁書

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づき質問に対して質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をするよう努めているが、質問が専門的であったり広範多岐にわたったりするなどの場合には、答弁書の作成に必要な調査や関係省庁間の調整に時間を要することなどから右の期限内に答弁をすることができないときが多く、そのようなときに同法第七十五条第二項後段の規定によりやむなく答弁の期限

を延長しているところであり、「乱用」の御指摘は当たらないものと考え。

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員佐々木秀典君提出弁護士法第二三条の二に基づく照会に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出秘密文書の閲覧に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出福岡県久留米市の廃棄物処分場に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員川内博史君提出尖閣諸島魚釣島の野生化ヤギ問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員川内博史君提出シクハウス症候群についての広報活動等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員佐藤謙一郎君提出塩ビ製医療器具に関する質問に対し

て、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員辻元清美君提出ペルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

内閣総理大臣 森 喜朗

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に從い、平成八年度を」に該当する踏切道のうち、平成十三年度に、「含む。」を含む。以下同じ。又は保安設備の整備に、「踏切道について」を「ものについて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、平成十三年度以降の五箇年間に於いて立体交差化、構造の改良又は保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を示して、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

第三条第三項中「又は前項」を削り、「その旨を、当該鉄道事業者、軌道経営者を含む。以下同じ。及び道路管理者(前条に規定する道路の管理

者を用い。以下同じ。又は当該鉄道事業者を「立体交差化又は構造の改良に係るもの」にあつては当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第二項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、その旨を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をしようとするときは、あらかじめ、立体交差化又は構造の改良に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者(軌道経営者を含む。以下同じ。)、道路管理者(前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。及び関係市町村長の、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第三条に次の一項を加える。
5 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、関係市町村長に対し、その旨を通知しなければならない。

第四条第一項中「規定による指定」の下に「であつて立体交差化又は構造の改良に係るもの(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定を除く。)」を加え、同条第五項中「第二項を」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「構造改良計画」の下に「(第五項本文の規定により国土交通大臣が作成したものを除く。)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前条第二項を」前条第一項に改め、「規定による指定」の下に「であつて保安設備の整備に係るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

第一項の次に次の五項を加える。

平成十三年三月十五日 衆議院會議録第十三号

2 前項の規定により協議する場合において、鉄道事業者と国土交通大臣以外の道路管理者との協議が成立しないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路法第十三条第一項の指定区間の国道にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

5 国土交通大臣は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化又は構造の改良に係るもののうち、鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定をしたときは、あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画又は構造改良計画を作成するものとする。ただし、国土交通大臣が立体交差化計画又は構造改良計画を作成する前に、鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画又は構造改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画又は構造改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。第五十条中「又は道路管理者」を「及び道路管理者又は鉄道事業者」に改める。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、この法律による改正後の踏切道改良促進法第三条第一項の規定に基づいてしたものと同みなす。

(地方自治法の一部改正) 第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の項中「第四条第二項」を「第四条第七項」に改める。

理由

最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成十三年以降の五箇年間に於いても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申出制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 踏切道の改良措置を講ずる期間を平成十三年年度以降さらに五箇年間延長すること。
2 都道府県知事が、鉄道事業者、道路管理者及び関係市町村長の意見を聴いた上で、国土

交通大臣に対して本法に基づく踏切道の指定をすべき旨の申出を行える制度を創設すること。

3 鉄道事業者と道路管理者が協議して立体交差化計画又は構造改良計画を作成するに際し、その協議が調わなかった場合の措置として、鉄道事業者又は道路管理者からの申請に基づいて、国土交通大臣が裁定する制度を創設すること。
4 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十三年年度一般会計予算(国土交通省所管)中、踏切保安設備整備補助として二億五千万円が計上されている。
右報告する。
平成十三年三月九日
国土交通委員長 赤松 正雄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 踏切事故の防止及び交通の円滑化のための緊急かつ重点的な踏切道の改良を実施するよう努めること。特に、全国に存在する約一千箇所の交通遮断量の著しく多い、いわゆるボトルネック踏切を、今後十年間で半減することを目

標に、当面五年間着実に実施できるよう努めること。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図るため、政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右 国会に提出する。
平成十三年二月六日
内閣総理大臣 森 喜朗

新産業都市建設促進法等を廃止する法律次に掲げる法律は、廃止する。

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百十七号)
二 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)
三 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(新産業都市建設促進法の廃止に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に、この法律による廃止前の新産業都市建設促進法第三条第二項又は第四条第一項の規定により指定された新産業都市の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方公共団体が同法第二十二條の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(工業整備特別地域整備促進法の廃止に伴う経過措置)
第三条 施行日前に、この法律による廃止前の工業整備特別地域整備促進法第二条第一項に規定する工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方公共団体が同法第十一条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第四条 この法律による廃止前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(以下この条において「旧特別措置法」という。)第二条に規定する事業であつて平成十三年三月三十一日までに着手したものの財源に充てるものとして発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、同条並びに旧特別措置法第六條及び第七條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第一条中「平成十二年度」とあるのは「平成十七年度」と、「各年度(その年度が平成十七年度以後の年度となるときは、平成十七年度まで)」とあるのは「各年度」とする。

2 旧特別措置法第三条に規定する特定事業であつて平成十三年三月三十一日までに着手したものに係る経費に対する国の負担又は補助については、同条から旧特別措置法第七条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第三条中「平成十二年度」とあるのは、「平成十七年度」とする。
(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)
第五条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「新産業都市建設促進法を「新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第...号。以下この項において「廃止法」という。)による廃止前の新産業都市建設促進法に、「工業整備特別地域整備促進法」を「廃止法」による廃止前の工業整備特別地域整備促進法に、「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「廃止法」附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第六条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第...号)附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第七条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中、「新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画」を削る。
(農村地域工業等導入促進法の一部改正)
第八条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「新産業都市建設促進法(昭和

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号

三十七年法律第百十七号)第三条第四項の規定により指定された新産業都市の区域及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第二条第一項に規定する工業整備特別地域並びにこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるものを、を削る。
第四条第三項中、「新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画」を削る。
第九条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第一項中、「新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)を削る。
(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)
第十条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第七條中「については、」の下に「新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第...号)による廃止前のを加える。
(国土交通省設置法の一部改正)
第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第七條第三号中、「新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)」を削る。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案及び同報告書 関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

理由
産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案 (内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための措置を廃止しようとするもので、その内容は次のとおりである。
1 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)を廃止するものとする。
2 本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備するものとする。
3 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
議案の可決理由
産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止しようとする本案の措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、約二十億七千万円である。
右報告する。
平成十三年三月九日
国土交通委員長 赤松 正雄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

関稅定率法等の一部を改正する法律案
右
国會に提出する。
平成十三年二月九日
内閣総理大臣 森 喜朗

議案の目的及び要旨
本案は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための措置を廃止しようとするもので、その内容は次のとおりである。
1 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)を廃止するものとする。
2 本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備するものとする。
3 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
議案の可決理由
産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止しようとする本案の措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、約二十億七千万円である。
右報告する。
平成十三年三月九日
国土交通委員長 赤松 正雄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

関稅定率法等の一部を改正する法律案
右
国會に提出する。
平成十三年二月九日
内閣総理大臣 森 喜朗

関稅定率法等の一部を改正する法律

(関稅定率法の一部改正)

第一條 関稅定率法(明治四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二二〇七・一〇号中	一 アルコール分が九〇%以上のもの	三三%	を
	(一) 工業用アルコールの製造の用に供するもの	無税	に改める。
	(二) その他のもの	三三%	に改める。

別表第五六〇一・三〇号を次のように改める。

五六〇一・三〇 紡織用纖維のフロック、ダスト及びミルネツプ

第二條 関稅定率法の一部を次のように改正する。

別表第一〇一・一〇一項を次のように改める。

〇一〇一
〇二〇一・一〇 馬、ろ馬、ら馬及びヒニ(生きてゐるものに限る。)
純粋種の繁殖用のもの

一 馬

(一) サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。以下)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

(二) その他のもの

A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠してゐないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限り。)

B その他のもの

〇二〇一・九〇 二 馬、ら馬及びヒニ
その他のもの

一 馬

(一) 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

(二) その他のもの

A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠してゐないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限り。)

無税

無税

無税

無税

無税

無税

三三%

B その他のもの

二 馬、ら馬及びヒニ

別表第一〇六項を次のように改める。

〇一〇六

〇一〇六・一一	哺乳類	無税
〇一〇六・一二	霊長類	無税
〇一〇六・一三	くじら目及び海牛目	無税
〇一〇六・一四	その他のもの	無税
〇一〇六・一五	爬虫類	無税
〇一〇六・一六	鳥類	無税
〇一〇六・一七	猛禽類	無税
〇一〇六・一八	おうむ目	無税
〇一〇六・一九	その他のもの	無税
〇一〇六・二〇	その他のもの	無税

別表第一〇八・二〇号の次に次の三号を加える。

〇二〇八・三〇	霊長類のもの	無税
〇二〇八・三一	くじら目のもの及び海牛目のもの	無税
〇二〇八・三二	爬虫類のもの	無税

〇二〇一・九〇

別表第一〇一・一〇項中

その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)

一 豚のもの

二 牛のもの

三 その他のもの

〇二〇一・九一
〇二〇一・九二
〇二〇一・九三
〇二〇一・九四
〇二〇一・九五

一 豚のもの

二 牛のもの

三 その他のもの

一 キログラムにつき 一〇%
九〇円につき 七%

に改める。

一〇%
一 キログラムにつき 七%
九〇円につき 七%

一〇%
一 キログラムにつき 七%
九〇円につき 七%

別表第三類の注1(a)を次のように改める。

(a) 第一一・〇六項の哺乳類

別表第三類の注1中(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 第一一・〇六項の哺乳類の肉(第一一・〇八項及び第一一・〇九項参照)

別表第三〇三・〇三三・〇三三の次に次の三号を加える。

〇三〇二・三四	めばちまぐろ(トウヌス・オベス)	五%
〇三〇二・三五	くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)	五%
〇三〇二・三六	みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)	五%

別表第三〇三・〇三三項中

〇三〇三・一〇	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュル)	五%
	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)	五%
	その他のもの	五%

に改める。

別表第三〇三・〇三三・〇三三の次に次の三号を加える。

〇三〇三・四四	めばちまぐろ(トウヌス・オベス)	五%
〇三〇三・四五	くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)	五%
〇三〇三・四六	みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)	五%

別表第三〇三・〇三五・二〇号中「肝臓」を「魚の肝臓」に改める。

別表第五類の注3中「象」の下に、「かば」を加える。
別表第七〇九・五一号中「きのこ」の下に、「はらたけ属のもの」を加え、同表第七〇九・五二号の次に次の一号を加える。

〇七〇九・五九	その他のもの	五%
---------	--------	----

別表第七一・一〇号を削り、同表第七一・四〇号の次に次のように加える。

〇七二・五一	きのこ及びトリフ	一五%
〇七二・五九	きのこ(はらたけ属のもの)	一五%
	その他のもの	一五%

別表第七・二三項中

〇七二・三一	きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ	一五%
〇七二・三二	きのこ(はらたけ属のもの)	一五%
〇七二・三三	きくらげ(きくらげ属のもの)	一五%
〇七二・三九	白きくらげ(白きくらげ属のもの)	一五%
	その他のもの	一五%

に改める。

別表第八〇五・三〇号を削り、同表第八〇五・四〇号の次に次の一号を加える。

〇八〇五・五〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモナム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	無税
---------	--	----

別表第八〇五・九〇号中「キトルス・アウランティフォリア」の下に「及びキトルス・ラティフォリア」を加える。

〇八二〇・六〇	ドリアン	一〇%
---------	------	-----

別表第八二二・二〇号を削る。

別表第一類の注1(b)中「穀粉」の下に、「ひき割り穀物」を加える。

別表第一一〇三・一二号及び第一一〇三・一四号を削り、同表第一一〇三・一九号を次のように改める。

一一〇三・一九	その他の穀物のもの	一キログラムにつき九八円
	一 大麦又は裸麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
	二 ライ小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
	三 オートのもの	一キログラムにつき四二円
	四 米のもの	一キログラムにつき四二円
	五 その他のもの	一〇%

別表第一一・〇三項中		を	
一 〇三・二二	ペレット 小麦のもの	一キログラ ムにつき一 〇六円	二〇%
一 〇三・二九	その他の穀物のもの 一 オートのもの 二 とうもろこし又は米の もの (一) とうもろこし (二) 米のもの	二五% 一キログラ ムにつき四 四二円 一キログラ ムにつき九 八円 一キログラ ムにつき一 〇六円	二〇%
一 〇三・二〇	ペレット 一 小麦のもの 二 オートのもの 三 とうもろこし又は米の もの (一) とうもろこし (二) 米のもの	一キログラ ムにつき一 〇六円 二五% 一キログラ ムにつき四 四二円	二〇%
一 〇四・二四	四 大麦又は裸麦のもの 五 ライ小麦のもの 六 その他のもの	一キログラ ムにつき九 八円 一キログラ ムにつき一 〇六円 二〇%	二〇%
一 〇四・一九	その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの 二 とうもろこし又は米の もの (一) とうもろこし	一キログラ ムにつき一 〇六円 二五%	二〇%

別表第一二〇四・二二号を削り、同表第一一〇四・一九号を次のように改める。		を	
一 〇四・二四	一 小麦又はライ小麦のもの	一キログラ ムにつき一 〇六円	二五%
一 〇四・一九	二 とうもろこし又は米の もの (一) とうもろこし	一キログラ ムにつき一 〇六円	二五%

別表第一二〇四・二二号を削り、同表第一一〇四・一九号を次のように改める。		を	
一 〇四・二四	一 小麦又はライ小麦のもの	一キログラ ムにつき一 〇六円	二五%
一 〇四・一九	二 とうもろこし又は米の もの (一) とうもろこし	一キログラ ムにつき一 〇六円	二五%

別表第一二〇五・一〇号において「菜種(低エルカ酸のもの)」とは、不揮発性油(エルカ酸がその重量の二%未満のものに限る。)及び「グラムあたり三〇マイクログラム未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。		を	
一 〇五・一〇	一 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一 〇五・九〇	二 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一 〇五・九〇	三 その他のもの	無税	

別表第一二〇七・九二号を削る。		を	
一 〇七・九二	一 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一 〇七・九二	二 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一 〇七・九二	三 その他のもの	無税	

別表第一二〇九・一一号を削る。		を	
一 〇九・一一	一 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一 〇九・一一	二 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一 〇九・一一	三 その他のもの	無税	

別表第一二〇九・二〇号の次に次の二号を加える。		を	
一 〇九・二〇	一 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一 〇九・二〇	二 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一 〇九・二〇	三 その他のもの	無税	

別表第一二一一・三〇号「コカ葉」を削る。		を	
一二一一・三〇	一 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一二一一・三〇	二 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一二一一・三〇	三 その他のもの	無税	

別表第一二二二・三〇号中「コカ葉、及びけしがら」を削る。		を	
一二二二・三〇	一 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一二二二・三〇	二 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一二二二・三〇	三 その他のもの	無税	

別表第一二二二・三〇号中「桃」の下に「ネクタリンを含む。」を加え、同表第一二二二・九二号を削り、同表第一二二二・九九号を次のように改める。		を	
一二二二・九二	一 菜種(割つてあるかないかを問わない。)	無税	
一二二二・九二	二 菜種(低エルカ酸のもの)	無税	
一二二二・九二	三 その他のもの	無税	

一一二・九九	その他のもの 一 こんにやく芋(アモルフォファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一キログラムにつき 三、二八九円
	二 チコリーの根	一五%
	三 さとうきび	無税
	四 その他のもの	五%

別表第二三類の注1中(h)を(i)とし、(h)を(j)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)の次に次のように加える。

(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の五〇%以上のもの(第二九・三九項参照)

別表第一四・〇二項及び第一四・〇三項を次のように改める。		
一四・〇二	主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	無税
一四・〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	無税

別表第一五類に号注として次のように加える。

号注
1 第一五・一四・二一号及び第一五・一四・一九号において「菜種油(低エルカ酸のもの)」とは、エルカ酸が全重量の二%未満の不揮発性油をいう。

別表第一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ワノリンを含む。)	二%
一五〇五・〇〇	一 ウールグリース(粗のものに限る。)	二%
	二 その他のもの	五%

別表第一五・一四項を次のように改める。

一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
一五一四・一一	菜種油(低エルカ酸のもの)及びその分別物 粗油 一 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき 七円

一五一四・一九	その他のもの	一キログラムにつき 〇円七〇銭
	その他のもの	一キログラムにつき 〇円七〇銭
一五一四・九一	その他のもの 粗油 一 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき 七円
	二 その他のもの	一キログラムにつき 〇円七〇銭
一五一四・九九	その他のもの	一キログラムにつき 〇円七〇銭

別表第一五二・五・六〇号を削り、同表第一五二・五・九〇号を次のように改める。

一五二・五・九〇	その他のもの 一 オイチシカ油及びその分別物 二 カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物 三 ホホバ油及びその分別物 四 その他のもの (一) 酸価が〇・六を超えるもの (二) その他のもの	無税 五% 七・五% 一キログラムにつき 七円 一キログラムにつき 〇円七〇銭
----------	---	---

別表第一七〇・二・四〇号中「五〇%未満のものに限る」の下に「ものとし、転化糖を除く」を加え、同表第一七〇・二・六〇号中「五〇%を超えるものに限る」の下に「ものとし、転化糖を除く」を加え、同表第一七〇・二・九〇号中「転化糖」の下に「並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するもの」を加える。

別表第一九類の注2を次のように改める。

2 第一九・〇一項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ひき割り穀物」とは、第一類の「ひき割り穀物」をいう。

(b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(1) 第一類の穀粉及びミール

(2) 他の類の植物性の粉及びミール(乾燥野菜(第七・一二項参照)、ばれいし(第一一・〇五項参照)又は乾燥した豆(第一一・〇六項参照)の粉及びミールを除く。)

別表第一九・〇一項中「並びに穀粉」の下に「ひき割り穀物」を加える。

別表第一九・〇四項中「粉」の下に、「ひき割り穀物」を加え、同表第一九〇四・二〇号の次に次の一号を加える。

一九〇四・三〇	ブルガール小麦	一キログラムにつき一〇〇円
---------	---------	---------------

別表第一九・〇五項中

一九〇五・三〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	二四%
	二 スイートビスケット	二四%
	二 ワッフル及びウエハー	三〇%

別表第一九〇五・九〇号を次のように改める。

一九〇五・九〇

その他のもの

一	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)	二%
二	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブライト、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	六・四%
三	その他のもの	
(一)	砂糖を加えたもの	
A	あられ、せんべいその他これらに類する米菓	四〇%
B	ビスケット、クッキー及びクラッカー	二四%
C	主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九・六%
D	その他のもの	三〇%
(二)	その他のもの	
A	あられ、せんべいその他これらに類する米菓	三五%
B	ビスケット、クッキー及びクラッカー	二〇%
C	主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九・六%
D	その他のもの	二五%

別表第二〇類の注中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第二〇・〇七項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。

別表第二〇類の号注に次のように加える。

3 第二〇〇九・一二号、第二〇〇九・二二号、第二〇〇九・三二号、第二〇〇九・四二号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・七二号において「ブリックス値」とは、温度二〇度におけるブリックスハイドrometer又は屈折計(屈折率をしよう糖含有率ブリックスの値)として目盛られたものに限る。の読み値(温度二〇度と異なる温度で測定した場合)は、温度二〇度における値に補正したものをいう。

別表第二〇〇一・二〇号を削る。

別表第二〇〇三・二〇号中「この下に」(はらたけ属のもの)を加え、同表第二〇〇三・二〇号の次に次の一号を加える。

二〇〇三・九〇

その他のもの

一 砂糖を加えたもの

二 その他のもの

(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

(二) その他のもの

別表第二〇・〇七項中「加熱による調理をした調製品」を「加熱調理をして得られたもの」に改める。

別表第二〇〇八・七〇号中「桃」の下に「ネクタリンを含む。」を加える。

別表第二〇・〇九項を次のように改める。

二〇・〇九

果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらずかつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)

オレンジジュース

冷凍したもの

二〇〇九・二二

冷凍したもの

一 砂糖を加えたもの

(一) しよう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよう糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの

(二) その他のもの

冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下のものに限る。)

一 砂糖を加えたもの

(一) しよう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよう糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの

(二) その他のもの

冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下のものに限る。)

一 砂糖を加えたもの

(一) しよう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しよう糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの

(二) その他のもの

冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下のものに限る。)

一 砂糖を加えたもの

二〇〇九・二二	冷凍したもの	三〇%
	二 その他のもの	
	(一) しよう糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	(二) その他のもの	二五%
	冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下のものに限る。)	三〇%
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) しよう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの	三〇%
	(二) その他のもの	
	二 その他のもの	
	(一) しよう糖の含有量が全重量の二〇%以下のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
	(二) その他のもの	二五%
	冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下のものに限る。)	三〇%
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) しよう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの	三〇%
	(二) その他のもの	

二〇〇九・一九	<p>(一) その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p>	<p>三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二五%</p> <p>三〇%</p> <p>三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>三〇%</p> <p>二五%</p> <p>二七%</p>
二〇〇九・二二	<p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p>	<p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p>
二〇〇九・二九	<p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p>	<p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p>
二〇〇九・三一	<p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p>	<p>三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二二・五%</p> <p>三〇%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p>
二〇〇九・三九	<p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p>	<p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p>
二〇〇九・三九	<p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p> <p>(一) 一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) 二 その他のもの</p>	<p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p> <p>二七%</p>

二〇〇九・四一	<p>B ライムジュース C その他のもの (一) その他のもの パイナップルジュース ブリックス値が二〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの</p>	<p>一六% 二一・五% 三〇%</p>
二〇〇九・四九	<p>二 その他のもの (一) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の二〇%以下のもの (二) その他のもの</p>	<p>二二・五% 三〇% 二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p>
二〇〇九・五〇	<p>二 その他のもの (一) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの トマトジュース 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。) ブリックス値が三〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>二二・五% 三〇% 三五% 三五% 二五%</p>
二〇〇九・六一	<p>(一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>二七%</p>
二〇〇九・六九	<p>(一) その他のもの 二 その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの</p>	<p>三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二二・五% 二七%</p>
二〇〇九・七一	<p>二 その他のもの (一) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの</p>	<p>二二・五% 三〇% 二七%</p>
二〇〇九・七九	<p>二 その他のもの (一) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>二二・五% 三五% 二七%</p>

(一) その他のもの

四〇% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

二 その他のもの

(一) しの糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く)

一 果汁

(一) 砂糖を加えたもの

A しの糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

B その他のもの

二七%
三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

(二) その他のもの

A しの糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

B その他のもの

二 野菜ジュース

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

二〇〇九・九〇

混合ジュース

一 混合果汁

(一) 砂糖を加えたもの

A しの糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

B その他のもの

二七%
三五% (その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)

(二) その他のもの

A しの糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

B その他のもの

二 混合野菜ジュース

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

一〇・八%
七・二%

別表第三類に号注として次のように加える。

号注

1 第二三〇六・四一において「菜種油かす(低エルカ酸のもの)」とは、第二二類号注1に定義される種のものをいう。

別表第三三・〇六項中 一三〇六・四〇 菜種油かす

菜種油かす

菜種油かす(低エルカ酸のもの)

その他のもの

無税

無税

無税

に改める。

別表第三三・〇八項を次のように改める。

二二・〇八

二二・〇八

飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く)

別表第二五類の注4中「陶磁製品」の下に「れんが又はコンクリート」を加える。

別表第二五・一八項を次のように改める。

二二・一八

ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む)の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない)及びドロマイトラミックス

ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものを除く)

ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものに限る)

ドロマイトラミックス

ドロマイトラミックス

別表第二五・二七項を削る。

別表第二五三〇・四〇号を削る。

別表第二六類の注1中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの(第二七・一〇項参照)

別表第二六類の注3を次のように改める。

3 第二六・二〇項には、次の物品のみを含む。

(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物(第二六・二二項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない)

(b) 砒素を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの(金属を含有するかないかを問わない)

別表第二六類に号注として次のように加える。

号注

1 第二六二〇・二二二号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥とは加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤(例えば、テトラエチル鉛)の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。」

2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第二六二〇・六〇号に属する。

別表第二六・二二〇項及び第二六・二二二項を次のように改める。

二二六・二〇	灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く) 亜鉛を主成分とするもの	無税
二二六二〇・一一	ハードジंकクスペルター	無税
二二六二〇・一九	鉛を主成分とするもの	無税
二二六二〇・二二	加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥	無税
二二六二〇・二九	その他のもの	無税
二二六二〇・三〇	銅を主成分とするもの	無税
二二六二〇・四〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税
二二六二〇・六〇	砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの	無税
二二六二〇・九一	その他のもの	無税
二二六二〇・九九	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの	無税
二二六二二	その他のもの	無税
二二六二二・一一〇	その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む)並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	無税
二二六二二・九〇	都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	無税
二二六二二・九〇	その他のもの	無税

別表第二七類の注に次のように加える。

3 第二七・一〇項において「廃油とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。」

(a) 一次製品として再利用できない油(例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油)

(b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤(例えば、化学品)を含有するもの

(c) 水に乳化又は水と混合している状態の油(例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油)

別表第二七類の号注3中「ベンゾール」の下に「ベンゼン」を、「トルオール」の下に「トルエン」を、「キシロール」の下に「キシレン」を加え、同号注に次のように加える。

4 第二七・一〇・一一号において「軽質油及びその調製品とは、ASTM D 八六の方式による温度二二〇度における減重量加算留量出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。」

別表第二七類の備考1中「第二七・一〇・〇〇号」を「第二七・一〇・一一号及び第二七・一〇・一九号」に改める。

別表第二七〇七・一〇号中「ベンゾール」の下に「ベンゼン」を加え、同表第二七〇七・二〇号中「トルオール」の下に「トルエン」を加え、同表第二七〇七・三〇号中「キシロール」の下に「キシレン」を加える。

別表第二七・一〇項を次のように改める。

二二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)並びに廃油	無税
二二七・一〇・一一	石油及び歴青油(原油を除く)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く)	無税
	軽質油及びその調製品	無税
	揮発油	無税
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む)	二・六%
	(一) 揮発油	無税
	A 低重合度の混合アルキレン	無税
	(a) トリプロピレン	無税
	(b) その他のもの	五%
	B 政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算五%留量出温度と減重量加算九五%留量出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く)	五%
	C その他のもの	五%
	(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む)	五%
	(b) その他のもの	五%
	(二) 灯油	三%
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	三%

二七二〇・一九

二 その他のもの
その他のもの

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン
B その他のもの

(二) 軽油

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(四) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）

A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの
B その他のもの
C その他のもの
D その他のもの

廃油

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの
その他のもの

一キロリツ
トルにつぎ
六四〇
三・九%

一キロリツ
トルにつぎ
七六〇
三%

一キロリツ
トルにつぎ
六四〇

一キロリツ
トルにつぎ
三九〇円

四・六%
四・六%
九・六%
四・八%
三・九%

無税
無税

別表第二八類の注3(d)中「無機物」の下に「及び第三一〇七項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの」を加える。

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二八・〇五項中

二八〇五・一一	アルカリ金属	四・六%
二八〇五・一九	ナトリウム	三%
二八〇五・二二	その他のもの	
二八〇五・二二	アルカリ土類金属	
二八〇五・二二	カルシウム	無税
二八〇五・二二	ストロンチウム及びバリウム	無税

アルカリ金属及びアルカリ土類金属

ナトリウム

カルシウム

その他のもの

別表第二八・〇九項中「りん酸及びポリりん酸」の下に「ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。」を加える。

別表第二八・一六項中

二八一六・二〇	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	三・九%
二八一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・六%

別表第二八・二七・二八号を削る。
別表第二八・二七・二八号を削る。
別表第二八・三〇項中「多硫化物」の下に「（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）」を加える。

別表第二八・三四・三二号を削る。
別表第二八・三五項中「及びポリりん酸塩」の下に「（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）」を加える。

別表第二八・三六・七〇号中「炭酸鉛」を「鉛の炭酸塩」に改める。
別表第二八・三六・七〇号中「炭酸鉛」を「鉛の炭酸塩」に改める。

別表第二八・四二項中「ベルオキソ酸塩」の下に「アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むもの」とし、「を加え、同表第二八・四二・一〇号中「錯塩」の下に「（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）」を加え、「三・九%」を「三・八%」に改める。

別表第二九類の注1(c)中「糖エーテル」の下に「糖アセタール」を加え、同注に次のように加える。

8 第二九・三七項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。
(b) 「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。

別表第二九・二六・二〇号の次に次の一号を加える。
 二九・二六・三〇 フェンプロボレクス(INNN)及びその塩並びにメサドン(INNN)中間体(四―シアノ―ニ―ジメチルアミノ―四―ジフエニルブタン)。
 別表第二九三三・九四号の次に次の一号を加える。
 二九三三・九五 テトラヒドロカンナビノール(すべての異性体を含む)。
 別表第二九・三三項及び第二九・三四項を次のように改める。
 二九・三三 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る)。
 二九三三・二一 非縮合ピラゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物。
 二九三三・一九 フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体。
 二九三三・二二 その他のもの。
 二九三三・二一 非縮合イミダゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物。
 二九三三・一九 ヒダントイン及びその誘導体。
 二九三三・二二 その他のもの。
 二九三三・二一 非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物。
 二九三三・二一 ピリジン及びその塩。
 二九三三・三三 アルフェンタニル(INNN)、アニレリジン(INNN)、ベジトラミド(INNN)、フロマゼパム(INNN)、ジフェノキシニン(INNN)、プロフェノキシレート(INNN)、ジフェノキシニン(INNN)、フェンタニール(INNN)、ケトベミドシン(INNN)、メチルフェニデート(INNN)、ペンタゾシン(INNN)、ペチジン(INNN)、ペチジン(INNN)中間体A、フェンシクリジン(INNN)(PCP)、フェノペリジン(INNN)、ピブラドロール(INNN)、ピリトラミド(INNN)、ピブラドロール(INNN)及びトリメピリジン(INNN)並びにこれらの塩。
 二九三三・三九 その他のもの。
 二九三三・四一 一 ピコリン及びO・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル)ホスホチオエート(クロルピリホス)。
 二九三三・四二 その他のもの。
 二九三三・四三 キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物。
 二九三三・四四 レボルファンール(INNN)及びその塩。
 二九三三・四五 その他のもの。
 二九三三・四六 一 デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン。
 二九三三・四九 その他のもの。

二九・二六・三〇	フェンプロボレクス(INNN)及びその塩並びにメサドン(INNN)中間体(四―シアノ―ニ―ジメチルアミノ―四―ジフエニルブタン)。	四・六%	二九三三・五二
二九三三・九五	テトラヒドロカンナビノール(すべての異性体を含む)。	四・六%	二九三三・五三
二九・三三	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る)。	四・六%	二九三三・五四
二九三三・二一	非縮合ピラゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物。	四・六%	二九三三・五五
二九三三・一九	フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体。	四・六%	二九三三・五九
二九三三・二二	その他のもの。	無税	
二九三三・二一	非縮合イミダゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物。	四・六%	
二九三三・三三	ピリジン及びその塩。	無税	
二九三三・三三	アルフェンタニル(INNN)、アニレリジン(INNN)、ベジトラミド(INNN)、フロマゼパム(INNN)、ジフェノキシニン(INNN)、プロフェノキシレート(INNN)、ジフェノキシニン(INNN)、フェンタニール(INNN)、ケトベミドシン(INNN)、メチルフェニデート(INNN)、ペンタゾシン(INNN)、ペチジン(INNN)、ペチジン(INNN)中間体A、フェンシクリジン(INNN)(PCP)、フェノペリジン(INNN)、ピブラドロール(INNN)、ピリトラミド(INNN)、ピブラドロール(INNN)及びトリメピリジン(INNN)並びにこれらの塩。	四・六%	二九三三・六一
二九三三・三九	その他のもの。	無税	二九三三・六二
二九三三・四一	一 ピコリン及びO・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル)ホスホチオエート(クロルピリホス)。	無税	二九三三・七二
二九三三・四二	その他のもの。	四・六%	二九三三・七九
二九三三・四三	キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物。	四・六%	
二九三三・四四	レボルファンール(INNN)及びその塩。	四・六%	
二九三三・四五	その他のもの。	四・六%	
二九三三・四六	一 デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン。 二 その他のもの。	三・九% 四・六%	二九三三・九九

ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない)又はピペラジン環を有する化合物。
 マロニル尿素(バルビツル酸)及びその塩。
 アロパルビタール(INNN)、アモバルビタール(INNN)、バルビタール(INNN)、プタルビタール(INNN)、フトバルビタール、シクロバルビタール(INNN)、メチルフェノバルビタール(INNN)、ペントバルビタール(INNN)、フェノバルビタール(INNN)、セクバルビタール(INNN)、セクプロバルビタール(INNN)、セコバルビタール(INNN)及びビニルビタール(INNN)並びにこれらの塩。
 その他のマロニル尿素(バルビツル酸)の誘導体及びその塩。
 ロプラゾラム(INNN)、メクロカロン(INNN)、メタカロン(INNN)及びジペプロール(INNN)並びにこれらの塩。
 その他のもの。
 一 一・三―ジメチル―ニ―六―ジオキサ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン。
 二 一・四―ジアサビシクロニ―二・二・二オクタニ(トリエチレンジアミン)。
 三 その他のもの。
 非縮合トリアジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物。
 メラミン。
 その他のもの。
 ラクタム
 六―ヘキサンラクタム(イプシロン―カプロラクタム)クロバザム(INNN)及びメチプリロン(INNN)その他のラクタム
 その他のもの。
 アルプラゾラム(INNN)、カマゼパム(INNN)、クロラゼポキシド(INNN)、クロナゼパム(INNN)、クロラゼペイト、デロラゼパム(INNN)、ジアゼパム(INNN)、エストゾラム(INNN)、ロフラゼパム(INNN)、フルジアゼパム(INNN)、フルラゼパム(INNN)、インナ、ロラゼパム(INNN)、ハラゼパム(INNN)、マジンドール(INNN)、メグゼパム(INNN)、ニミタゾラム(INNN)、ニメタゼパム(INNN)、ニトラゼパム(INNN)、ノルダゼパム(INNN)、サゼパム(INNN)、ピナゼパム(INNN)、プラゼパム(INNN)、ピロバレロン(INNN)、テマゼパム(INNN)、テトラゼパム(INNN)及びトリアゾラム(INNN)並びにこれらの塩。
 その他のもの。
 一 塩酸ヒドララジン
 二 その他のもの。

二九三三・五二	ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない)又はピペラジン環を有する化合物。	四・六%
二九三三・五三	マロニル尿素(バルビツル酸)及びその塩。	四・六%
二九三三・五四	アロパルビタール(INNN)、アモバルビタール(INNN)、バルビタール(INNN)、プタルビタール(INNN)、フトバルビタール、シクロバルビタール(INNN)、メチルフェノバルビタール(INNN)、ペントバルビタール(INNN)、フェノバルビタール(INNN)、セクバルビタール(INNN)、セクプロバルビタール(INNN)、セコバルビタール(INNN)及びビニルビタール(INNN)並びにこれらの塩。	四・六%
二九三三・五五	その他のマロニル尿素(バルビツル酸)の誘導体及びその塩。	四・六%
二九三三・五九	ロプラゾラム(INNN)、メクロカロン(INNN)、メタカロン(INNN)及びジペプロール(INNN)並びにこれらの塩。	四・六%
二九三三・六一	その他のもの。	無税
二九三三・六二	一 一・三―ジメチル―ニ―六―ジオキサ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン。 二 一・四―ジアサビシクロニ―二・二・二オクタニ(トリエチレンジアミン)。	三・二% 四・六%
二九三三・七二	その他のもの。	四・六%
二九三三・七九	メラミン。 その他のもの。	四・六%
二九三三・九九	ラクタム 六―ヘキサンラクタム(イプシロン―カプロラクタム)クロバザム(INNN)及びメチプリロン(INNN)その他のラクタム その他のもの。	五・六% 四・六% 四・六%
	アルプラゾラム(INNN)、カマゼパム(INNN)、クロラゼポキシド(INNN)、クロナゼパム(INNN)、クロラゼペイト、デロラゼパム(INNN)、ジアゼパム(INNN)、エストゾラム(INNN)、ロフラゼパム(INNN)、フルジアゼパム(INNN)、フルラゼパム(INNN)、インナ、ロラゼパム(INNN)、ハラゼパム(INNN)、マジンドール(INNN)、メグゼパム(INNN)、ニミタゾラム(INNN)、ニメタゼパム(INNN)、ニトラゼパム(INNN)、ノルダゼパム(INNN)、サゼパム(INNN)、ピナゼパム(INNN)、プラゼパム(INNN)、ピロバレロン(INNN)、テマゼパム(INNN)、テトラゼパム(INNN)及びトリアゾラム(INNN)並びにこれらの塩。 その他のもの。	四・六% 三・九% 四・六%

二九・三四	核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない)並びにその他の複素環式化合物	四・六%
二九三四・一〇	非縮合チアゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%
二九三四・二〇	ベンゾチアゾール環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	五・三%
二九三四・三〇	フェノチアジン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	四・六%
二九三四・九一	その他のもの	無税
二九三四・九九	一 スルトン及びスルタム 二 その他のもの	四・六%

別表第二九・三七項を次のように改める。		
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキササン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む)	無税
二九三七・一一	ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・一二	ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・一九	インスリン及びその塩	無税
二九三七・二二	その他のもの	無税
二九三七・二二	ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・二三	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン(デヒドロコルチゾン)及びプレドニゾン(デヒドロコルチゾン)	無税
二九三七・二九	コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体	無税
二九三七・二九	エストロゲン及びプロゲステゲン	無税
二九三七・三二	その他のもの	無税
二九三七・三二	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・三二	エピネフリン	無税
二九三七・三九	その他のもの	無税
二九三七・四〇	アミノ酸誘導体	無税
二九三七・五〇	プロスタグランジン、トロンボキササン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・九〇	その他のもの	無税

別表第二九・三九項を次のように改める。		
二九・三九	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
二九三九・一一	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・一九	けしから濃縮物並びにブアレノルフィン(INN)、コデイン、ジヒドロコデイン(INN)、エチルモルヒネ(INN)、ヒドロモルホン(INN)、モルヒネ、ニコモルヒネ(INN)、オキシコドン(INN)、オキシモルホン(INN)及びデバイン並びにこれらの塩	無税
二九三九・二二	その他のもの	無税
二九三九・二二	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二九	キニネ及びその塩	無税
二九三九・三〇	その他のもの	無税
二九三九・四一	カフェイン及びその塩	無税
二九三九・四二	エフェドリン類及びその塩	無税
二九三九・四二	エフェドリン及びその塩	無税
二九三九・四三	プソイドエフェドリン(INN)及びその塩	無税
二九三九・四九	カチン(INN)及びその塩	無税
二九三九・五一	その他のもの	無税
二九三九・五一	テオフィリン及びアミノフィリン(テオフィリン-エチレンジアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・五九	フェネチリン(INN)及びその塩	無税
二九三九・六一	その他のもの	無税
二九三九・六一	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・六二	エルゴメトリン(INN)及びその塩	無税
二九三九・六三	エルゴタミン(INN)及びその塩	無税
二九三九・六九	リゼルギン酸及びその塩	無税
二九三九・九一	その他のもの	無税
二九三九・九二	その他のもの	無税
二九三九・九二	コカイン、エタゴニン、レボメタンフェタミン、メタフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメイト並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税
二九三九・九九	その他のもの	無税

別表第二九四〇・〇〇号中並びに糖エーテルの下に、「糖アセタール」を、「糖エーテルの塩」の下に、「糖アセタールの塩」を加える。

別表第三〇類の注1(a)中「飲食物」の下に、「(静脈注射用の栄養剤を除く)」を加え、同注4(b)中「ホルモン」を「第二九・三七項のホルモンその他の物質」に改め、同注4に次のように加える。

(i) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に入若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

(k) 薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)

別表第三〇・〇四項中「投与量にしを」を「投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)」に、「副腎皮質ホルモン」を「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物」に改める。

別表第三〇〇六・六〇号中「ホルモン」を「第二九・三七項のホルモンその他の物質」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三〇〇六・七〇

医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に入若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

三・八%

三〇〇六・八〇

薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)

無税

別表第三四・〇一項中「せつけん並びに」を「せつけん、」に改め、「問わない。」の下に、「有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するもの)を加え、同表第三四〇一・二〇号の次に次の二号を加える。

三四〇一・三〇

有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するもの)を加え、同表第三四〇一・二〇号の次に次の二号を加える。

四・六%

別表第三四〇四・二〇号中「ポリエチレングリコールのもの」を「ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)のもの」に改める。

別表第三五〇六・九一号中「プラスチック(人造樹脂を含む。)」を「第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体」に改める。

三七〇二・九一

幅が一六ミリメートル以下のもの

無税

別表第三七・〇二項中

幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの

無税

三七〇二・九二

幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの

無税

別表第三八類の注1(a)(4)中「2」を「3」に改め、同注1(a)中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 2の認証標準物質

別表第三八類の注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物(汚泥を含み、第二六類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第二六・二〇項参照)

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第三八類の注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (A) 第三八・二二項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。

(B) 認証標準物質は、第二八類及び第二九類の物品を除くほか、第三八・二二項に属するものとし、この表の他のいすれの項にも属しない。

別表第三八類の注に次のように加える。

4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品が含まれない。
(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの(例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池)

(b) 産業廃棄物
(c) 第三〇類注4(k)の薬剤廃棄物
(d) 注6(a)の医療廃棄物

5 第三八・二五項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとつたくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く(第三二類参照)

6 第三八・二五項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第三八・二五項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない(第二七・一〇項参照)。

(a) 医療廃棄物(医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの(例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び注射器)をいう。)

(b) 有機溶剤廃棄物
(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物
(d) 化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる廃棄物(b)及び(c)のものを除く。)

別表第三八類の号注として次のように加える。

1 第三八・二五・四一及び第三八・二五・四九号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物(溶剤の回収を目的とするもの)をいう。

別表第三八・一七項を次のように改める。

三・八・一七
三・八・一七・〇〇 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。) 三・九%

別表第三八・二四項中「並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)」を削り、同表第三八・二四・九〇号を次のように改める。

三二四・九〇	その他のもの	一 チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く)。 二 脂肪酸混合物の誘導体 三 その他のもの	無税 四・六% 三・八%
別表第三八・二四項の次に次の一項を加える。			
三八・五	化学工業(類似の工業を含む)において生ずる残留物他の項に該当するものを除く。都市廃棄物 下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物		
三八二五・一〇	都市廃棄物		無税
三八二五・二〇	下水汚泥		無税
三八二五・三〇	医療廃棄物		無税
三八二五・四一	有機溶剤廃棄物		無税
三八二五・四九	ハロゲン化合物		三・八%
三八二五・五〇	その他のもの		三・八%
三八二五・六一	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物		三・八%
三八二五・六九	有機物を主成分とするもの		三・八%
三八二五・九〇	その他のもの		三・八%
	一 セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する酸化鉄		無税
	二 その他のもの		三・八%
別表第三九類の号注に次のように加える。			
2 第三九二〇・四三号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。			
別表第三九・〇四項中「ポリ塩化ビニル」を「ポリ(塩化ビニル)」に改める。			
別表第三九・〇五項中「ポリ酢酸ビニル」を「ポリ(酢酸ビニル)」に、「ポリビニルアルコール」を「ポリ(ビニルアルコール)」に改める。			
別表第三九〇六・一〇号中「ポリメタクリル酸メチル」を「ポリ(メタクリル酸メチル)」に改める。			
別表第三九〇七・六〇号中「ポリエチレンテレフタレート」を「ポリ(エチレンテレフタレート)」に改める。			
別表第三九・二〇項中	三九二〇・四一 硬質のもの		五%
	三九二〇・四二 軟質のもの		四・六%
三九二〇・四三	可塑剤を全重量の六%以上含むもの		四・六%
三九二〇・四九	その他のもの		四・六%
チルを「ポリ(メタクリル酸メチル)」に、「ポリエチレンテレフタレート」を「ポリ(エチレンテレフタレート)」に、「ポリビニルブチラール」を「ポリ(ビニルブチラール)」に改める。			
別表第三九・二二項中「シャワーバス」の下に、「台所用流し」を加える。			
別表第三九・二六・二〇号中「手袋」の下に、「ミトン及びミット」を加える。			
別表第四〇類の注2(イ)中「及びを」、「ミトン及びミット並びに」に改める。			
別表第四〇・〇九項から第四〇・一二項までを次のように改める。			
四〇・〇九	管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかないかを問わない)。		二・三%
	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせないもの		無税
	継手なしのもの		無税
	継手付きのもの		四・六%
	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの		無税
	継手なしのもの		無税
	継手付きのもの		四・六%
	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせないもの		無税
	継手なしのもの		無税
	一 自動車に使用する種類のもの		四・六%
	二 その他のもの		無税
	継手付きのもの		無税
	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの		無税
	継手なしのもの		無税
	一 自動車に使用する種類のもの		四・六%
	二 その他のもの		無税
	継手付きのもの		無税
	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルトチング(加硫したゴム製のものに限る)。		三・九%
	コンベヤ用のベルト及びベルトチング		三・九%
	金属のみにより補強したもの		三・九%
	紡織用繊維のみにより補強したもの		三・九%
	プラスチックのみにより補強したもの		三・九%
	その他のもの		三・九%
	伝動用のベルト及びベルトチング		三・九%
	エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの(Vベルト)のうちVリブ型で、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る)。		無税
	エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの(Vベルト)のうちVリブ型以外のもので、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る)。		無税

四〇一〇・三三	四〇一〇・三四	四〇一〇・三五	四〇一〇・三六	四〇一〇・三九	四〇一〇・一〇	四〇一〇・一〇	四〇一〇・二〇	四〇一〇・三〇	四〇一〇・四〇	四〇一〇・五〇	四〇一〇・六一	四〇一〇・六二	四〇一〇・六三	四〇一〇・六九	四〇一〇・九二	四〇一〇・九三	四〇一〇・九四	四〇一〇・九九	四〇一〇・一一
乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	航空機に使用する種類のもの	モーターサイクルに使用する種類のもの	自転車に使用する種類のもの	その他のもの(杉綾模様の他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る)	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	その他のもの	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	その他のもの	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	更生タイヤ		
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
四〇一〇・一一	四〇一〇・一二	四〇一〇・一三	四〇一〇・一四	四〇一〇・一五	四〇一〇・一六	四〇一〇・一七	四〇一〇・一八	四〇一〇・一九	四〇一〇・二〇	四〇一〇・二一	四〇一〇・二二	四〇一〇・二三	四〇一〇・二四	四〇一〇・二五	四〇一〇・二六	四〇一〇・二七	四〇一〇・二八	四〇一〇・二九	四〇一〇・三〇
乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	航空機に使用する種類のもの	その他のもの	空気タイヤ(中古のものに限る)	その他のもの	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	航空機に使用する種類のもの	モーターサイクルに使用する種類のもの	自転車に使用する種類のもの	その他のもの(杉綾模様の他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る)	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	その他のもの	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	更生タイヤ	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
四〇一〇・三一	四〇一〇・三二	四〇一〇・三三	四〇一〇・三四	四〇一〇・三五	四〇一〇・三六	四〇一〇・三七	四〇一〇・三八	四〇一〇・三九	四〇一〇・四〇	四〇一〇・四一	四〇一〇・四二	四〇一〇・四三	四〇一〇・四四	四〇一〇・四五	四〇一〇・四六	四〇一〇・四七	四〇一〇・四八	四〇一〇・四九	四〇一〇・五〇
乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	航空機に使用する種類のもの	その他のもの	空気タイヤ(中古のものに限る)	その他のもの	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	航空機に使用する種類のもの	モーターサイクルに使用する種類のもの	自転車に使用する種類のもの	その他のもの(杉綾模様の他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る)	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	その他のもの	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	更生タイヤ	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

<p>別表第四一〇三・二〇号の次に次の一号を加える。 四一〇三・三〇 豚のもの 一 なめし過程にないもの 二 その他のもの</p>	<p>無税 六〇%</p>	<p>四一〇五 四一〇五・一〇 四一〇五・三〇</p>	<p>羊のなめした皮(なめし過程(前なめしを含む)中のものうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの 二 その他のもの 湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもの 二 その他のもの</p>	<p>無税 六〇%</p>
<p>別表第四一〇四項から第四一〇七項までを次のように改める。 四一〇四 牛(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るもの)とし、スプリットしてあるかないかを問わない。 湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの フルグレン(スプリットしてないものに限る。)及びフルグレンスプリット 一 クロムなめししたもの 二 その他のもの その他のもの 一 クロムなめししたもの 二 その他のもの 乾燥状態(クラスト)のもの フルグレン(スプリットしてないものに限る。)及びフルグレンスプリット 一 なめしたものと(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの (一) クロムなめししたもの (二) その他のもの (一) 染色したもの (二) その他のもの その他のもの 一 なめしたものと(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの (一) クロムなめししたもの (二) その他のもの (一) 染色したもの (二) その他のもの</p>	<p>無税 七・五%</p>	<p>四一〇六 四一〇六・二二 四一〇六・三二 四一〇六・三三 四一〇六・四〇</p>	<p>湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもの 二 その他のもの 豚のもの 湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもの 二 その他のもの 爬虫類のもの 一 植物性前なめしをしたもの 二 その他のもの (一) 染色したもの A わに又はとかげのもの B その他のもの (二) その他のもの その他のもの 湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもの 二 その他のもの</p>	<p>無税 六〇% 無税 七・五% 一〇% 七・五% 無税 無税 七・五%</p>
<p>四一〇四・四九 その他のもの 一 なめしたものと(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの (一) クロムなめししたもの (二) その他のもの (一) 染色したもの (二) その他のもの</p>	<p>無税 六〇%</p>	<p>四一〇七</p>	<p>牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後、これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るもの)とし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一〇四項の革を除く。 全形の革</p>	<p>無税 七・五%</p>

<p>四一〇七・一一 四一〇七・一二 四一〇七・一九 四一〇七・九一 四一〇七・九二 四一〇七・九九</p>	<p>フルグレーン(スプリットしていないものに限る。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの グレーンスプリット 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの その他のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの フルグレーン(スプリットしていないものに限る。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの グレーンスプリット 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの</p>	<p>別表第四一・〇八項から第四一・一一項までを削り、同表第四一・〇七項の次に次の四項を加える。 四一・一一 四一・一二 四一・二〇〇</p>	<p>羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの</p>	<p>一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%</p>	<p>一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%</p>
<p>四一・一二 四一・二〇〇</p>	<p>二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。) やぎのもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの 豚のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの 爬虫類のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの A わに革及びとかげ革 B その他のもの □ その他のもの その他のもの 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (-) 染色色し又は模様付けしたのもの □ その他のもの</p>	<p>四一・二四 四一・二四・一〇 四一・二四・二〇</p>	<p>シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー及びパテントラミネーター並びにメタライズドレザー シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。) パテントレザー及びパテントラミネーター並びにメタライズドレザー 一 メタライズドレザー 二 その他のもの</p>	<p>一五% 一五% 一五%</p>	<p>六〇% 無税 一五% 一五% 一五% 一五% 一〇% 七・五% 一五% 一二・五% 七・五% 無税 一五% 七・五% 無税 一五% 七・五% 無税 一五% 二五% 二五% 三五%</p>

平成十三年三月十五日 衆議院會議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四一・一五	コンポジションレザー(革又は革纖維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない)、革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る)及び革の粉	一五%
四一五・一〇	コンポジションレザー(革又は革纖維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない)	一五%
四一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る)及び革の粉	一〇%
別表第四二類の注1(b)中「及び手袋」を並びに手袋、ミトン及びビット」に改め、同注3中「手袋(運動用)を」手袋、ミトン及びビット(運動用又は保護用)に、「負い革及び」を「負い革並びに」に改める。		
別表第四一・〇二項中「旅行用バッグ」の下に、「断熱加工された飲食料用バッグ」を加える。		
別表第四三類の注2(c)中「手袋」の下に、「ミトン及びビット」を加える。		
別表第四三〇一・二〇号、第四三〇一・四〇号、第四三〇一・五〇号及び第四三〇一・二二号を削る。		
別表第四四類の号注1中「マコレ」の下に、「マンデオケイラ」を、「パリッサンドルロゼ」の下に、「パウアマレロ」を、「プナ」の下に、「クアルバ」を、「スレン」の下に、「タウアリ」を加える。		
別表第四四・〇七項中「フィンガージョイントしたもの」を「縦縫ぎしたもの」に改める。		
別表第四四・〇八項を次のように改める。		
四四・〇八	化粧ばり用单板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む)、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦縫ぎしたものであるかないかを問わない)。 針葉樹のもの	無税
四四〇八・一〇	一 インセンシブダーのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る)。 二 その他のもの (一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成品 B その他のもの (二) その他のもの	無税
四四〇八・三一	熱帯産木材(この類の号注1のものに限る)のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 一 積層木材を平削りすることにより得られるもの (一) 集成品 (二) その他のもの 二 その他のもの	一五%
四四〇八・三九	その他のもの 一 パドック(かりん)のもの (一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成品 B その他のもの (二) その他のもの 二 ジェルトン(長さ二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る)。 三 チークのもの (一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成品 B その他のもの (二) その他のもの 四 その他のもの (一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成品 B その他のもの (二) その他のもの	一五%
四四〇八・九〇	その他のもの 一 つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの (一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成品 B その他のもの (二) その他のもの 二 その他のもの (一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの A 集成品 B その他のもの (二) その他のもの	一五%
四四・一〇	別表第四四・〇九項中「縁又は面」を「縁、端又は面」に、「フィンガージョイントしたもの」を「縦縫ぎしたもの」に改める。 別表第四四・一〇項を次のように改める。 パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエファード)の木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。	一五%

四四二〇・二二	オリエンテッドストランドボード及びウエファアボード(木材のものに限る。)	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%
四四二〇・二九	その他のもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%	
四四二〇・三二	その他のもの(木材のものに限る。)	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%
四四二〇・三三	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%	
四四二〇・三三	プラスチック製の裝飾積層板で表面を被覆したもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%	
四四二〇・三九	その他のもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%	
四四二〇・九〇	その他のもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八%	

別表第四六・〇一項を次のように改める。

四六〇・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	一 いぐさ製又は七島製のもの 二 その他のもの	六%
四六〇・二〇	植物性材料製のもの	一 植物性材料製のもの 二 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	無税	三・九%
四六〇・一九一	植物性材料製のもの	一 植物性材料製のもの 二 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	無税	三%

四六〇・一九九	その他のもの	一 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	二 その他のもの	六%
別表第四七〇五・〇〇号中「セミケミカル」を「機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した」に改める。				四・六%
別表第四七〇七・一〇号から第四七〇七・三〇号までの規定中「のものを削る。」				
別表第四八類の注中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を削り、6を7とし、7の次に次のように加える。				
8 第四八・〇一項及び第四八・〇二項から第四八・〇九項までには、紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウエブのうち次のもののみを含む。				
(a) 幅が三六センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの				
(b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む)のシート状のもの				
別表第四八類の注中5を6とし、同注4中「第四八・〇二項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。」を「第四八・〇二項において、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙及びせん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグラッドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。」に、「機械パルプ」を「機械パルプとケミグラッドパルプを合わせたもの」に改め、同注中4を5とし、3を4とし、同注2中「6」を「7」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。				
1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙(厚さ及び一平方メートルについての重量を問わない)を含む。				
別表第四八類の注3中「第四八〇五・一〇号」を「第四八〇五・一一号」に、「CMT 六〇(C)ンコラ中しん試験で六〇分調湿後」を「CMT 三〇(C)ルゲイテッド中しん試験で三〇分調湿後」に、「一九六ニユートン」を「グラム毎平方メートルにつき一・八ニユートン」に改め、同注5中「第四八一〇・二二号」を「第四八一〇・二三号」に改め、同注中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。				
4 第四八〇五・一二号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、「一平方メートルにつき三〇グラム以上で、CMT 三〇(C)ルゲイテッド中しん試験で三〇分調湿後」による圧縮強さが相対湿度五〇%、温度二三度において一グラム毎平方メートルにつき一・四ニユートンを超えるロール状のものを含む。				
5 第四八〇五・二四号及び第四八〇五・二五号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ(さらしであるかないかを問わない)から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二キロパスカル以上であるものをいう。				

別表第四八・〇二項を次のように改める。

品目番号	品目名称	税率
四八・〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む))のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一又は第四八・〇三項の紙を除く)並びに手すきの紙及び板紙	三・四%
四八〇二・一〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	二・二%
四八〇二・二〇	カーボン原紙	二・二%
四八〇二・三〇	壁紙原紙	二・二%
四八〇二・四〇	その他の紙及び板紙(機械パルプとケミグラッドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の一〇%以下のものに限る)	二・二%
四八〇二・五四	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	二・二%
四八〇二・五五	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの(ロール状のものに限る)	二・二%
四八〇二・五六	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの(折り畳んでない状態において一辺の長さが四三・五ミリメートル未満で、その他の辺の長さが二九・七ミリメートル未満のシート状のものに限る)	二・二%
四八〇二・五七	その他のもの(重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る)	二・二%
四八〇二・五八	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二・二%
四八〇二・六一	その他の紙及び板紙(機械パルプとケミグラッドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の一〇%を超えるものに限る)	無税
四八〇二・六二	ロール状のもの	無税
四八〇二・六九	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三・五ミリメートル未満で、その他の辺の長さが二九・七ミリメートル未満のシート状のもの	無税
四八〇二・六九	その他のもの	無税
別表第四八・〇五項を次のように改める。		
四八・〇五	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く)	九・六%
四八〇五・一一	段ボール用中しん原紙	九・六%
四八〇五・一二	セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙	六%
四八〇五・一九	わらパルプ製の段ボール用中しん原紙	六%
四八〇五・二四	その他のもの	六%
四八〇五・二四	テストライナー(再生ライナーボード)	二・五%
四八〇五・二四	重量が一平方メートルにつき二五〇グラム以下のもの	二・五%

別表第四八・〇七項を次のように改める。

品目番号	品目名称	税率
四八〇五・二五	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二・五%
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙	九・六%
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	六%
四八〇五・五〇	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る)	六%
四八〇五・九一	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二・五%
四八〇五・九二	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える二五グラム未満のもの	二・五%
四八〇五・九三	重量が一平方メートルにつき二五グラム以上のもの	二・五%
別表第四八・〇七項を次のように改める。		
四八〇七・〇〇	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く)	三・四%
四八・〇一	別表第四八・〇一〇項及び第四八・〇二項を次のように改める。	
四八一〇・一三	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し(結合剤を使用してあるかないかを問わない)、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形(正方形を含む))のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない)	無税
四八一〇・一四	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプとケミグラッドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の一〇%以下のものに限る)	無税
四八一〇・一九	ロール状のもの	無税
四八一〇・一九	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三・五ミリメートル未満で、その他の辺の長さが二九・七ミリメートル未満のシート状のもの	無税
四八一〇・一九	その他のもの	無税
四八一〇・一九	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプとケミグラッドパルプを合わせたものの含有量が全纖維重量の一〇%を超えるものに限る)	無税

四八二〇・二二
四八二〇・二九

軽量コート紙
その他のもの

二・二%

四八二〇・三二

一 機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるもの
二 その他のもの

無税

四八二〇・三三

クラフト紙及びクラフト板紙(筆記用、印刷用その他のグラフトック用に供する種類のものを除く)

無税

四八二〇・三九

全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの

無税

四八二〇・九二

全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの

無税

四八二〇・九二

その他の紙及び板紙

無税

四八二〇・九二

多層すきもの

無税

四八二〇・九二

その他のもの

無税

四八二一・一〇

紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又は長方形(正方形を含む)のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く)

二・五%

四八二一・四一

タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙

二・五%

四八二一・四九

粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙

二・二%

四八二一・五二

セルファドヒートシブのもの

二・二%

四八二一・五九

その他のもの

無税

四八二一・六〇

プラスチック(接着剤を除く)を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙

無税

四八二一・九〇

さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
その他のもの

無税

四八二一・九〇

ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
一 ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙
二 その他のもの

二・五%

四八二一・九〇

その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ

無税

別表第四八・二三項中 四八二三・一一 セルファドヒートシブのものを

四八二三・二二 セルファドヒートシブのものを

一 印刷し、型押しをし又はせん孔したものを

その他の紙及び板紙(筆記用、印刷用その他のグラフトック用に供する種類のものを限る)

その他のもの

別表第四九類の注2中「コンピュータ」を「自動データ処理機械」に改める。

別表第四九〇七・〇〇号中「(本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。)」を「(発行国(額面で流通する国を含む)で通用するもので使用してないものに限る。)」に改める。

別表第一一〇の号注1(k)の前に次のように加える。

(e)から(m)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。

別表第一二〇の号注2(A)中「第五五類までの物品」の下に「及び第五八・〇九項の物品」を加える。

別表第五一・〇二項中 五二〇二・一〇 織獣毛

五二〇二・一一 織獣毛

五二〇二・一九 織獣毛

別表第五一・〇五項中 五二〇五・三〇 織獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)

五二〇五・三一 織獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)

五二〇五・三九 織獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)

別表第五三・〇五項中 五三〇五・九一 織獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)

五三〇五・九九 織獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

別表第五三〇八・三〇号を削り、同表第五三〇八・九〇号を次のように改める。	五三〇八・九〇	その他のもの	三%
		一 紙糸	九・六%
		二 その他のもの	三%
別表第五六〇七・三〇号を削り、同表第五六〇七・九〇号中「三・九%を三%」に改める。			
別表第五八〇〇四項中「第六〇〇二項の下に」から第六〇〇六項までを加える。			
別表第五九類の注一中「第六〇〇二項の下に」から第六〇〇六項までを加える。			
別表第五九〇三・一〇号中「ポリ塩化ビニル」を「ポリ(塩化ビニル)」に改める。			
別表第五九〇四・四項中			
	五九〇四・九一	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	四・六%
	五九〇四・九二	その他の紡織用纖維を基布とするもの	四・六%
		「四・六%」に改める。	
別表第六〇〇二・二項を次のように改める。			
	六〇〇二・二	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限り、第六〇〇一〇一項のものを除く。)	一五・七%
	六〇〇二・四〇	弾性糸の重量が全重量の五%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)	九・六%
		一 模様編みの組織を有するもの	六・六%
		(一) 綿製のもの	六・六%
		(二) その他のもの	六・四%
		二 その他のもの	六・六%
		(一) 綿製又は人造纖維製のもの	七・八%
		(二) その他のもの	五・六%
		三 その他のもの	六・六%
		四 その他のもの	五・六%
		五 その他のもの	六・六%
		六 その他のもの	六・六%
		七 その他のもの	六・六%
		八 その他のもの	六・六%
		九 その他のもの	六・六%
		一〇 その他のもの	六・六%
		一一 その他のもの	六・六%
		一二 その他のもの	六・六%
		一三 その他のもの	六・六%
		一四 その他のもの	六・六%
		一五 その他のもの	六・六%
		一六 その他のもの	六・六%
		一七 その他のもの	六・六%
		一八 その他のもの	六・六%
		一九 その他のもの	六・六%
		二〇 その他のもの	六・六%
		二一 その他のもの	六・六%
		二二 その他のもの	六・六%
		二三 その他のもの	六・六%
		二四 その他のもの	六・六%

六〇〇五・二四	なせんしたもの	一五・七%		
六〇〇五・三一	合成繊維製のもの			
六〇〇五・三二	漂白しないもの及び漂白したもの	九・六%		
六〇〇五・三三	浸染したもの	九・六%		
六〇〇五・三四	異なる色の糸から成るもの	九・六%		
	なせんしたもの	九・六%		
六〇〇五・四一	再生繊維又は半合成繊維製のもの	九・六%		
六〇〇五・四二	漂白しないもの及び漂白したもの	九・六%		
六〇〇五・四三	浸染したもの	九・六%		
六〇〇五・四四	異なる色の糸から成るもの	九・六%		
六〇〇五・九〇	なせんしたもの	九・六%		
六〇〇六・一〇	その他のもの	九・六%		
	その他のメリヤス編物及びクロセ編物			
	羊毛製又は織獣毛製のもの			
六〇〇六・一一	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%		
	二 その他のもの	六・四%		
六〇〇六・一二	綿製のもの			
	漂白しないもの及び漂白したもの			
	一 模様編みの組織を有するもの	一五・七%		
	二 その他のもの	六・七%		
六〇〇六・一三	浸染したもの	六・七%		
	一 模様編みの組織を有するもの	一五・七%		
	二 その他のもの	六・七%		
六〇〇六・二四	異なる色の糸から成るもの	六・七%		
	一 模様編みの組織を有するもの	一五・七%		
	二 その他のもの	六・七%		
六〇〇六・三一	なせんしたもの	一五・七%		
	一 模様編みの組織を有するもの	六・七%		
	二 その他のもの	六・七%		
六〇〇六・三二	合成繊維製のもの			
	漂白しないもの及び漂白したもの			
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%		
	二 その他のもの	九・六%		
六〇〇六・三三	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせ	八%		
	たものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%		
	(二) その他のもの	八%		
六〇〇六・三二	浸染したもの	九・六%		
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%		
	二 その他のもの	八%		
六〇〇六・四一	再生繊維又は半合成繊維製のもの			
	漂白しないもの及び漂白したもの			
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%		
	二 その他のもの	四・八%		
六〇〇六・四二	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせ	八%		
	たものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%		
	(二) その他のもの	八%		
六〇〇六・四三	異なる色の糸から成るもの	九・六%		
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%		
	二 その他のもの	四・八%		
六〇〇六・四四	なせんしたもの	九・六%		
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%		
	二 その他のもの	四・八%		
六〇〇六・四四	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせ	八%		
	たものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	九・六%		

<p>六〇〇六・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>模様の編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>六二一〇・一〇</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様の編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>四・八%</p> <p>九・六%</p> <p>六・四%</p>	<p>別表第六一・一〇項中</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>羊毛製のもの</p> <p>ししゅうしたものの、レースを使用したもの、及び模様の編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p> <p>を</p>	<p>六二一〇・二二</p> <p>カシミア毛製のもの</p> <p>ししゅうしたものの、レースを使用したもの、及び模様の編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p> <p>に改める。</p>	<p>六二一〇・一九</p> <p>その他のもの</p> <p>ししゅうしたものの、レースを使用したもの、及び模様の編みの組織を有するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>一六・八%</p> <p>一四%</p>	<p>別表第六四類注3(b)中「第四一・〇四項から第四一・〇九項まで」を「第四一・〇七項及び第四一・〇二項から第四一・〇四項まで」に改める。</p> <p>別表第六八類注1(b)中「紙の下に」及び「板紙」を加える。</p> <p>別表第六八二・一〇号から第六八二・四〇号までを削る。</p> <p>その他のもの</p> <p>内容積が一リットルを超えるもの</p> <p>七〇一〇・九二</p> <p>内容積が〇・三三リットルを超え一リットル以下のもの</p> <p>七〇一〇・九三</p> <p>内容積が〇・一五リットルを超え〇・三三リットル以下のもの</p> <p>七〇一〇・九四</p> <p>内容積が〇・一五リットル以下のもの</p> <p>七〇一〇・九四</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>を</p>	<p>七〇一〇・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>無税</p> <p>に改める。</p>			
<p>別表第七一・一二項を次のように改める。</p> <p>七二・一二</p> <p>貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの</p> <p>七二・一二・三〇</p> <p>貴金属又はその化合物を含む灰</p> <p>その他のもの</p> <p>金のくず(金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。)</p> <p>白金のくず(白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>を</p>	<p>別表第七三〇二・二〇号を削る。</p> <p>七四一五・三三</p> <p>木ねじ</p> <p>その他のねじ、ボルト及びナット</p> <p>無税</p> <p>に改める。</p>	<p>別表第七四・一五項中</p> <p>七四一五・三三</p> <p>ねじ、ボルト及びナット</p> <p>無税</p> <p>に改める。</p>	<p>別表第八一・〇一項中</p> <p>八二〇一・九四</p> <p>タンクステン塊(単に焼結して得た棒を含む。)</p> <p>八二〇一・九五</p> <p>棒(単に焼結して得た棒を除く。)</p> <p>トリップ及びはく</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>に改める。</p>	<p>別表第八一・〇二項中</p> <p>八二〇二・九二</p> <p>モリブデン塊(単に焼結して得た棒を含む。)</p> <p>八二〇二・九三</p> <p>棒(単に焼結して得た棒を除く。)</p> <p>トリップ及びはく</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>に改める。</p>	<p>八二〇二・九四</p> <p>モリブデン塊(単に焼結して得た棒を含む。)</p> <p>無税</p>	<p>八二〇二・九五</p> <p>棒(単に焼結して得た棒を除く。)</p> <p>トリップ及びはく</p> <p>無税</p> <p>に改める。</p>	<p>八二〇二・九六</p> <p>トリップ及びはく</p> <p>無税</p>	<p>八二〇二・九七</p> <p>線</p> <p>くず</p> <p>無税</p>

別表第八一・〇三項中	八二〇三・二〇 八二〇三・三〇	タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む)及び粉	二	塊及び粉	四・六%	無税	を
別表第八一・〇五項中	八二〇五・二〇 八二〇五・三〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉	無税	に改める。	無税	を	
別表第八一・〇七項中	八二〇七・二〇 八二〇七・三〇	カドミウムの塊及び粉	四・一%	に改める。	四・一%	を	
別表第八一・〇八項中	八二〇八・二〇 八二〇八・三〇	チタンの塊及び粉	無税	に改める。	無税	を	
別表第八一・〇九項中	八二〇九・二〇 八二〇九・三〇	ジルコニウムの塊及び粉	無税	に改める。	無税	を	
別表第八一・一〇項を次のように改める。	八二一〇・一〇	アンチモン及びその製品(くずを含む)。	無税	に改める。	無税	を	
八二一〇・二〇	くず						
八二一〇・九〇	その他のもの						

別表第八一・一二項を次のように改める。	八二一二・二二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む)並びにこれらの製品(くずを含む)。	ベリリウム	無税			
	八二一二・二二	塊及び粉	無税				
	八二一二・二二	くず	無税				
	八二一二・二二	その他のもの	無税				
	八二一二・二二	クロム	無税				
	八二一二・二二	塊及び粉	四・一%				
	八二一二・二二	くず	四・一%				
	八二一二・二二	その他のもの	四・一%				
	八二一二・二二	ゲルマニウム	五・二%				
	八二一二・二二	バナジウム	無税				
	八二一二・二二	タリウム	五・二%				
	八二一二・二二	塊及び粉	四・一%				
	八二一二・二二	くず	四・一%				
	八二一二・二二	その他のもの	五・二%				
	八二一二・二二	塊、くず及び粉	三%				
	八二一二・二二	インジウムのもの	三%				
	八二一二・二二	その他のもの	無税				
	八二一二・二二	ニオブ、チタン合金のもの	無税				
	八二一二・二二	その他のもの	五・二%				

別表第一六部の注1(e)中「ベルト」の下に「及びベルチング」を、「供する紡織用繊維」の下に「製を加え、同注1に次のように加える。

(g) タイプライターリボン又はこれに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第九六・一二項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する)。

別表第八四類の注1(e)を次のように改める。

(e) 第八五・〇九項の家庭用電気機器及び第八五・二五項のデジタルカメラ

別表第八四一五・一〇号中「一体構造のもの」の下に「又はスプリットシステムのもの」を加え、同表第八四一五・八一号中「バルブ」の下に「可逆式ヒートポンプ」を加える。

別表第八四・一九項中「電気加熱式」の下に「のもの(第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く)」を加える。

別表第八四三〇・六一号を削る。

別表第八四・四三項中「インクジェット方式の印刷機を含むもの」とし、第八四・七一項の物品を除く。及び「を」(第八四・四二項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)及びインクジェット方式の印刷機(第八四・七一項の物品を除く)並びに「に」改める。

別表第八四六・一〇号を削る。

別表第八四・六七項中「電気式でない原動機を」と「原動機(電気式であるかないかを問わない)」に改め、同表第八四六七・一九号の次に次のように加える。

電気式の原動機を自蔵するもの
 八四六七・二二
 ドリル
 のこぎり
 八四六七・二三
 その他のもの
 八四六七・二九

別表第八四八三・九〇号を次のように改める。

八四八三・九〇
 単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケット
 その他の伝動装置の構成部品及び部分品

別表第八五類の注3(a)中「真空式掃除機」の下に「(ドライアンドウェット式のものを含む)。」を加え、同注3のただし書中「第八五・〇八項」を「第八四・六七項」に改め、同注6を次のように改める。

6 第八五・二三項又は第八五・二四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。
 この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。
 別表第八五類の注に次のように加える。

2 第八五四二・一〇号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路(マイクロプロセッサ)を一個埋め込んだもの(磁気ストライプを有するか有しないかを問わない)をいう。
 別表第八五〇六・八〇号中「ものを」を「一次電池」に改める。
 別表第八五・〇八項を削る。

別表第八五・一四項を次のように改める。

八五・一四
 工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る)。
 抵抗加熱炉
 電磁誘導又は誘電損失により機能する炉
 その他の炉
 その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る)。
 八五一四・一〇
 無税
 八五一四・二〇
 無税
 八五一四・三〇
 無税
 八五一四・四〇
 無税
 八五一四・九〇
 無税

別表第八五・一八項中「マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン」を「ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない)」、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの」に改め、同表第八五・一八・三〇号を次のように改める。

八五・一八・三〇
 ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない)並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの
 無税

別表第八五・二五項中「及びスチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー」を、「スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ」に改め、同表第八五・二五・四〇号中「ビデオカメラレコーダー」の下に「及びデジタルカメラ」を加える。

別表第八五・四二項を次のように改める。

八五・四二
 集積回路及び超小形組立
 八五四二・一〇
 集積回路を自蔵するカード(スマートカード)
 モノリシック集積回路
 デジタル式のもの
 その他のもの
 八五四二・二九
 ハイブリッド集積回路
 八五四二・七〇
 超小形組立
 八五四二・九〇
 部分品
 無税
 無税
 無税
 無税
 無税
 無税
 無税
 無税
 無税

別表第八八・〇五項中「八八〇五・二〇」
 航空用地上訓練装置及びその部分品
 無税

八八〇五・二二
 航空用地上訓練装置及びその部分品
 空中戦用シミュレーター及びその部分品
 無税

八八〇五・二九
 その他のもの
 無税

別表第八九・〇六項を次のように改める。

八九・〇六
 その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、機権船を除く)。
 八九〇六・一〇
 軍艦
 無税

八九〇六・九〇
 その他のもの
 無税

別表第九〇類の注1(中)「ビデオカメラレコーダー」の下に「及びデジタルカメラ」を、「(第八五・二六項参照)」の下に、「第八五・三七項の数値制御用の機器」を加え、同注6を次のように改める。

6 第九〇・二二項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。
 整形外科用機器には、寸法を採って作られる又は大量生産されるといふいずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいづれかにかわらず装着できるように設計された履物及び巾着を含む。

別表第九〇類の注に次のように加える。

7 第九〇・三三二項には、次の物品のみを含む。
 (a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器(実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持しよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない)。
 (b) 非電氣的量の自動調整機器(実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持しよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電氣的量の自動調整機器。

別表第九〇・〇九項中 九〇〇九・九〇 部分品及び附属品 無税

部分品及び附属品
 九〇〇九・九一 オートマチックドキュメント 無税
 九〇〇九・九二 フェイダー 無税
 九〇〇九・九三 ペーパーファイダー 無税
 九〇〇九・九九 ソーター 無税
 その他のもの 無税

別表第九〇・二二項中 九〇二二・一一 無税
 九〇二二・一九 無税

九〇二二・二〇 整形外科用機器及び骨折治療具 無税
 その他の人造の人体の部分 無税
 九〇二二・三一 無税
 九〇二二・三九 無税

部分 無税
 無税に改める。

別表第九一・〇八項中 九一〇八・九一 無税
 九一〇八・九九 無税
 その他のもの 無税
 九一〇八・九〇 無税

別表第九一・二二項中 九一二二・一〇 無税
 九一二二・八〇 無税
 ケース 無税

別表第九三・〇一 九三・〇一 軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)

九三〇一・一一 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲) 一二・八%
 九三〇一・一九 自走式のもの 一二・八%
 九三〇一・二〇 その他のもの 一二・八%
 九三〇一・九〇 ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置 一二・八%
 その他のもの 一二・八%

別表第九三・〇五項中 九三〇五・九〇 無税
 九三〇五・九一 無税
 九三〇五・九九 無税

九三〇五・九一 無税
 九三〇五・九九 無税
 九三〇五・九〇 無税
 九三〇五・九一 無税
 九三〇五・九九 無税

別表第九五類の注1(中)及び「手袋」を「並びに手袋、ミトン及びミット」に改め、同注に次のように加える。
 4 第九五・〇三項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの(例えば、ペット用がん具)を含まない(それぞれ該当する項に属する)。
 別表第九五〇四・三〇号中「又はディスク」を、「銀行券(紙幣)、ディスクその他これらに類するもの」に改める。

別表第九五・〇八項を次のように改める。
 九五・〇八 回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備 無税
 九五〇八・一〇 巡回サーカス又は巡回動物園のもの 無税
 九五〇八・九〇 その他のもの 無税

別表第九六・三三・三〇号を削る。
 別表第九七類の注1(a)を次のように改める。
 (a) 第四九・〇七項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書類その他これらに類する物品

別表第九七〇四・〇〇号中「使用したものと並びに使用してないものうち本邦において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。」を「(使用してあるかないかを問わないものとし、第四九・〇七項のものを除く。)」に改める。

第三十二条 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「稅関長の許可を受けなければならぬ」と「あらかじめその旨を稅関に届け出なければならぬ」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十六条第一項中「から第三十四条まで(見本の一時持出し・執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い・」を「(見本の一時持出し)・第三十四条(に、「から第三十四条までの規定」を「及び第三十四条(に、「及び第四十五条中」を「並びに第四十五条中」に改める。

第四十七条第三項中「許可を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人」を「許可を受けていた者が合併により消滅した法人である場合においては合併後存続する法人又は合併により設立された法人、許可を受けていた者が分割(当該稅關置場の業務を承継させては当該稅關置場の業務を承継した法人)に改める。

第四十八条の二第四項を次のように改める。
4 稅關置場の許可を受けた者について合併又は分割(当該稅關置場の業務を承継させるものに限る。)があつた場合において、政令で定めるところによりあらかじめ稅関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若し

くは合併により設立された法人又は分割により当該稅關置場の業務を承継した法人(次項において「合併後の法人等」という)は、第四十七条第一項第一号又は第三号(許可の失効)の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人又は当該分割をした法人の当該許可に基づく地位を承継することができる。

第四十八条の二第五項中「合併後の法人」を「合併後の法人等」に改める。

第六十二条の十五中「許可を受けていた」を「当該許可を受けていた」に、「法人(当該法人)を」を「(当該許可を受けていた者)に、「第四十七条第一項第三号」を「第四十七条第一項第一号又は第三号」に改める。

第九十九条中「第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)」を削る。

第一百零一条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 第九十八条第一項(臨時開庁)の承認、行政機關の休日又はこれ以外の日の稅関の執務時間外において稅関職員が当該承認により執務する時間

第一百零一条第三項中「前条第二号」を「前条第一号」に改める。

第一百零二条の二第二項中「第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)若しくは」を削り、「第一百零一条第一号」を「第一百零三条」に改め、同条第二項中「第一百零一条第一号」を「第一百零三条」に改め、同条第五項の表中「第一百零三条」を「第一百零二条」に改める。

第一百零四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中、「第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)」を削る。

第一百五十一条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「機長の下に」又は第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)の規定に違反した者を加え、同条第五号中「第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い)若しくは第六十二条の十一(総合稅關地域に販売用貨物等を入れることの届出)の規定に違反した者又は」を削り、「隠した者」の下に「又は第六十二条の十一(総合稅關地域に販売用貨物等を入れることの届出)の規定に違反した者」を加える。

第一百零六条中「第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

關稅暫定措置法の一部改正

第四条 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第六条第一項並びに第七条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同条第二項第一号中「第八条の六第三項」を「第八条の六第二項」に改める。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。

第八条第二項中、「第三項又は第四項」を「又は第三項」に改める。

第八条の二第一項中「國際連合貿易開發會議の加盟國で」を「(固有の關稅及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であつて、(國のうちに)を、ものうちに、(國(以下「特惠受益國」という。))を、もの(以下「特惠受益國等」という。))に、平成十三年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「別表第三に掲げるもの」の下に「(同法別表別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅

率が無稅とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業產品等」という)を加え、「同法別表の稅率別表第一又は別表第一の二に掲げる物品」にあつては、これらの表に定める稅率)を、同法別表に定める稅率別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率)に、「二分の一」を「別表第三に定める係數を乗じて得た稅率(同表に定める係數が〇・〇とされている物品にあつては、無稅)に改め、同項第三号中「及び第四号」を、第四及び第五」に改め、同条第二項中「特惠受益國」を「特惠受益國等」に改め、同条第三項中「特惠受益國のうち」を「特惠受益國等のうち」に、「(次条第一項及び第二項並びに第八条の四第一項において「特別特惠受益國」という。))を「(次条から第八条の五までにおいて「特別特惠受益國」という。))に、「別表第二に定める稅率が無稅とされているものを除く。))を「(これらの号に定める稅率が無稅とされているものを除く。))並びに別表第五に掲げる物品(關稅定率法別表別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率が無稅とされているものを除く。))に、「同項の規定」を「第二号又は第一号第一号若しくは第二号の規定」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中、「第三項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条の三第一項中「特惠受益國(当該物品につき前条第四項の規定の適用を受ける地域を含む。次条第一項及び第八条の六第二項において同じ。))」を「特惠受益國等(特別特惠受益國を除く。次条において同じ。))」に改め、「特別特惠受益國を原産地とする物品を除く。))を削り、「同項各号の稅率」を「同項各号に定める稅率」に、「同条第一項又は第四項」を「同項」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」の下に「又は別

表第五を、「掲げる物品」の下に、「関稅定率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める稅率が無稅とされてゐるものを除く。』を加へ、「同項各号の稅率」を「同項各号に定める稅率」に、「前条第一項又は第三項に規定する稅率」を「前条第一項又は第三項の規定による稅率」に、「同条第一項又は第四項」を「同項の規定」に、「同条第一項又は第三項」を「同条第一項又は第三項の規定」に、「読み替へるもの」として、「読み替へるもの」とし、「前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする」に改め、同条第三項を削る。

第八条の四及び第八条の五を次のように改める。

(鉱工業產品等に対する特惠關稅の適用の停止の特例等)

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特惠受益國等を原産地とする特定鉱工業產品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特定特惠鉱工業產品等」という。))について、その輸入額又は輸入數量(以下この条において「輸入額等」という。))が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は數量(以下この条において「限度額等」という。))を超えないこととなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特惠鉱工業產品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(同項の規定の適用を受けることができるものとされてゐた期間中に同項の規定の適用を受ける期間)を

に外国貨物を置くことの承認(同法第六十二条において準用する場合を含む。又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項において「輸入申請等」という。))がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知の規定による通知を含む。))又は輸入申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益國等を原産地とする一の特定特惠鉱工業產品等の各年度における輸入額等が、当該特定特惠鉱工業產品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特惠受益國等を原産地とする当該特定特惠鉱工業產品等について、また同様とする。

2 各年度における限度額等は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出して得た額又は數量を別表第三の各項目と合計したものとす。

一 平成十三年度 別表第三第五六項に掲げる物品及び關稅定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第四条の規定による改正前のこの法律(以下この号において「旧法」という。))第八条の四第一項に規定する特定特惠鉱工業產品等のうち平成十一年度(旧法第八条の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたもの(政令で定める國を原産地とするものを除く。))の輸入額等に百分の百三を乗じ、

二 平成十四年度から平成二十二年度までの各年度 当該年度の前年度の限度額等に百分の百三を乗じ、

3 第一項の輸入額等は、關稅法第二百一条第一項第一号の統計の數値又は当該統計の作成方

法に準じて、別表第三の各項目に毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

4 第一項に規定する当該月の翌月十五日は、關稅法第二条の二(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用については、同条に規定する期限とみなす。

(精製銅に係る特惠關稅の適用に関する特例)

第八条の五 平成十三年度において、政令で定める特別特惠受益國を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品については、第八条の二第三項の規定は、適用しない。

2 平成十三年度から平成十七年度までの各年度において、前条第一項前段及び第二項から第四項までの規定は、前項に規定する政令で定める特別特惠受益國を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品について準用する。

この場合において、同条第一項前段中「前条第一項」とあるのは、「前条第二項において準用する同条第一項(平成十三年度においては、同条第一項)」と、「第八条の二第一項の規定の適用」とあるのは、「第八条の二第三項(平成十三年度においては、同条第一項の規定の適用)」と、「第八条の二第一項の規定」とあるのは、「第八条の二第二項及び第三項の規定」と読み替へるものとする。

第八条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十条の四を次のように改める。

(沖繩県から出域をする旅客の携帶品に係る關稅の免除)

第十条の四 沖繩県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定めるところにより税

関長の承認を受けた小売業者から沖繩振興開發特別措置法第十八条の八(輸入品を携帶して出域する場合の關稅の免除)に規定する施設において政令で定める金額の範囲内で購入した物品(当該出域の際に携帶して移出するものに限る。))であつて、当該施設において輸入するものについては、平成十四年三月三十一日までの間、その關稅を免除する。

2 前項の規定により關稅の免除を受けた物品については、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帶して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた關稅を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が關稅法その他關稅に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による關稅の免除の手續その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項から第七項までを削り、第一項の項番号を削る。

別表第一中「第八条の二」の下に、「第八条の三」を加へる。

別表第一第四〇・四二項から第四四・四五項まで、第一〇〇・一〇一項及び第一〇〇・一〇三項中「平成十三年三月三十一日までに」を削る。

別表第一第一〇〇五・九〇号中「一〇%を「三%」に改める。

別表第一第一〇〇六項、第一〇〇八項、第一〇〇一〇一項から第一〇〇一〇四項まで、第一〇〇八項、第一〇〇九項、第一〇一〇項、第一〇一〇四項及び第二二・〇六項中「平成十三年三月三十一日までに」を削る。

別表第一第二二〇六・〇〇号中		別表第一第二二〇九・〇〇号を次のように改める。	
(1) 平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・八% （その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いときは 、当該従 量税率）	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき 六三円
(2) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	三・九% （その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いときは 、当該従 量税率）	(2) その他のもの	一キロロリットルにつき 二二五円
(3) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの	無税	(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリットルにつき 一七〇円
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	（その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いときは 、当該従 量税率）	(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリットルにつき 一七〇円
(2) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの	無税	(b) その他のもの	
	に改める。	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロロリットルにつき 二二円
		(2) 燃料用のもの（政令で定めるものに限る。）	一キロロリットルにつき 七五〇円
		(3) その他のもの	一キロロリットルにつき 四〇〇円
		(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリットルにつき 四〇〇円
		(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリットルにつき 三三六円
		(iii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロロリットルにつき 〇六九円
		(i) 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロロリットルにつき 〇九〇円
		(ii) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	
		(iii) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	
		(iv) 揮発油	
		(v) その他のもの	
		(vi) 石油及び歴青油（原油を除く）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		(vii) 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）	

(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三八六
□ 灯油	
B その他のもの	
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	無税
(2) その他のもの	無税
(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五七〇円
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五七〇円
□ 軽油	
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 二七〇円
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 二七〇円
(四) 重油及び粗油	
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
(1) 製油の原料として使用するもの(関稅法第五六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製油でこれらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。)	一キロリツ トルにつき 二一五円
(2) その他のもの	無税
(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)のうち、農林漁業の用に供するものに硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	無税

1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 六二〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五九三
(iii) その他のもの	
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 四一〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三〇六
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	
(1) 製油の原料として使用するもの	
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリツ トルにつき 二一五円
(2) その他のもの	無税
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 四〇〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三七六
(iii) その他のもの	
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 四一〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三〇六

別表第一第五〇〇二・〇〇〇号中「平成十三年三月三十一日までに」を削る。
 別表第一の二中、第八條の二を削る。
 別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

別表第二第三〇三・〇五項中

〇三〇五・四九	くん製した魚(フィレを含む) その他のものうち たら(ガドウス属、テ ラグラ属又はメルシ ウス属のもの)以外の もの	一〇%	を
---------	---	-----	---

削る。

別表第二第三〇七・九一号を削り、同表第三〇七・九九号を次のように改める。

〇三〇七・九九

その他のもの	二 その他のもの	九%	を
(四) その他のもの	B その他のものうち はまぐり(乾燥したものに限る。)		

別表第二第五〇八項を削る。

別表第二第七二・三〇号を削り、同表第七二・九〇号を次のように改める。

〇七二・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの	二 その他のものうち ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないも のとし、更に調製したものを除く。)	一〇%	を
たけのこ	二 その他のものうち アーモンド 殻付きのもの 二 スイートアーモン 殻を除いたもの 二 スイートアーモン	七・五%	

別表第二第八〇二項中

〇八〇二・二二	アーモンド 殻付きのもの 二 スイートアーモン 殻を除いたもの 二 スイートアーモン	二・四%	を
---------	--	------	---

削る。

別表第二第八〇四・三〇号を削り、同表第八〇四・四〇号を次のように改める。

〇八〇四・四〇

アボカドのうち 乾燥したもの	無税	を
-------------------	----	---

別表第二第八〇七項を削る。

別表第二第八一・九〇号中

砂糖を加えたもの (五) その他のものうち パパイア、ポポー、アボ カド、グアバ、ドリ ン、ビルン、チャン ダ、ナンカ、パンの実、 ランブータン、ジャ ボ、レンブ、サボテ、 チェリモア、サントル、 シュガーアップル、マ ンゴー、カスターアッ プル、パッションフル ツ、ランソム、マン グリン、サワーサッ プ及び レイン	二一%	を削る。
--	-----	------

別表第二第八一三・四〇号を次のように改める。

〇八一三・四〇

その他の果実	二 その他のものうち サントル	七・五%	を削る。
--------	--------------------	------	------

別表第二第九〇二・三〇号及び第一五二・六〇号を削る。

別表第二第一五二・九〇号中

二 その他のもの	四・五%	を削る。
----------	------	------

別表第二第一六〇・二〇号中

たら(ガドウス属、テラ グラ属又はメルシウス 属のもの)のうち 気密容器入りのもの	九%	を削る。
--	----	------

別表第二第一六〇五・一〇号中

一 気密容器入りのもの(くん製 したものを除く。)	五%	を削り、
------------------------------	----	------

同表第一六〇五・二〇号中

二 その他のもの	五・三%	を削り、
----------	------	------

同表第一六〇五・三〇号中

二 その他のもの	五%	を削り、
----------	----	------

同表第一六〇五・四〇号中

(二) その他のもの	五%	を削る。
------------	----	------

別表第二第一九〇五・一〇号及び第一九〇五・四〇号を削る。

一 パン、乾パンその他これらに 類するペーカリー製食品(砂 糖、はちみつ、卵、脂肪、 チーズ又は果実を加えたもの を除く。)	九%	を削る。
--	----	------

別表第二第二〇〇一・九〇号中	(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ナビルンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パルシヨソフルーツ、ランソシム、サワーサップ及びレイ	を削る。
別表第二第二〇〇二・九〇号中	砂糖を加えたもの	一三・四%を削る。
別表第二第二〇〇三項を削る。		
別表第二第二〇〇五・四〇号中	(一) 砂糖を加えたもの (二) さや付きのもの	一三・四%を削る。
別表第二第二〇〇五・五九号中	砂糖を加えたもの	一三・四%を削る。
別表第二第二〇〇五・七〇号を削る。		
別表第二第二〇〇五・九〇号中	(一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの	一三・四%及び
(a) にんにくの粉	九・六%を削る。	
別表第二第二〇〇六・〇〇号中	マロンガラス	二二・六%を削る。
別表第二第二〇〇八・一一号を削り、同表第二〇〇八・一九号を次のように改める。		
二〇〇八・一九	その他のもの(混合したものを含む)。	
	二 その他のもの	
	(一) パルプ状のもの	八%を削る。
	A カシューナット(いつたものを除く)。	
	B その他のもの	
	マカダミアナット(いつたものに限る)及びマカダミアナット(いつたものに限る)のうち	三%を削る。
	C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びびぎんなんのうち	四%を削る。
	ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	四%を削る。
	カシューナット	六%を削る。
別表第二第二〇〇八・四〇号中	A 気密容器入りのもの	二二%及び
	九%を削る。	
別表第二第二〇〇八・五〇号及び第二〇〇八・六〇号中	(一) パルプ状のもの	
二二%を削る。		
別表第二第二〇〇八・七〇号中	(二) その他のもの	
	A 気密容器入りのもの	六・七%を削る。
	B その他のもの	九・六%を削る。
別表第二第二〇〇八・九一號を削る。		
別表第二第二〇〇八・九九号中	(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンのうち 気密容器入りのもの	九・六%を削る。
別表第二第二〇〇九・八〇号中	(一) 砂糖を加えたもの (二) その他のもの	八・一%を削る。
	気密容器入りのもの	七・六%を削る。
	その他のもの	七・二%を削る。
(二) その他のもののうち 気密容器入りのもの	七・六%に改める。	
別表第二第二〇〇九・九〇号を削る。		
別表第二第二〇一一・二〇号中	(二) その他のもの	八%を削る。
別表第二第二〇一一・三〇号、第二〇一二・二〇号及び第二〇一四・一〇号を削る。		
別表第二第二〇一六・九〇号中	ロ アルコールを含有しない飲料のもと	
	(イ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二二%を削る。
別表第二第二〇一八・五〇号中「六・六%(その率が一リットルにつき二八円八八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率)を「無税」に改め、同表第二〇一八・六〇号中「六%を「無税」に改める。		
別表第三を次のように改める。		

五五	関稅率表第六二・一三項に掲げる物品	〇・二
五六	関稅率表第六二五・一〇号に掲げる物品 関稅率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの(長方形(正方形を含む)以外の形状に単に裁斷したものに 限る。)	〇・〇
五七	関稅率表第六三〇一・二〇号、第六三〇一・三〇号、第六三〇一・四 〇号又は第六三〇一・九〇号に掲げる物品	〇・二
五八	関稅率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三 一號、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五〇号、第六三〇二・五二 号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・六二 号、第六三〇三・九九号、第六三〇三・九〇号、第六三〇三・九一 号、第六三〇四・九九号に掲げる物品 又は第六三〇四・九九号に掲げる物品 関稅率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・三二號、第六三〇二・五 三號、第六三〇二・九三號、第六三〇三・九二號又は第六三〇四・九 三号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの	〇・八
五九	関稅率表第六四〇五・一〇号の三、第六四〇五・二〇号又は第六四〇 五・九〇号の二に掲げる物品	〇・〇
六〇	関稅率表第六六〇・一〇項又は第六六〇三・二〇号に掲げる物品	〇・〇
六一	関稅率表第六七〇・二項に掲げる物品	〇・二
六二	関稅率表第七〇・一八項に掲げる物品	〇・〇
六三	関稅率表第七一・二三項に掲げる物品	〇・四
六四	関稅率表第七一七・一九号、第七二一七・九〇号の一又は第九一 三・九〇号の二の(一)に掲げる物品	〇・二
六五	関稅率表第七二〇二・一〇号又は第七二〇二・一九号に掲げる物品	〇・八
六六	関稅率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七 〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九〇号、第七二〇二・九二 号又は第七二〇二・九三号に掲げる物品	〇・八
六七	関稅率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	〇・六

六八	関稅率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの	〇・〇
六九	関稅率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外のもの	〇・〇
七〇	関稅率表第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号又は第七四〇三・ 一三号に掲げる物品 関稅率表第七四〇三・一九号に掲げる物品のうち 精鍊用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限 る)以外のもの	〇・六
七一	関稅率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二二号、第七四〇八・一 一號、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二二号に掲げる物品 関稅率表第七四〇七・二九号又は第七四〇八・二九号に掲げる物品の うち 銅・すず合金(青銅)のもの	〇・〇
七二	関稅率表第七四〇九・一一号、第七四〇九・一九号、第七四〇九・四 〇号、第七四〇九・九〇号、第七四〇一〇項又は第七四〇一・一〇号 に掲げる物品	〇・〇
七三	関稅率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・一〇号に掲げる物 品	〇・六
七四	関稅率表第七六類に掲げる物品	〇・〇
七五	関稅率表第七八〇一・一〇号に掲げる物品	〇・二
七六	関稅率表第七九〇・一〇項に掲げる物品	〇・四
七七	関稅率表第八一〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八 一〇八・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一一二・二〇号、第八 一一三・四〇号、第八一一九一號、第八一一二・九九号又は第八 一一三・〇〇号に掲げる物品	〇・〇
七八	関稅率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物 品	〇・〇
七九	関稅率表第九五〇・二項に掲げる物品	〇・〇
八〇	関稅率表第九五〇・三項に掲げる物品	〇・六
八一	関稅率表第九六〇三・二二一號、第九六〇三・二二九号、第九六〇三・三 〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九 〇号に掲げる物品	〇・〇

別表第四を次のように改める。
別表第四 特惠関稅例外品目表(第八条の二関係)

項 名	品 目
一	関稅定率法別表(以下この表において「関稅率表」という。第二七〇九・〇〇号又 は第二七一一〇・〇〇号の二の(一)のC、(二)のB、(三)若しくは(四)に掲げる物品

二	関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品
三	関税率表第四二・〇三項に掲げる物品
四	関税率表第四三〇二・一二号又は第四三〇二・一三三号に掲げる物品 関税率表第四三〇二・一九九号に掲げる物品のうち 羊又はやぎのもの 関税率表第四三〇二・二〇号、第四三〇二・三〇号、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの
五	関税率表第四四二・一三三号、第四四二・一四号又は第四四二・一九九号に掲げる物品
六	関税率表第五〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率表第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関税率表第五〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 農畜産業振興事業団が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの
七	関税率表第六四・〇二項、第六四・〇六項又は第六四・〇六項に掲げる物品
八	関税率表第九一三・九〇号の二に掲げる物品

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五 特別特惠関税対象品目表(第八条の二、第八条の三関係)

一	関税率表別表(以下この表において「関税率表」という。第三〇五・四九号に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)以外のもの 関税率表第三〇七・九一号の四の(二)に掲げる物品のうち 赤貝(生きているものに限る。)、うに及びくらげ 関税率表第三〇七・九九号の(一)又は(二)の(三)に掲げる物品のうち うに及びくらげ
二	関税率表第五〇八・〇〇号の一に掲げる物品
三	関税率表第七二二・三〇号に掲げる物品のうち しいたけ以外のもの 関税率表第七二二・九〇号の二に掲げる物品のうち ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。及びたけのこ以外のもの)

四	関税率表第八〇八二・一二号の二、第八〇八二・一二号の二、第八〇八二・一二号の二又は第八〇八二・二二〇号に掲げる物品 関税率表第八〇四・四〇号に掲げる物品のうち 生鮮のもの 関税率表第八〇一・九〇号の一の(四)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ 関税率表第八〇一・四〇号の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ
五	関税率表第九〇二・三〇号に掲げる物品のうち 紅茶
六	関税率表第一一五・六〇号又は第一一五・二二・九〇号の二に掲げる物品
七	関税率表第一六〇二・二〇号の二、第一六〇二・三二二号の二の(一)、第一六〇二・三二二号の二の(二)、第一六〇二・三三九号の二の(一)、第一六〇二・三三九号の二の(二)、第一六〇五・一〇号の二、第一六〇五・二〇号の二、第一六〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の二の(一)に掲げる物品 関税率表第一六〇四・二〇号の(一)に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)
八	関税率表第一九〇五・一〇号、第一九〇五・四〇号又は第一九〇五・九〇号の一に掲げる物品
九	関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(一)、第二〇〇二・九〇号の二、第二〇〇三・一〇号の二、第二〇〇五・四〇号の二の(一)、第二〇〇五・五九号の二の(一)、第二〇〇五・七〇号の二、第二〇〇五・九〇号の二の(一)若しくは(二)の(a)、第二〇〇六・〇〇号の二、第二〇〇八・九〇号の二の(一)若しくは(二)の(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)若しくは(二)の(a)、第二〇〇八・五〇号の二の(一)、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の二の(一)、第二〇〇八・八〇号の二の(一)又は(二)、第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品 関税率表第二〇〇八・一九九号の(一)の(四)に掲げる物品のうち カシューナット 関税率表第二〇〇八・一九九号の(一)の(四)のBに掲げる物品のうち くり(気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。) 関税率表第二〇〇八・一九九号の(一)の(四)のBに掲げる物品のうち カシューナット(いったものに限る。)、マカダミアナット、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット 関税率表第二〇〇八・一九九号の(一)の(四)のAに掲げる物品のうち マカダミアナット(いったものを除く。)

の(一)を「第一一〇三・一九号の四及び第一一〇三・二〇号の三の(一)」に改める。

第七條の六第一項中「第〇二二〇・九〇号の(一)を「第〇二二〇・九九号の(一)」に改める。

別表第一一〇三・一九三項を次のように改める。

一一〇三・一一

ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
小麥のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

一一〇三・一九

一 大麥又は裸麥のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 ライ小麥のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により輸入するもの、同法第六二條の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

一一〇三・二〇

ペレット

一 小麥のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三 とうもろこし又は米のもの

□ 米のものうち

二五%

二五%

二〇%

二〇%

二五%

別表第一一〇四・一九一号を削り、同表第一一〇四・一九九号を次のように改める。

一一〇四・一九

その他の穀物のもの

一 小麥又はライ小麥のもの

(1) 小麥のものうち
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(2) ライ小麥のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 とうもろこし又は米のもの

□ 米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により輸入するもの、同法第六二條の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二〇%

二〇%

二五%

二〇%

二五%

<p>別表第一第一〇四・二二二号を削り、同表第一一〇四・二一九号を次のように改める。</p> <p>一〇四・二一九</p> <p>三 大麦又は裸麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第七〇条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二〇%</p>	<p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>(1) 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第七〇条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p> <p>(2) ライ小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第七〇条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二〇%</p>	<p>二 米のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p> <p>三 大麦又は裸麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第七〇条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二〇%</p>	<p>別表第一第一九・〇二項中「並びに穀粉」の下に、「ひき割り穀物」を加える。</p> <p>別表第一第一九・〇四項中「粉」の下に、「ひき割り穀物」を加え、同表第一九〇四・二二〇号の次に次の一号を加える。</p> <p>一九〇四・三二〇</p> <p>ブルガー小麦</p> <p>ブルガー小麦のうち</p>
<p>別表第一第二七・一〇項を次のように改める。</p> <p>二七・一〇</p> <p>二七・一一</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p>	<p>石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るもの)とし、他の項に該当するものを除く)並びに廃油</p> <p>石油及び歴青油(原油を除く。)、並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るもの)とし、他の項に該当するものを除く)</p> <p>軽質油及びその調製品</p> <p>一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む)</p> <p>(一) 揮発油</p> <p>C その他のもの</p> <p>(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)</p> <p>(1) 温度二五度における比重が〇・八〇一七以下のもの</p> <p>(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(iii) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p>	<p>一キロリットルにつき</p> <p>二、〇九〇</p> <p>一キロリットルにつき</p> <p>二、〇六九</p> <p>一キロリットルにつき</p> <p>二、三六〇</p> <p>一キロリットルにつき</p> <p>二、三三六</p> <p>一キロリットルにつき</p> <p>二、二〇〇</p>	<p>一九〇四・三二〇</p> <p>ブルガー小麦</p> <p>ブルガー小麦のうち</p>

二七二〇・一九

(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)	一キロリツ 七五〇円
(3) その他のもの	
(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 四〇〇円
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 三八六円
(イ) 灯油	
B その他のもの	
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	無税
(2) その他のもの	
(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 五七〇円
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 五六四円
(ロ) 軽油	
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 二七〇円
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 二五七円
その他のもの	
一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	
(一) 灯油	
B その他のもの	
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	無税

無税

(2) その他のもの	一キロリツ 五七〇円
(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 五六四円
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	
(イ) 軽油	
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 二七〇円
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 二五七円
(ロ) 重油及び粗油	
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
(1) 製油の原料として使用するもの(関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。)	一キロリツ 二二五円
(2) その他のもの	
(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度二三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品と他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限り、のうち、農林漁業の用に供するもの)	
(ii) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 六二〇円
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ 五九三円

無税

(iii) その他のもの	
1	平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの
2	平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を 超えるもの
(1)	製油の原料として使用するもの
(2)	その他のもの
(i)	硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下 のもの
	一キロリツ トルにつき 四一〇
	一キロリツ トルにつき 三〇六
	二キロリツ トルにつき 二一五

(ii) その他のもの	
1	平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの
2	平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの
	一キロリツ トルにつき 四一〇
	一キロリツ トルにつき 三〇六
	二キロリツ トルにつき 二一五

別表第一の二第四一・〇四項の前に次の一項を加える。

四一・〇一

四一〇一・二〇

牛(水牛を含む)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パッチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限り)とし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。

全形の原皮(重量が一枚につき、単に乾燥したもの又は八キログラム以下、乾式塩蔵したもの又は一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。)

二 その他のものうち

この号の二、第四一・〇一、五〇号の二及び第四一・〇九〇号の二に掲げる牛(水牛を含む)又は馬類の動物の皮でなめし過程(前なめしを含む)のもの、第四一・〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九号の二の(一)に掲げる牛(水牛)

品名	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率
四一〇一・五〇	全形の原皮(一六キログラムを超えるものに 限る。)	二 其他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内の もの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%
四一〇一・九〇	其他のもの(バット、ベンス及びベリーを 含む。)	二 其他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内の もの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%
四一〇四・一一	別表第一の二第四一・〇四項から第四一・〇六項までを次のように改める。 牛(水牛を含む。又は馬類の動物のなめした皮(な めしたものと及びクラストにしたものでこれら を超える加工をしておらず、毛が付いていないもの に限るもの)とし、スプリットしてあるかないかを 問わない。)	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの フルグレン(スプリットしてないものに限 る。)及びグレンスプリット	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%
四一〇四・一九	其他のもの	二 其他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内 のもの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%
四一〇四・四一	乾燥状態(クラストのもの) フルグレン(スプリットしてないものに限 る。)及びグレンスプリット	一 なめしたものと(再なめしをしたものを 含む。)で、これを超える加工をしてな いもの 二 其他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のもの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%
	二 其他のもの	二 染色したもののうち この号の二の(一)及び第四一〇	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%

四一〇五・三〇	羊のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしが付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない) 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもののうち この号の一に掲げる羊のなめした皮及	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二%
四一・〇五	羊のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしが付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない) 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもののうち この号の一に掲げる羊のなめした皮及	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二%
四一〇四・四九	その他のもの 一 なめしたものと(再なめしをしたものを含む)で、これを超える加工をしてないもの (一) その他のもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの 二 その他のもの (一) 染色したもののうち 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの (二) その他のもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二%
四一〇四・四九	その他のもの (二) その他のもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一九・二%	一八・三%	一七・五%	一六・七%	一五・八%	一五%	一四・一%	一三・三%
四一〇四・四九	その他のもの (二) その他のもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%

四一〇六	<p>その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びク ラストにしたもので、これらを超える加工をして おらず、毛が付いていないものに限るものとし、 スプリットしてあるかないかを問わない) やぎのもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
<p>別表第一の二第四一 四一〇七</p>	<p>牛(水牛を含む)又は馬類の動物の革(なめした又 はクラストにした後これらを超える加工をしたも ので、パッチメント仕上げをしたものを含む、毛 が付いていないものに限るものとし、スプリット してあるかないかを問わず、第四一・一四項の革 を除く) 全形の革 フルグレン(スプリットしていないものに限 る) 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののう ち 共通の限度数量(第二種のもの)以 内のもの 染色したものの(牛革(表面積が 一枚につき二・六平方メートル 以下のもの)及び水牛革並びに ローラーレザーを除く) その他のもの (二) その他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のもの グレンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののう ち</p>	<p>一九・二% 一九・五%</p>	<p>一八・三% 一九%</p>	<p>一七・五% 一八・五%</p>	<p>一六・七% 一八%</p>	<p>一五・八% 一七・五%</p>	<p>一五% 一七%</p>	<p>一四・一% 一六・五%</p>	<p>一三・三% 一六%</p>
<p>四一〇七・二二</p>	<p>グレンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののう ち</p>	<p>一四・六%</p>	<p>一四・三%</p>	<p>一三・九%</p>	<p>一三・五%</p>	<p>一三・一%</p>	<p>一二・八%</p>	<p>一二・四%</p>	<p>一二%</p>

平成十三年三月十五日 衆議院議録第十三号 関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四一〇七・九九	四一・一二 四一・二二 四一・三〇 四一・四〇	四一・一三	四一・三〇 四一・三〇	〇二・一〇	〇二・〇〇 〇二・一〇
(一) その他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの (二) その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの (二) その他のものうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限り)とし、スプリットしてあるかないかを問わず、第一・一四項の革を除く。 (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの (二) その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの	その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パッチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限り)とし、スプリットしてあるかないかを問わず、第一・一四項の革を除く。	(一) 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの (二) その他のもの	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール 豚の肉 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したももの(骨付きのものに限る)	(一) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるもの)の区分に応じ、それと同表第四項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ)を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応
一四・六%	一四・六%	一九・五%	一九・五%	一九・五%	一九・五%
一四・三%	一四・三%	一九%	一九%	一九%	一九%
一三・九%	一三・九%	一八・五%	一八・五%	一八・五%	一八・五%
一三・五%	一三・五%	一八%	一八%	一八%	一八%
一三・一%	一三・一%	一七・五%	一七・五%	一七・五%	一七・五%
一二・八%	一二・八%	一七%	一七%	一七%	一七%
一二・四%	一二・四%	一六・五%	一六・五%	一六・五%	一六・五%
一二%	一二%	一六%	一六%	一六%	一六%

じ、それぞれこの号の(2)に定める率(例えば、九・八%の場合には〇・〇九八に〇・六を加えた数で除し、これに一・五を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。)以下のもの

〇二一〇・一一
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
ばら肉及びこれを分割したもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

〇二一〇・一九
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

〇二一〇・九九
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む)
その他のもの
一 豚のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・三%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・三%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・三%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九・三%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

九%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・八%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・五%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額

八・五%

別表第一の三第一一・〇三項及び第一一・〇四項を次のように改める。

一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット								
一一〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のものうち 別表第一一〇三・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一〇円三三銭	一キログラムにつき き三〇〇円四七銭	一キログラムにつき き二九七円七〇銭	一キログラムにつき き二八四円九三銭	一キログラムにつき き二八四円一七銭	一キログラムにつき き二七四円四〇銭		
一一〇三・一九	その他の穀物のもの 一 大麦又は裸麦のものうち 別表第一一〇三・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 ライ小麦のものうち 別表第一一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 四 米のものうち 別表第一一〇三・一九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三六円	一キログラムにつき き三五円	一キログラムにつき き三四円	一キログラムにつき き三三円	一キログラムにつき き三二円	一キログラムにつき き三一円		
一一〇三・二〇	ペレット 一 小麦のものうち 別表第一一〇三・二〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 とうもろこし又は米のもの 米のものうち 別表第一一〇三・二〇号の三の(□)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 四 大麦又は裸麦のものうち 別表第一一〇三・二〇号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 五 ライ小麦のものうち 別表第一一〇三・二〇号の五に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一〇円三三銭	一キログラムにつき き三〇〇円四七銭	一キログラムにつき き二九七円七〇銭	一キログラムにつき き二八四円九三銭	一キログラムにつき き二八四円一七銭	一キログラムにつき き二七四円四〇銭		
一一・〇四	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)	一キログラムにつき き三一〇円三三銭	一キログラムにつき き三〇〇円四七銭	一キログラムにつき き二九七円七〇銭	一キログラムにつき き二八四円九三銭	一キログラムにつき き二八四円一七銭	一キログラムにつき き二七四円四〇銭		

一一〇四・一九	ロールにかけ又はフレック状にした穀物 その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 とうもろこし又は米のもの (一) 米のもののうち 別表第一第一〇四・一九号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの その他の加工穀物(例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 米のもののうち 別表第一第一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一〇四・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三六円七銭	一キログラムにつき き三五円二三銭	一キログラムにつき き三四円二〇銭	一キログラムにつき き三三円二七銭	一キログラムにつき き三二円三三銭	一キログラムにつき き三一円四〇銭
一一〇四・二九	一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 米のもののうち 別表第一第一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一〇四・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き二九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭	一キログラムにつき き二七円四〇銭
一九〇四・三〇	別表第一の三第一七〇・二・九〇号中「転化糖の下に」並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するもの」を加える。 別表第一の三第一九〇・〇一項中「並びに穀粉の下に」及び「ひき割り穀物」を加える。 別表第一の三第一九〇・〇四項中「粉」の下に「ひき割り穀物」を加え、同表第一九〇・四・二〇号の次に次の一号を加える。 一九〇四・三〇 プルガー小麦 プルガー小麦のうち 別表第一第一九〇・四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三〇円二〇銭	一キログラムにつき き二九円四〇銭	一キログラムにつき き二八円六〇銭	一キログラムにつき き二七円八〇銭	一キログラムにつき き二七円	一キログラムにつき き二六円二〇銭

別表第一の六第一三項中「第一〇三・二二号、第一一〇三・二九号の四」を「第一〇三・二二〇号の二」に改める。
 別表第一の六第一四項中「第一〇三・二九号の三」を「第一一〇三・二二〇号の四」に、「第一一〇四・一一号」を「第一一〇四・一九号の三」に、「第一一〇四・二二号」を「第一一〇四・一九号の三」に改める。
 別表第一の六第一四の二項中「第一〇三・二四号、第一一〇三・二九号の二」を「第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・二〇号の三」に改める。
 別表第一の七第五〇の二項を削る。
 別表第一の七第五二項の次に次の二項を加える。
 五二の二 関税率表第一一〇三・一九号の四に掲げる物品
 別表第一の七第五三項中「第一一〇三・二二号」を「第一一〇三・二二〇号の一」に改める。
 別表第一の七第五三の二項中「第一一〇三・二九号の二」を「第一一〇三・二二〇号の三」に改める。

別表第一の七第五四項中「第一一〇三・二九号の三」を「第一一〇三・二二〇号の四」に改める。
 別表第一の七第五五項中「第一一〇三・二九号の四」を「第一一〇三・二二〇号の五」に改める。
 別表第一の七第五六項を次のように改める。
 五六 削除
 別表第一の七第五九項中「第一一〇四・二二号」を「第一一〇四・一九号の三」に改める。
 別表第一の七第六一の二項の次に次の二項を加える。
 六一の三 関税率表第一一〇四・二九号の三に掲げる物品
 別表第一の七第八七の三項を第八七の四項とし、同表第八七の二項の次に次の二項を加える。
 八七の三 関税率表第一九〇四・三〇号又は第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品
 別表第一の七第八八項を次のように改める。
 八八 削除

別表第一の八第二一〇二・一〇項を次のように改める。

〇二・一〇	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	一三・一%
〇二〇・一一	豚の肉	一三・一%
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	一三・一%
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれ同表第四項第三号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ)を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれこの号の(2)に定める率(例えば、一三・一%の場合には〇・一三)に〇・六を加えた数で除し、これに一・五を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ)以下のもの	一三・一%
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一三・一%
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額	一三・一%
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額	一二・七%
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額	一二・四%
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額	一二・一%
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額	一一・七%
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得た額と課税価格に得た額との差額	一一・三%

<p>〇二一〇・二二</p> <p>ばら肉及びこれを分割したもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一三・一%</p>
<p>〇二一〇・一九</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一三・一%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・七%</p>
<p>〇二一〇・九九</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一三・一%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・七%</p>
<p>別表第二第〇三〇五・二〇号中「肝臓」を「魚の肝臓」に改める。</p> <p>別表第二第〇七〇九・五項中</p> <p>〇七〇九・五五</p> <p>まっただけ</p> <p>その他のものうち</p> <p>〇七〇九・五九</p> <p>まっただけ</p> <p>無税</p> <p>に改める</p> <p>〇八一〇・九〇</p> <p>その他のものうち</p> <p>ドリアン、ランブリータ、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし</p> <p>二・五%</p> <p>を</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一三・一%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・七%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・四%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・二%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一一・七%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一一・三%</p>
<p>別表第二第〇八・一〇項中</p> <p>〇八一〇・九〇</p> <p>その他のものうち</p> <p>ドリアン、ランブリータ、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし</p> <p>二・五%</p> <p>を</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・七%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・四%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・二%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一一・七%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一一・三%</p>
<p>別表第二第〇八一〇・六〇</p> <p>〇八一〇・九〇</p> <p>ドリアン</p> <p>その他のものうち</p> <p>ランブリータ、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし</p> <p>二・五%</p> <p>に改める。</p> <p>〇八一〇・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>オートのもの</p> <p>ペレット</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>オートのもの</p> <p>一〇%</p> <p>を</p>	<p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・七%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・四%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一二・二%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一一・七%</p> <p>一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に得る額と課税価格に得る額との差額</p> <p>一一・三%</p>

別表第三第七項中「第八一・二二〇号」を「第八一・二二二号、第八一・二二二号、第八一・二二二九号」に、「第八一・二二・九二九号」を「第八一・二二・五二九号、第八一・二二・五二九号、第八一・二二・九二九号」に改める。
別表第四第一項中又は第二七二〇・〇〇号の(一)のC、(二)のB、(三)若しくは(四)を、「第二七二〇・〇〇号の(一)のC、(二)のB若しくは(三)又は第二七二〇・〇〇号の(一)のB、(二)若しくは(三)に改める。

別表第四第四項を次のように改める。

四 関稅率表第四三〇二・一三三に掲げる物品

関稅率表第四三〇二・一九九号、第四三〇二・二〇〇号、第四三〇二・二〇〇号、第四三〇二・二〇〇号、第四三〇三・一〇〇号又は第四三〇三・九〇〇号に掲げる物品のうち
羊、やぎ又はうさぎのもの

別表第五第三項を次のように改める。

三 関稅率表第七二二・三二二、第七二二・三二二、第七二二・三二二又は第七二二・三三三に掲げる物品

関稅率表第七二二・三九九号に掲げる物品のうち
しいたけ以外のもの
関稅率表第七二二・九〇〇号の二に掲げる物品のうち
ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く)及びいたけの(以外のもの)

別表第五第六項中「第一五五・六〇〇号」を「第一五五・九〇〇号の三」に改める。

別表第五第九項中「第二〇〇三・一〇〇号の二」を「第二〇〇三・一〇〇号の二、第二〇〇三・九〇〇号の二」に改める。

別表第五第一一項中「第二七二〇・〇〇号の(一)のAの(b)若しくはB、(二)のA、(四)若しくは(六)を「第二七二〇・〇〇号の(一)のAの(b)若しくはB若しくは(二)のA、第二七二〇・一九九号の(一)のA、(四)若しくは(六)に改める。
別表第五第一二項を次のように改める。

Table with 2 columns: Item No. and Description. Item No. includes 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.

別表第五第一三項中「第四六〇一・九一九号の(一)」を「第四六〇一・九一九号の(一)に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

(関稅法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の関稅法(次項において「旧関稅法」という。)第十九条の規定による税関長が行つてゐる許可は、この法律の施行の日(次条第一項及び第三項において「施行日」という。)において第三条の規定による改正後の関稅法第十九条の規定による税関へされた届出とみなす。

2 旧関稅法第十九条の規定により手数料を納付した法第百条第一号の規定により手数料を納付した場合における当該手数料の額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

(関稅暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第四条の規定による改正前の関稅暫定措置法(次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。)第十条の四第一項の規定により関稅の払戻しを受けることができることとなつた場合における関稅の払戻しについては、なお従前の例による。

2 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、第四条の規定による改正後の関稅暫定措置法(次項において「新暫定法」という。)第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

3 前項の規定により新暫定法第十条の四第一項

の規定によりされたとみなされる承認を受けてゐる同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合は、旧暫定法第十条の四第二項を除く。の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関稅の払戻し及び同条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十条の四の規定による関稅の払戻しに係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第百条第三号」を「第百条第二号」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の

部を次のように改正する。

第三条第二項中「第百条第三号」を「第百条第二号」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第二七二〇・〇〇号」を「第二七二〇・一一号若しくは第二七二〇・一九号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号中「第二七二〇・〇〇号の(一)のCの(b)の(1)」を「第二七二〇・一一号の(一)のCの(b)の(1)」に改め、同項第三号中「第二七二〇・〇〇号の(一)のAの(2)の(1)」を「第二七二〇・一九号の(一)のAの(2)の(1)」に改める。

第九十条の五第一項中「第二七二〇・〇〇号の(一)のA」を「第二七二〇・一九号の(一)のB」に改める。

第九十条の六の二第二項中「第二七二〇・〇〇号」を「第二七二〇・一一号若しくは第二七二〇・一九号」に、「同号の(一)のA」を「第二七二〇・一九号の(一)のB」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第九条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第八条の六第三項」を「第八条の六第二項」に改める。

(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第十条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二七二〇・〇〇号の(一)のC」を「第二七二〇・一一号の(一)のC」に改め、同条第三号中「第二七二〇・〇〇号の(一)のB」を「第二七二〇・一一号の(一)のB」及び「第二七二〇・一九号の(一)のB」に改め、同条第四号中「第二七二〇・〇〇号の(一)のB」を「第二七二〇・一一号の(一)のB」及び「第二七二〇・一九号の(一)のB」に改める。

(通関業法の一部改正)

第十一条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(1)中「含み、貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出すことの届出を除く」を含む」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「第八条の六第三項」を「第八条の六第二項」に改める。

(石油税法の一部改正)

第十三条 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二七二〇・〇〇号」を「第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号」に改める。

改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十四条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「関税法第十九条」を「関税法第十九号」の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第三条の規定による改正前の関税法(以下この項及び第四十六条において「平成十三年旧関税法」という)第十九条に、「旧関税法」を「平成九年旧関税法」に、「旧関税法」を「平成九年旧関税法第三十六号」に、「同法第百条第一号若しくは旧関税法」を「平成十三年旧関税法第百条第一号若しくは平成九年旧関税法」に、「又は関税法第百条第四号」を「関税法第百条第三号若しくは平成十三年旧関税法第百条第四号又は関税法第百条第四号」に改め、同条第二項中「第百条第一号」を「第百条第三号」に改める。

第四十六条中「第百条第三号」を「第百条第二号若しくは平成十三年旧関税法第百条第三号」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第九条のうち石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則第十項の次に五項を加える改正規定中「第二七二〇・〇〇号の(一)のC」を「第二七二〇・一一号の(一)のC」に、「第二七二〇・〇〇号の(一)のB」を「第二七二〇・一一号の(一)のB」及び「第二七二〇・一九号の(一)のB」に、「第二七二〇・〇〇号の(一)のB」を「第二七二〇・一一号の(一)のB」に改める。

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度についてその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止措置の改善、特恵税率の多様化、特別特恵受益国に対する特別措置の拡充等を行うとともに、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃又は引下げを行うほか、沖繩県から沖繩県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度の免税制度への変更等、関税率表の品目分類に関する所要の調整並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長の措置を講ずるため関税率法及び関税暫定措置法について、執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制の届出制への移行等税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度についてその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止措置の改善、特恵税率の多様化、特別特恵受益国に対する特別措置の拡充等を行うとともに、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃又は引下げを行うほか、沖繩県から沖繩県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度の免税制度への変更等、関税率表の品目分類に関する所要の調整並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長の措置を講ずるため関税率法及び関税暫定措置法について、執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制の届出制への移行等税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 特恵関税制度の改正
(一) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、その適用期限を十年延長することとする。

〇・〇〇号の(一)のB)を「第二七二〇・一一号の(一)のB)及び第二七二〇・一九号の(一)のB)」に、「第二七二〇・〇〇号の(一)のA)を「第二七二〇・一九号の(一)のB)」に改める。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度についてその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止措置の改善、特恵税率の多様化、特別特恵受益国に対する特別措置の拡充等を行うとともに、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃又は引下げを行うほか、沖繩県から沖繩県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度の免税制度への変更等、関税率表の品目分類に関する所要の調整並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長の措置を講ずるため関税率法及び関税暫定措置法について、執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制の届出制への移行等税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 特恵関税制度の改正
(一) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、その適用期限を十年延長することとする。

(二) 特定の鉱工業産品等について特恵関税を適用できる輸入額又は数量の枠について、平成十一年度の特恵関税を適用した輸入額を基準として設定する方式に統一するとともに、その枠を超えた場合に特恵関税の適用を停止する時期を翌月半ばとする方式への統一等を行うこととする。

(三) 特定の鉱工業産品等の特恵税率について、無税又は通常の関税率の二十パーセント、四十パーセント、六十パーセント若しくは八十パーセントの五段階に多様化することとする。

(四) 特別特恵受益国に対する新たな特恵関税対象品目を創設することによる特別措置の拡充等を行うこととする。

2 個別品目の関税率の改正
 コーティングリッツへの加工原料用等のとうもろこしの関税割当一次税率の引下げ、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃等を行うこととする。

3 関税の減免税・還付制度の改正
 沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度を免税制度に変更するとともに、これまで払戻し制度の対象外とされていた物品についても免税制度の対象とすることとする。

4 関税率表の品目分類に関する調整
 「商品の名称及び分類」についての統一システムに関する国際条約に定める品目表が改正されること等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行うこととする。

5 暫定関税率等の適用期限の延長
 (一) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を一年延長することとする。
 (二) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の関税の還付制度について

て、その適用期限を一年延長することとする。

(三) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する農産品に係る特別緊急関税並びに牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を一年延長することとする。

6 税関手続の簡素化等
 税関手続の簡素化等のため、執務時間外における外国貿易船等への貨物の積卸しに係る許可制を届出制に変更するとともに、執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する等所要の改正を行うこととする。

7 その他
 その他所要の規定の整備を行うこととする。

8 施行期日
 この法律は、平成十三年四月一日から施行することとする。ただし、4については、平成十四年一月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由
 本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度についてその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止措置の改善、特恵税率の多様化、特別特恵受益国に対する特別措置の拡充等を行うとともに、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃又は引下げを行うほか、沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度の免税制度への変更等、関税率表の品目分類に関する所要の調整並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長の措置を講ずるため関税率法及び関税暫定措置法について、執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制の届出制への移行等税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行うものとするもので、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に伴う平成十三年度における減収見込額は、約三十億円である。
 右報告する。
 平成十三年三月十四日
 財務金融委員長 山口 俊一
 衆議院議長 綿貫 民輔殿
 (別紙)
 関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。
 なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。
 一 輸入の増加により国内産業に重大な損害を与える等の事実がある場合に発動されるセーフガード問題については、WTOセーフガード協定等に従った的確な事実認定に基づき、適切かつ速やかに対処すること。
 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。
 一 最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

環境省設置法の一部を改正する法律案
 右
 平成一十三年二月六日
 内閣総理大臣 森 喜朗
 国会に提出する。

環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 環境省に置かれる機関
 第一節 審議会等(第六条、第九条)
 第二節 特別の機関(第十条)」
 「第三章 環境省に置かれる職及び機関
 第一節 特別な職(第七條、第十条)に改め
 第二節 審議会等(第七條、第十条)に改め
 第三節 特別の機関(第十一条)
 第四章 雑則(第十二條)」

「第三章 環境省に置かれる機関」を「第三章 環境省に置かれる職及び機関」に改める。
 第十条を第十一条とし、同条の次に次の一章を加える。

第四章 雑則
 第十二条 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行わせるため、環境省にこれらの事務をつかさどる職員を置く。
 第三章第二節を同章第三節とする。
 第三章第一節中第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一かずつ繰り下げる。
 第三章第一節を同章第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

「第三章 環境省に置かれる職及び機関」を「第三章 環境省に置かれる職及び機関」に改める。
 第十条を第十一条とし、同条の次に次の一章を加える。

正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

環境省設置法の一部を改正する法律案
 右
 平成一十三年二月六日
 内閣総理大臣 森 喜朗
 国会に提出する。

環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 環境省に置かれる機関
 第一節 審議会等(第六条、第九条)
 第二節 特別の機関(第十条)」
 「第三章 環境省に置かれる職及び機関
 第一節 特別な職(第七條、第十条)に改め
 第二節 審議会等(第七條、第十条)に改め
 第三節 特別の機関(第十一条)
 第四章 雑則(第十二條)」

「第三章 環境省に置かれる機関」を「第三章 環境省に置かれる職及び機関」に改める。
 第十条を第十一条とし、同条の次に次の一章を加える。

第四章 雑則
 第十二条 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行わせるため、環境省にこれらの事務をつかさどる職員を置く。
 第三章第二節を同章第三節とする。
 第三章第一節中第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一かずつ繰り下げる。
 第三章第一節を同章第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

「第三章 環境省に置かれる職及び機関」を「第三章 環境省に置かれる職及び機関」に改める。
 第十条を第十一条とし、同条の次に次の一章を加える。

第一節 特別な職

(地球環境審議官)

第六條 環境省に、地球環境審議官一人を置く。
2 地球環境審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一章を加える改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

(総務省設置法の一部改正)

第一條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「を分掌し、並びに環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

理由

環境行政の一層の推進を図るため、環境省に、地球環境審議官を設置し、及び地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務をつかさどる職員を配置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境行政の一層の推進を図るため、環境省に、地球環境審議官を設置し、及び地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務をつかさどる職員を配置しようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

1 地球環境審議官の新設

環境省の所掌事務に係る地球環境保全に関する事務その他の事務のうち、国際的に取り組む必要がある事項に関する事務を総括整理するため、地球環境審議官一人を置くこととする。

2 地方環境対策調査官の配置等

地方における環境省の所掌事務に関する調査等に関する事務をつかさどる職員を置くこととする。また、これに伴い、総務省の官区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が行う環境省の所掌事務に関する調査等の事務に関する規定を総務省設置法から削除することとする。

3 施行期日

この法律は、平成十三年七月一日から施行することとする。ただし、地方環境対策調査官の配置等に関する規定については、同年十月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

環境行政の一層の推進を図るため、環境省に、地球環境審議官を設置し、及び地方における環境省の所掌事務に関する調査等の事務をつかさどる職員を配置しようとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算環境省所管に、一億七千七百四十六万四千円が計上されている。右報告する。

平成十三年三月十五日

環境委員長 五島 正規

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年三月十五日

提出者 議院運営委員長 藤井 孝男

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第一條の表国立国会図書館支部防衛庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部金融庁図書館

金融庁

附則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

理由

金融庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院規則の一部を改正する規則案

右の議案を提出する。

平成十三年三月十五日

提出者

議院運営委員長 藤井 孝男

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第百八十五條に次の一項を加える。

議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。これが、この規則案を提出する理由である。

理由

議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。これが、この規則案を提出する理由である。

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程案

右の議案を提出する。

平成十三年三月十五日

提出者

議院運営委員長 藤井 孝男

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程

第一條 衆議院の事務局及び法制局の職員(事務局長、法制局長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、非常勤職員及び警務に従事させるため事務局に臨時に置く職員を除く。)の定員は、千七百九十九人を超えない範囲内で、議長が、議院運営委員会に諮って、これを定める。

第二條 警務に従事させるため事務局に臨時に置く職員(の定員は、三十人を超えない範囲内で、議長が、議院運営委員会に諮って、これを定める)。

附則

1 この規程は、平成十三年三月十五日から施行する。

2 衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)及び衆議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)は、廃止する。

明治二十五年三月二十一日
第一種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一 部 三 四 五 円 (本 体 三 三 〇 円)